

独立行政法人住宅金融支援機構
令和4年度業務実績等報告書

独立行政法人住宅金融支援機構
令和5年6月

目次

項目別評定総括表

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 証券化支援事業

2 住宅融資保険等事業

3 住宅資金融通等事業

II 業務運営の効率化に関する事項

III 財務内容の改善に関する事項

IV その他業務運営に関する重要事項

別表 1 ～ 3

様式 1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価				項目別 調書No.	備考
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		
Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
証券化支援事業	B○重	B○重			I－1	
住宅融資保険等事業	A	A			I－2	
住宅資金融通等事業	B	B			I－3	

※ 重要度を「高」と設定されている項目については、評語の横に「○」を付している。

※ 重点化の対象とされた項目については、各評語の横に「重」を付している。

※ 住宅融資保険等事業に係る定量目標のうち、「住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入」については、困難度が「高」とされている。

※ 住宅資金融通等事業に係る定量目標のうち、「マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数」については、困難度が「高」とされている。

中期計画（中期目標）		年度評価				項目別 調書No.	備考
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項							
	業務運営の効率化に関する事項	B	B			Ⅱ	
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項							
	財務内容の改善に関する事項	B	B			Ⅲ	
Ⅳ その他業務運営に関する重要事項							
	その他業務運営に関する重要事項	B	B			Ⅳ	

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1	証券化支援事業【重点化項目】		
業務に関連する政策・施策	政策目標：Ⅰ 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標：2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標：Ⅱ 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：3 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標：Ⅲ 地球環境の保全 施策目標：9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標：Ⅻ 国際協力、連携等の推進 施策目標：43 国際協力、連携等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第13条第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」（住生活基本計画等の政府方針において、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）に対して長期固定金利の住宅ローンの安定的な供給支援や長期優良住宅をはじめとする良質な住宅の供給促進、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化等が求められており、これらの施策の実現に向けて証券化支援事業は主要な役割を果たすことから、重要度は高い。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和4年度）国交省4－①、② 令和4年度行政事業レビューシート 事業番号：2022-国交-21-0003 事業番号：2022-国交-21-0014

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等			達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定量目標	フラット35の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストック	（計画値）	中期目標期間の最終年度までに30万戸以上	—	23.7万戸	25.2万戸		
		（実績値）	—	21.9万戸 （令和2年度）	23.4万戸	24.7万戸		
		（達成度）	—	—	98.7%	97.8%		
	フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合	（計画値）	中期目標期間の最終年度までに25%以上（可能な限り28%）	—	23.5%	24.0%		
		（実績値）	—	25.8% （令和2年度）	27.3%	28.8%		
		（達成度）	—	—	116.2%	120.0%		
	フラット35地域連携型に新たに連携して取り組む地方公共団体数	（計画値）	中期目標期間中に100団体以上	—	20団体	24団体		
		（実績値）	—	—	77団体	57団体		

		(達成度)	—	—	385.0%	237.5%		
	買取審査に係る標準処理期間（３日）内の処理率	(計画値)	各年度８割以上	—	80%	80%		
		(実績値)	—	93.7% (令和２年度)	94.4%	91.4%		
		(達成度)	—	—	118.0%	114.3%		
指標	フラット３５（買取型）の申請件数		—	94,941件 (令和２年度)	80,845件	56,741件		
	ＭＢＳの毎月の発行額		—	1,020億円 ～ 2,195億円 (令和２年度)	907億円 ～ 1,931億円	704億円 ～ 1,607億円		
	ＭＢＳ発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド		—	0.31% ～ 0.34% (令和２年度)	0.26% ～ 0.31%	0.25% ～ 0.59%		
	フラット３５（保証型）の取扱金融機関数		—	８機関 (令和２年度)	９機関	９機関		
	フラット３５（保証型）の申請件数		—	14,772件 (令和２年度)	13,860件	10,412件		
	フラット３５リノベの申請件数		—	409件 (令和２年度)	1,153件	864件		
	フラット３５地域連携型のうち子育て支援に資するものの件数		—	683件 (令和２年度)	552件	843件		
	国内外の機関との情報交換や支援の回数		—	14回 (令和２年度)	28回	28回		

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
予算額（百万円）	3,943,645	4,236,575		
決算額（百万円）	3,633,037	3,496,332		
経常費用（百万円）	196,959	194,552		
経常利益（百万円）	82,620	86,736		
行政コスト（百万円）	196,959	194,552		
従事人員数（人）	472	497		

注）証券化支援勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給でき	長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給でき	長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給でき	＜評価の観点＞ ・長期固定金利の住宅資金を全国	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：次のとおり、長期固	評定	

	るようにするとともに、住宅循環システムの構築、良質な住宅ストックの形成等に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行うこと。	るようにするとともに、住宅循環システムの構築、良質な住宅ストックの形成等に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行う。	るようにするとともに、住宅循環システムの構築、良質な住宅ストックの形成等に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行う。	あまねく安定的に供給できるようにするとともに、住宅循環システムの構築、良質な住宅ストックの形成等に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する取組を行っているか。		定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、良質な住宅ストックの形成に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する取組を実施しており、金融環境の影響はありながらも所期の目標を達成していると判断し、「B」とした。
	① 民間金融機関の円滑な資金調達を実現できるフラット35（買取型）を的確に実施するとともに、住宅金融証券化市場の整備・育成のため、安定的な資産担保証券（以下「MBS」という。）の発行やMBSのベンチマーク性の向上に向けた取組を継続して行うこと。 債券発行等に当たっては、グリーンボンドの発行等により、ESG投資ニーズのある投資家の参入を図ること。 民間金融機関による証券化を支援するフラット35（保証型）が有する課題を解決するための取組を行うとともに、取り扱う民間金融機関等	① フラット35（買取型）を的確に実施するため、国民がその利用を希望する際に関連情報にアクセスできるよう、住宅ローン利用予定者、住宅関連事業者、民間金融機関等に対する周知活動を行う。 （指標：フラット35（買取型）の申請件数）	① 住宅ローン利用予定者がフラット35の関連情報に容易にアクセスできるように広告、セミナー等の周知活動を行うとともに、住宅関連事業者等に対しては顧客のニーズに応じてフラット35の制度改正を含めた関連情報を適切に提供できるように業界団体を通じたセミナー等の周知活動を行い、民間金融機関に対しては顧客のニーズに応じてフラット35を提供できるように制度内容や手続に関する情報を中心に周知活動を行う。また、民間金融機関又は適合証明検査機関のニーズに応じて、手続等のサポートを行う。 （指標：フラット3	<定量目標> ・フラット35の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストック ・フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合 ・フラット35地域連携型に新たに連携して取り組む地方公共団体数 ・買取審査に係る標準処理期間（3日）内の処理率 <指標> ・フラット35（買取型）の申請件数 ・MBSの毎月の	次のとおり、住宅ローン利用予定者、住宅関連事業者等及び民間金融機関の3チャンネルに対して、フラット35の周知活動や手続のサポートを行った。その結果、指標「フラット35（買取型）の申請件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。 （住宅ローン利用予定者に対する取組） ○ 広告代理店と連携し、Web、新聞、テレビCM（地上波及びBS放送）を活用した広域広告による周知を行い、全期間固定金利の安心を訴求した。 ○ 維持保全・維持管理に配慮した住宅や既存住宅の流通促進を図るため、これらの住宅に対して金利引下げを実施するフラット35維持保全型を令和4年4月に創設し、その制度内容をWeb広告、新聞広告、フラット35サイト、チラシ及びパンフレットを通じて周知を行った。 ○ 令和4年10月に適用する制度改正（ポイント制の創設等）が大規模であることを踏まえ、通常の制度改正時よりも早期にフラット35サイトを通じて住宅ローン利用予定者への周知を行う等、十分な周知を行った。 ○ 省エネルギー性能に優れた住宅の普及を促進し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を加速させるため、令和4年10月に制度を創設したZEH水準の住宅に対して金利引下げを実施する	○ 定量目標のうち「フラット35の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストック」については、コロナ災禍を契機にフラット35の利用率が低下し、その後の長期金利の上昇に伴う民間金融機関の変動金利型住宅ローン借入金利とフラット35借入金利の金利差拡大等の影響により令和3年度に引き続き令和4年度においてもフラット35の受理数が回復しなかったこと等により目標値に及ばなかった。しかしながら、令和5年度での着実な目標達成に向け、住宅ローン利用予定者、住宅関連事業者等、民間金融機関等に対し、令和4年度に創設したフラット35維持保全型に関する制度周知を実施することに加え、ZEH水準の住宅に対して金利引下げを実施するフラット35

	のニーズに対応して、適宜適切な業務の見直しに努めること。 (指標) ・フラット35（買取型）の申請件数 ・MBSの毎月の発行額 ・MBS発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド ・フラット35（保証型）の取扱金融機関数 ・フラット35（保証型）の申請件数		5（買取型）の申請件数)	発行額 ・MBS発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド ・フラット35（保証型）の取扱金融機関数 ・フラット35（保証型）の申請件数 ・フラット35リノベの申請件数 ・フラット35地域連携型のうち子育て支援に資するものの件数 ・国内外の機関との情報交換や支援の回数	フラット35S（ZEH）について、長期優良住宅に適用することでフラット35における金利引下げ幅が最大となることをWeb広告、新聞広告、フラット35サイト、チラシ及びパンフレットを通じて周知を行った。 ○ 省エネルギー性能に優れた住宅の取得又は省エネルギー性能に優れた住宅への改修を行うことへの需要を喚起するため、日経電子版オンラインセミナー「カーボンニュートラルの実現」を開催するとともに、後日、当該セミナーの様子を再録記事と併せてフラット35S（ZEH）及び長期優良住宅のメリット等を記載した新聞広告を掲載し、周知を行った。 ○ 住宅ローンの利用目的（新築戸建て、新築マンション若しくは既存住宅の取得又は既存住宅の取得と併せたリフォームの実施）にそれぞれ対応するフラット35の商品性等について理解が深まるよう、利用目的別のフラット35商品説明動画を作成し、令和4年11月にフラット35サイトにおいて公開した。また、利用目的別のチラシを作成し、フラット35取扱金融機関に提供するとともに、フラット35サイトへの掲載を通じて周知を行った。 ○ フラット35の金利引下げの種類を住宅ローン利用予定者に分かりやすくすることを目的に令和4年10月に導入したポイント制について、フラット35サイト及びパンフレットにおいて図を用いて説明するとともに、希望する利用目的に適した金利引下げメニューが表示されるツールをフラット35サイトに掲載した。また、当該ツールをスマートフォン用アプリ「【フラット35】住宅ローンシミュレーター」として開発し、無償公開した。 ○ LGBTQに関する社会的関心の高まりを踏まえ、住宅ローン利用予定者の幅広いニーズに対応するため、令和5年1	S（ZEH）について、長期優良住宅に適用することでフラット35における金利引下げ幅が最大となることについて周知を行う等の取組を機構本支店一体となって実施している。 なお、注文住宅及び建売住宅におけるフラット35申請数に占める長期優良住宅の割合は令和3年度比でいずれも上昇（注文住宅3.2%増、建売住宅3.8%増）している。 ○ 定量目標のうち「フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合」については、フラット35維持保全型及びフラット35リノベの制度について、住宅ローン利用予定者、業界団体等への周知を行う等の取組を実施し、目標24.0%に対して実績は28.8%（達成率120.0%）となった。 ○ 定量目標のうち「フラット35地域連携型に新たに連携して取り組む地方公共団体数」については、高い省エネルギー性能を有する住宅の取得支援等を目的とした地方公共団体の独自の取組を支援するため、フラット35地域連携型（地域活性化）の類型に「グリーン化」を追加することを決定したほか、国土交通省が主催する公営住宅整備	
--	---	--	---------------------	---	---	---	--

				月からフラット３５の連帯債務の申込対象に同性パートナーを含める制度改正を行い、フラット３５取扱金融機関に対して丁寧な周知活動に取り組むとともに、住宅ローン利用予定者に制度改正事項を説明できるようにサポートを行った。また、機構ホームページのトピックスに掲載することで周知を行った。 ○ 広告の実施に際しては、フラット３５不適正利用防止に係る注意喚起を併せて行った。 (住宅関連事業者等に対する取組) ○ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて住宅の省エネルギー性能の向上を加速させるため、国に先立って、令和５年４月からフラット３５を新築住宅に利用する場合に一定の省エネルギー性能基準への適合を必須とする「省エネ基準要件化」を決定した。 ○ 省エネ基準要件化に当たり、当該省エネ基準への対応ができていない住宅事業者に対する支援を行うため、適合証明検査機関を通じて住宅事業者へ周知チラシを配布した。また、省エネルギー基準ポータルサイトを開設して説明動画を作成・公開し、省エネ基準要件化サポートダイヤルを設置した。加えて、国土交通省開催の改正建築物省エネ法オンライン講習会及び適合証明検査機関主催のセミナーへの講師参加並びに住宅事業者への訪問を通じて省エネ基準要件化に関する周知を行った。 ○ 次に掲げる団体、会議等において、令和４年度予算事項や制度改正事項を含めたフラット３５に関する周知とフラット３５の利用状況等についての意見交換を行った。 ・ (一社) JBN・全国工務店協会 ・ (一社) 全国住宅産業協会 ・ (一社) 住宅生産団体連合会 ・ (一社) 不動産流通経営協会	事業等担当者会議において、フラット３５地域連携型の周知を行う等の取組により、目標24団体に対して57団体との連携を行い、達成率は237.5%となった。これによりフラット３５地域連携型に関する連携協定締結済地方公共団体数は累計637団体となった。 ○ 定量目標のうち「買取審査に係る標準処理期間（３日）内の処理率」についても着実に達成している。 ○ 各指標については、変動金利型住宅ローンとの金利差拡大等の金融環境の影響を受け、フラット３５買取型の申請件数等は前年度を下回る実績となったものの、住宅ローン利用予定者に対して全期間固定金利の安心等について広告等で分かりやすく訴求することを通じて正しい住宅ローン選択を行っていただけるよう尽力しているほか、フラット３５の各金利引下げメニューの政策意義等について広く周知を行う等、政策実施機能を最大限発揮するべく、本支店一体となって取組を推進している。このほかMBSに関する指標についても、世界的な金融引締めの影響を受けて国債利回りが上昇傾向にあった中、投資家との丁寧な対話及	
--	--	--	--	--	--	--

				・不動産業20業界団体が会する関連団体連絡会議 ・（一社）日本木造住宅産業協会 ・硝子繊維協会 ・ロックウール工業会 ○ 仕様書サポートダイヤルにおいて住宅技術関係の照会に対応し、住宅関連事業者等の住宅技術に関する理解度向上に寄与した。 ○ 機構職員が住宅関連事業者等への説明や照会に対応できるサポート体制を整備するため、機構本支店で「住まいのテクニカルサポーター」を選定し、改正される技術基準や物件検査方法等についての研修を実施した。 ○ 適合証明検査機関の新任者に対して音声付きの研修資料を提供した。また、適合証明検査機関及び適合証明技術者に対して令和4年10月及び令和5年4月の制度改正についてマニュアル等を早期に提供した。 ○ 広く住宅ローン利用予定者等への有益な情報提供となるように、ファイナンシャルプランナー向けのメールマガジンを毎月発行し、情報提供を行った。 ○ 住宅関連事業者の上部団体に対して、融資手続等の改善について丁寧な説明を行うとともに、住宅関連事業者向けに当該改善事項を簡潔にまとめたチラシを作成し、周知した。 （民間金融機関に対する取組） ○ マイナポータルAPI連携による収入証明書取得開始に向け、サービス内容や取得手順等についての説明会を開催し、丁寧に説明した。また、フラット35取扱金融機関がお客さまにご案内できるよう、専用のホームページを開設し、取得手順の説明動画等を掲載する等のサポートを行った。 ○ 令和4年10月に適用する制度改正（ポイント制の創設等）が大規模であること	び発行額の平準化による柔軟な起債運営を行い、安定的な資金調達を実現し、住宅金融証券化市場の整備・育成に貢献している。 ○ 2050年カーボンニュートラルの実現に寄与するため、令和7年4月に予定されている国の新築住宅への省エネルギー性基準適合義務化に2年先駆けて令和5年4月からフラット35を新築住宅で利用する条件として導入することについて、当該基準に未対応の住宅関連事業者に対して基準の内容を説明するための動画を作成し機構ホームページに掲載するとともに、住宅関連事業者向けの省エネルギー性基準に関するサポートダイヤルを新設する等の住宅関連事業者に対する支援を行い、住宅の省エネルギー化の推進に寄与するべく取組を実施している。 ○ フラット35取扱金融機関が行う事務手続に係る負担軽減等を図り、ひいては住宅ローン利用予定者の利便性向上につなげるため、フラット35取扱金融機関から寄せられたニーズと課題を整理した上で、借入申込時の書式に関する押印の廃止や事務手続の合理化、廃止等を行う等の取組を実施している。	
--	--	--	--	---	--	--

				を踏まえ、通常の制度改正時よりも早期にフラット３５取扱金融機関向け説明会を開催した。開催に当たっては、フラット３５取扱金融機関に対する事前の説明資料送付、Ｑ＆Ａ集の提供及び説明動画の配信を行うとともに、全フラット３５取扱金融機関に広く説明を行う観点からＷｅｂ会議形式とした。また、開催に先立って（一社）全国銀行協会等のフラット３５取扱金融機関の上部団体に対しても説明を行う等、十分な周知と丁寧な説明に努めた。 ○ 上記説明会後に行ったアンケートで「非対面での実施」へのニーズが引き続き高かったことを踏まえ、令和５年２月に実施したフラット３５取扱金融機関向け説明会では、事前に資料を送付し、質問事項を回収した上で、改正のポイントや質問への回答を盛り込んだ動画を撮影し、Ｗｅｂ会議形式で説明会を開催した。更に、Ｑ＆Ａ集の提供を行う等、フラット３５取扱金融機関への丁寧な周知活動を通じて、住宅ローン利用予定者に分かりやすく制度改正事項を説明できるようサポートを行った。 ○ 令和５年４月の制度改正等に伴い金銭消費貸借契約証書等各種書式改正が多数あったため、フラット３５取扱金融機関に対して施行の３か月前に改正の内容を反映した書式の提供を行った。 ○ フラット３５の融資手続を「より手軽に、より分かりやすく、より速く」することを目的として「申込書類の押印廃止」「書式の統合」「保留地・転借地の覚書廃止」等の融資手続の改善を行い、令和５年２月のフラット３５取扱金融機関向け説明会等で丁寧に説明を行った。 ○ フラット３５の制度改正に伴うフラット３５取扱金融機関向け業務マニュアルの改正に当たっては、フラット３５取扱金融機関の業務負荷軽減のため、施行の	○ 省エネルギー性に優れた新築住宅を対象とした住宅ローン債権の買取代金を資金使途とするグリーンボンドを令和４年度も継続してＳＢで発行した。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組として、令和３年度に引き続き令和４年度においても政府保証付きグリーンボンド（住宅金融機構グリーンボンド（政府保証債））を発行したことに加え、更なる普及促進のため、令和４年度第二次補正予算において200億円の政府保証枠の追加を受け、第４四半期に20年債を発行する等、ＥＳＧ投資ニーズのある新規投資家の更なる取り込みを図るとともに、脱炭素社会への実現に貢献する取組を行った。 ○ 新型コロナウイルス感染症拡大に関しては、令和３年度に引き続き返済期間の延長等のメニューを用意する等、債務者に寄り添った丁寧な対応を心がけ、債務者の返済継続を支援する取組を引き続き行っている。 ○ フラット３５の不適正利用事案について、会計検査院の指摘を重く受け止め、是正の処置が要求された案件（56件）のうち、37件について処置済
--	--	--	--	---	--

				1 か月前に改正内容を反映した業務マニュアルの提供を行った。 ○ 住宅ローンの利用目的（新築戸建て、新築マンション若しくは既存住宅の取得又は既存住宅の取得と併せたリフォームの実施）にそれぞれ対応するフラット35の商品性等について理解が深まるよう、利用目的別のフラット35商品説明動画を作成し、令和4年11月にフラット35サイトにおいて公開した。また、利用目的別のチラシを作成し、フラット35取扱金融機関に提供するとともに、フラット35サイトへの掲載を通じて周知を行った。【再掲】	とし、19件については是正に取り組んでいる。また、意見表示に対しても調査等に応じない債務者への措置方法及びセカンドハウスの調査方法等を定めた居住実態調査の内部規定を新たに整備する等、着実な対応を行った。加えて、令和5年2月に新規開設した機構Y o u T u b e 公式チャンネルや広告媒体を活用した住宅ローン利用予定者に対する注意喚起の実施、不適正未然防止のための融資手続の新設等の取組を実施している。 ○ そのほか、地方公共団体や住宅関連事業者等からの要望を踏まえた制度見直しを実施する等、各取組を着実に実施した。
	② 資産担保証券（以下「MBS」という。）の安定的な発行には証券会社の協力や投資家への周知が欠かせないことを踏まえ、積極的に証券会社と情報共有や意見交換を行いつつ、投資家の維持拡大を目的とする効果的なIRの企画・運営実施（IR活動）を継続して行うことで、毎月着実に所要額を調達できるよう、MBSを発行するとともに、住宅金融証券化市場の整備・育成を図る観点から、MBSのベンチマーク性を高めるため、市場環境等に応じ、発行額を平準化するように努める。	② 資産担保証券（以下「MBS」という。）市場に参入する投資家の維持拡大及びリレーシヨンの深化を図るため、積極的に証券会社と情報共有や意見交換を行いつつ、対象とする投資家の重点化及びIRの質向上を企図した取組によるIR活動を実施するとともに、MBS市場における投資判断等のベンチマーク性の向上に資するため、投資家の需要を十分に把握した上で必要に応じMBS発行額の平準化等による柔軟な起債運営を行いつつ、住宅ローン債権の買取りに必要な資金を安定的かつ効	（IR活動） ○ 新型コロナウイルス感染拡大防止策として定着した電話会議やWeb会議による非対面形式でのIRのほか、希望する投資家に対しては対面形式でのIRを行い、新型コロナウイルス感染状況を踏まえながら適切かつ効果的なIR活動を展開した。 ○ 投資家における商品の認知度及び理解度の向上の観点から、資産担保証券（以下「MBS」という。）と一般担保債券（以下「SB」という。）それぞれの特性を踏まえ、債券の特性に応じてIR対象とする投資家を区分けすることにより、戦略的かつ効率的なIR活動を行った。 ○ IR活動の質向上のため、IR実施者に係る取組として機構における新任のIR実施者向けの育成プログラムを行い、IR実施者の知識の向上に努めた。 ○ 令和4年7月に、令和4年度における機構の取組及び令和3年度決算の概要等に関する「投資家向け説明資料」を「補足説明付き資料」と併せて公表した。より効果的なIRのため、令和4年度は新たに理事長メッセージを加えることで機構のビジョンを経営層から幅広く投資家に伝える等、的確に情報発信を行った。		

		(指標：MBSの毎月の発行額／MBS発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド)	率的に調達する。 (指標：MBSの毎月の発行額／MBS発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド)	また、証券会社が主催するWebセミナーを通じた合同形式でのIR、担当役員の投資家訪問によるIR等に取り組み、MBS及びSBの発行状況、決算等の情報を投資家に効率的かつ効果的に提供した。 (MBS) ○ 市場環境、主要な経済イベント等を考慮した起債スケジュールの設定や、丁寧かつ柔軟な起債運営を行った。世界的な金融引締めの影響を受けて国内においても金利ボラティリティが高まる中、日本銀行のイールドカーブコントロールによりMBSがベンチマークとする10年ゾーンで逆イールドが発生する非常に不安定な起債環境だったため、指標「MBS発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりワイド化する傾向にあった。このような起債環境においても、投資家需要を十分に把握し、必要に応じ発行額の平準化を行うことで安定的な資金調達を実現することができた。 これにより指標「MBSの毎月の発行額」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。 (SB) ○ 5年から30年までの多様な年限での発行を行った。市場環境、主要な経済イベント等を考慮した起債スケジュールの設定を行うとともに、年限ごとに需要の異なる投資家層を把握し、各年限においてターゲットを明確にしたIRを実施した。また、需要状況に応じて発行額の増額を行う等、柔軟な起債運営を実施することにより、金利変動の大きい環境下においても累計で2,070億円の発行を安定的に行った。		
--	--	--	---	--	--	--

				○ クーポン及びスプレッドは、年度を通じて全年限で他の財投機関債と同水準を堅持した。また、丁寧な起債運営及び目的意識を持った I Rを通じて安定した債券発行を行い、必要な資金を調達することができた。 (財投機関債市場における M B S ・ S B のシェア) ○ 令和 4 年度の財投機関債市場における機構 M B S ・ S B のシェアは 56.7% (対前年度比 ▲10%) となった。		
	③ 債券発行等に当たっては、グリーンボンドの発行等により、E S G 投資ニーズのある投資家の参入を図る。	③ 住宅金融機構グリーンボンドを継続的に発行し、E S G 投資ニーズのある投資家の参入を図る。		(住宅金融機構グリーンボンドの継続的発行) ○ 令和 3 年度に引き続き、令和 4 年度においても住宅金融機構グリーンボンドを継続的に発行した。令和 4 年度は 10 回発行し、うち政府保証債として 2,400 億円、S B として 150 億円を調達した。 ○ 投資表明を行った投資家の件数は累計 233 件となり、住宅金融機構グリーンボンドを継続的に発行することで、E S G 投資ニーズのある多数の投資家を取り込むことができている。 (政府保証付きグリーンボンドの継続発行) ○ 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組として、令和 3 年度に引き続き令和 4 年度においても政府保証付きグリーンボンド(住宅金融機構グリーンボンド(政府保証債))を発行した。 ○ 省エネルギー性に優れた住宅の普及を促進するため政府保証(2,200 億円)の措置を受けていたところ、更なる普及促進のため、令和 4 年度第二次補正予算において 200 億円の政府保証枠の追加を受けたことから、令和 4 年度第 4 四半期に 20 年債を発行した。 ○ 令和 4 年度は令和 3 年度に発行した 5 年債及び 12 年債に加え、新たに 15 年債及び 20 年債を発行した。多様な年限を発行		

				することで幅広い投資家のE S G投資ニーズを喚起し、資金調達の幅の拡大に貢献した。 ○ 住宅金融機構グリーンボンド（S B）とは異なる投資家層（海外投資家等）からも政府保証付きグリーンボンドに対する需要が寄せられ、E S G投資ニーズを喚起することができた。		
	④ 民間金融機関による証券化を支援するフラット35（保証型）が有する課題を解決するための取組を行うとともに、取り扱う民間金融機関等のニーズに対応して、適宜適切な業務の見直しに努める。 （指標：フラット35（保証型）の取扱金融機関数／フラット35（保証型）の申請件数）	④ 民間金融機関等の市場関係者との意見交換等を行うことでフラット35（保証型）が有する課題を明らかにするとともに、取り扱う民間金融機関等のニーズの把握に努め、当該ニーズに対応した制度・運用の見直しを適宜適切に行う。 （指標：フラット35（保証型）の取扱金融機関数／フラット35（保証型）の申請件数）		（フラット35（保証型）の課題等の検討） ○ 民間コンサルタント（（株）みずほ銀行）を活用し、民間金融機関、信託銀行、投資家等の市場関係者にヒアリングを実施し、フラット35（保証型）及びリバースモーゲージ型住宅ローンが有する課題の把握・対応策の方向性に係る検討結果について報告書を取りまとめるとともに、国土交通省及び機構担当役員向けに報告会を実施した。 （制度・運用の見直し） ○ 民間金融機関の年度途中での商品改定ニーズに対応し、保険料率設定を実施した。 ○ 民間金融機関のニーズ把握に努めた結果、自己信託の活用ニーズが確認されたため、自己信託を活用した証券化手法の導入について、市場関係者及び顧問弁護士とリスク整理や対応策の検討を行った上で、自己信託により発行された信託受益権に対して特定債務保証を付保する仕組みを構築した。これにより、令和4年4月から自己信託を活用したMBSが発行され、住宅金融証券化市場の整備・育成に寄与している。 ○ これらの取組及び①のフラット35の周知活動の結果、指標「フラット35（保証型）の申請件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。		
② 災害リスクを踏まえた適切な立地への良質な住宅ス	⑤ 災害リスクを踏まえた適切な立地への良質な住宅ス	⑤ 災害リスクを踏まえた適切な立地への良質な住宅ス		次のとおり、住宅ローン利用予定者に対するフラット35S等の周知活動や住宅関連事業者等への技術支援等を行う等により		

	トックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い住宅・長期優良住宅等の良質な住宅の取得を支援するとともに、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化に配慮し、安心R住宅等の基礎的な情報が提供される等の既存住宅の取得を支援すること。 (定量目標) イ 中期目標期間の最終年度までに、フラット35の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストックを30万戸以上とする。(令和2年度までの累計実績(見込み):21.9万戸) ロ 中期目標期間の最終年度までに、フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合を25%以上(可能な限り28%)とする。(令和2年度実績(見込み):22.5%) (指標) ・フラット35リノ	トックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い住宅・長期優良住宅等の良質な住宅の取得を支援し、中期目標期間の最終年度までに、フラット35の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストックを30万戸以上とする。 (定量目標)	トックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い住宅・長期優良住宅等の良質な住宅の取得を支援するフラット35S及びフラット35維持保全型について、住宅ローン利用予定者に対して税制等各種支援措置と併せて周知活動を行うとともに、住宅関連事業者等に対して業界団体等と連携したセミナー等を通じた技術支援等を行う。また、フラット35Sの制度改正について、円滑な制度移行を図るため、計画的に周知活動を行う。これらの取組により、フラット35の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストックを25.2万戸以上とする。 (定量目標)	、定量目標「フラット35の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストック」の達成に尽力したものの、実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、年度計画に定める目標値を下回った。 なお、次の取組等を通じて長期優良住宅のメリット等に関する訴求に努めた結果、注文住宅及び建売住宅におけるフラット35申請件数に占める長期優良住宅の割合は令和3年度比でいずれも上昇(注文住宅3.2%増、建売住宅3.8%増)している。 (住宅ローン利用予定者に対する取組) ○ 住宅ローン利用予定者向けの説明資料「フラット35を知ろう」により、長期優良住宅の税制面における優遇措置を訴求した。 ○ 維持保全・維持管理に配慮した住宅や既存住宅の流通促進を図るため、これらの住宅に対して金利引下げを実施するフラット35維持保全型を令和4年4月に創設し、その制度内容をWeb広告、新聞広告、フラット35サイト、チラシ及びパンフレットを通じて周知を行った。 【再掲】 ○ 省エネルギー性能に優れた住宅の普及を促進し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を加速させるため、令和4年10月に制度を創設したZEH水準の住宅に対して金利引下げを実施するフラット35S(ZEH)について、長期優良住宅に適用することでフラット35における金利引下げ幅が最大となることをWeb広告、新聞広告、フラット35サイト、チラシ及びパンフレットを通じて周知を行った。【再掲】 ○ 省エネルギー性能に優れた住宅の取得又は省エネルギー性能に優れた住宅への改修を行うことへの需要を喚起するため、日経電子版オンラインセミナー「カーボンニュートラルの実現」を開催すると		
--	---	---	---	--	--	--

	べの申請件数				ともに、後日、当該セミナーの様子の再録記事と併せてフラット３５Ｓ（ＺＥＨ）及び長期優良住宅のメリット等を記載した新聞広告を掲載し、周知を行った。 【再掲】 ○ 長期優良住宅は、フラット３５Ｓと令和４年４月に創設したフラット３５維持保全型又は同年１０月に創設したフラット３５Ｓ（ＺＥＨ）を併用することができ、これによりフラット３５の金利引下げ幅が拡充される等のメリットがあることを分かりやすく説明するチラシを作成し、周知を行った。また、フラット３５のパンフレットにおける長期優良住宅の特集ページにおいても同様の内容を盛り込み、幅広く周知を行った。 ○ 住宅ローンの利用目的（新築戸建て、新築マンション若しくは既存住宅の取得又は既存住宅の取得と併せたリフォームの実施）にそれぞれ対応するフラット３５の商品性等について理解が深まるよう、利用目的別のフラット３５商品説明動画を作成し、令和４年１１月にフラット３５サイトにおいて公開した。また、利用目的別のチラシを作成し、フラット３５取扱金融機関に提供するとともに、フラット３５サイトへの掲載を通じて周知を行った。【再掲】 （住宅関連事業者等に対する取組） ○ 次に掲げる団体、会議等において、令和４年度予算事項や制度改正事項を含めたフラット３５に関する周知とフラット３５の利用状況等についての意見交換を行った。 ・（一社）ＪＢＮ・全国工務店協会 ・（一社）全国住宅産業協会 ・（一社）住宅生産団体連合会 ・（一社）不動産流通経営協会 ・不動産業２０業界団体が会する関連団体連絡会議 ・（一社）日本木造住宅産業協会		
--	--------	--	--	--	--	--	--

				・硝子繊維協会 ・ロックウール工業会【再掲】		
	⑥ 安心R住宅等の基礎的な情報が提供される等の既存住宅の取得を支援し、中期目標期間の最終年度までに、フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合を25%以上（可能な限り28%）とするとともに、既存住宅取得と併せて行うリフォームを支援するフラット35リノベの利用促進に努めること （定量目標） （指標：フラット35リノベの申請件数）	⑥ 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図るため、フラット35における既存住宅の取扱いについて、住宅ローン利用予定者に対してフラット35リノベ及びフラット35維持保全型と併せて周知活動を行うとともに、住宅関連事業者等に対して業界団体等と連携したセミナー等を通じた技術支援等を行う。また、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、適宜適切な制度・運用の見直し等を行う。これらの取組により、フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合を24.0%以上とする。 （定量目標） （指標：フラット35リノベの申請件数）		次のとおり、住宅ローン利用予定者に対するフラット35リノベ等の周知活動や住宅関連事業者等への技術支援等、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえた制度・運用の見直し等を行う等、定量目標「フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合」の達成に尽力した結果、実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、定量目標を達成した。また、指標「フラット35リノベの申請件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。 （住宅ローン利用予定者に対する取組） ○ 維持保全・維持管理に配慮した住宅や既存住宅の流通促進を図るため、これらの住宅に対して金利引下げを実施するフラット35維持保全型を令和4年4月に創設し、その制度内容をWeb広告、新聞広告、フラット35サイト、チラシ及びパンフレットを通じて周知を行った。 【再掲】 ○ 住宅ローンの利用目的（新築戸建て、新築マンション若しくは既存住宅の取得又は既存住宅の取得と併せたリフォームの実施）にそれぞれ対応するフラット35の商品性等について理解が深まるよう、利用目的別のフラット35商品説明動画を作成し、令和4年11月にフラット35サイトにおいて公開した。また、利用目的別のチラシを作成し、フラット35取扱金融機関に提供するとともに、フラット35サイトへの掲載を通じて周知を行った。【再掲】 （住宅関連事業者等に対する取組） ○ 既存住宅を取り扱う住宅事業者向けにフラット35の説明動画を作成し、（公社）全日本不動産協会、（公社）全国宅地建物取引業協会連合会、（一社）不動		

					産流通経営協会及び（一社）優良ストック住宅推進協議会の本部に提供した。 ○ リノベ技術サポートダイヤルにおいてフラット３５リノベの技術関係の照会に対応し、住宅関連事業者等の住宅技術の理解度向上に寄与した。 ○ フラット３５Ｓ（金利Ｂプラン）のうち、中古タイプ基準のバリアフリー性（手すり設置及び段差解消）を令和４年10月に廃止したことに伴い、既存住宅を取り扱う住宅関連事業者向けに新たな基準を解説するためのチラシを作成し、フラット３５サイトへの掲載を通じて周知を行った。 ○ （一社）不動産流通経営協会を訪問し、フラット３５維持保全型及びフラット３５リノベの制度周知を行うとともに、制度等に関する意見交換を実施した。 ○ （一社）リノベーション協議会を訪問し、フラット３５リノベの制度周知を行った。 （制度・運用の見直し） ○ 住宅政策上の必要性及び民間金融機関等のニーズや要望を踏まえ、次の制度見直しを実施した。 ① 既存住宅市場を活性化するため、維持保全・維持管理に配慮した住宅や既存住宅の流通に資する住宅を取得する場合にフラット３５の借入金利を一定期間引き下げるフラット３５維持保全型を創設した（令和４年４月）。 ② 省エネルギー性能に優れた住宅の普及を促進し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を加速させるため、ＺＥＨ水準の住宅を対象として金利の引下げ内容を拡充したフラット３５Ｓ（ＺＥＨ）を創設するとともに、フラット３５Ｓ及びフラット３５リノベにおける省エネルギー性の基準を強化した（令和４年10月）。	
--	--	--	--	--	--	--

				③ より高い水準のバリアフリー性能確保の観点から、既存住宅のフラット 3 5 S（金利 B プラン）のバリアフリー基準を強化した（令和 4 年 10 月）。 ④ 既存住宅流通市場における妥当な住宅の水準として、既存住宅のフラット 3 5 S（金利 A プラン）及びリノベ（金利 A プラン）の技術基準を新築住宅のフラット 3 5 S（金利 B プラン）と同等の水準に見直した（令和 4 年 10 月）。		
③ 二地域居住・移住・子育て等の地域における政策課題の解決に向けた取組について、地方公共団体とより連携を深めるとともに、他府省、政府関係機関、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO 等との連携及び協力を強化すること。 （定量目標） ・中期目標期間中におけるフラット 3 5 地域連携型に新たに連携して取り組む地方公共団体数を 100 団体以上とする。（令和 2 年度までの累計実績（見込み）：507 団体） （指標） ・フラット 3 5 地域連携型のうち子育て支援に資するものの件数	⑦ 中期目標期間中におけるフラット 3 5 地域連携型に新たに連携して取り組む地方公共団体数を 100 団体以上とすることに加えて情報交換、会議の開催等を通じて地方公共団体とより連携を深めるとともに、官公庁、政府関係機関、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO 等との連携及び協力の強化に努めることで、地方公共団体等が行う二地域居住・地方移住の推進や子育て支援等の住生活に関わる施策分野における課題解決に向けた取組を支援する。 （定量目標） （指標：フラット 3 5 地域連携型のう	⑦ 情報交換、会議の開催等を通じて地方公共団体とより連携を深め、フラット 3 5 地域連携型に新たに連携して取り組む地方公共団体数を 24 団体以上とするとともに、官公庁、地域金融機関等のステークホルダーとの連携及び協力の強化に努めることで、地方公共団体等が行う地方移住の推進や子育て支援等の住生活に関わる施策分野における課題解決に向けた取組を支援する。 （定量目標） （指標：フラット 3 5 地域連携型のうち子育て支援に資するものの件数）		次のとおり、情報交換、会議の開催等を通じた地方公共団体との連携深化等、定量目標「フラット 3 5 地域連携型に新たに連携して取り組む地方公共団体数」の達成に尽力した結果、実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、定量目標を達成した。また、指標「フラット 3 5 地域連携型のうち子育て支援に資するものの件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。 （フラット 3 5 地域連携型に関する地方公共団体との連携深化） ○ 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、断熱等性能等級 6 又は 7 相当の性能の住宅に対する取得支援等を目的とした地方公共団体の独自の取組を支援するため、フラット 3 5 地域連携型（地域活性化）の類型に「グリーン化」を追加することを決定した（令和 5 年 4 月から実施）。また、制度内容について、チラシを作成しフラット 3 5 サイトへの掲載を通じて周知を行った。 ○ 国土交通省が主催する「公営住宅整備事業等担当者会議」において、フラット 3 5 地域連携型の周知を行った。 （ステークホルダーとの連携・協力強化） ○ 国土交通省と連携し、同省が実施する住宅調整官等会議において、本省担当者から地方整備局に対してフラット 3 5 地		

		ち子育て支援に資するものの件数)			域連携型等の地域課題に対する機構の支援体制について説明がなされた。また、機構支店においても地方整備局を訪問し説明を実施することで、重層的な周知活動を実施した。 ○ （一社）全国地方銀行協会と「住宅ローンの受理動向・既融資債権の状況」をテーマに機構保有データを活用した意見交換会を実施した。また、「住宅ローン手続のデジタル化の取組」をテーマにした意見交換会も実施した。 ○ （一社）第二地方銀行協会と「住宅ローン手続のデジタル化の取組」をテーマに意見交換会を実施した。 ○ 内閣府地方創生推進室と連携し、全国8ブロックに設置された各府省庁の支分部局が連絡員となる地方連絡室のうち、北海道、東北、北陸・中部、近畿及び中国ブロックの連絡室員会議において、フラット35地域連携型の制度概要や地方公共団体との取組事例を共有するとともにフラット35利用者調査等のデータ提供を行った。 ○ 住宅・建築の技術的な専門知識を有する国土交通省国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所と、住宅の省エネルギー性能や住宅の省エネリフォームについて意見交換会を実施した。また、同建築研究所から講師を招き、BIM（Building Information Modeling）に関する勉強会を実施した。 （地域の政策課題解決に向けた取組） ○ 機構四国支店において、中小住宅事業者が供給する住宅のZEH対応化を促す観点から、高知県、香川県及び徳島県において中小住宅事業者向けに「ZEHセミナー」を開催した。セミナーの事後アンケートにおいて、今までZEH住宅に取り組んでいなかった事業者の96.7%が	
--	--	------------------	--	--	--	--

					「Z E Hにこれから取り組んでいきたい」と回答した。 ○ 「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、Z E H水準を上回る「北方型住宅2 0 2 0」に適合する住宅の普及を促進している北海道庁に対し、機構北海道支店が政策実現のために地域金融機関の協力が必要不可欠であるとして北洋銀行と連携することを提案した結果、同庁担当者が北洋銀行に訪問し、同行が扱うフラット3 5 S（Z E H）の融資手数料引下げが実現した。結果、北海道議会において知事が本事例について言及し、他金融機関との協議も進めるとの発言があった。 ○ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、断熱等性能等級6 又は7 相当の性能の住宅に対する取得支援等を目的とした地方公共団体の独自の取組を支援するため、フラット3 5 地域連携型（地域活性化）の類型に「グリーン化」を追加することを決定した（令和5 年4 月から実施）。また、制度内容について、チラシを作成しフラット3 5 サイトへの掲載を通じて周知を行った。【再掲】 ○ 地方公共団体が抱える住まいとまちづくりの政策課題対応を支援するため、金融の手法を活用して解決する手法を学ぶ地方公共団体職員、地域金融機関職員等を対象とした研修を政策研究大学院大学において実施した。研修後のアンケートでは受講者の93%が研修に満足と回答したほか、「広く金融・まちづくりの施策等を知ることができた」等の声をいただいた。 ○ 国土交通省と連携し、同省が実施する住宅調整官等会議において、本省担当から地方整備局に対してフラット3 5 地域連携型等の地域課題に対する機構の支援体制について説明がなされた。また、機構支店においても地方整備局を訪問し	
--	--	--	--	--	--	--

				説明を実施することで、重層的な周知活動を実施した。【再掲】		
④ 信用リスクを的確に管理した上で、国民に対して提供するサービスの質を向上させるため審査の迅速化及び高度化に努めるとともに、フラット35の不適正利用事案を踏まえ、適切に対応すること。 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行うこと。 自然災害、新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動に対応し、返済方法の変更等により、住宅ローン利用者の継続的な返済を支援すること。	⑧ 信用リスクを的確に管理した上で、国民に対して提供するサービスの質を向上させるため審査の迅速化及び高度化に努め、民間金融機関から住宅ローン債権の買取申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を3日とし、当該期間内に8割以上を処理する。 (中期計画上の定量目標)	⑧ 信用リスクを的確に管理した上で、国民に対して提供するサービスの質を向上させるため審査の迅速化及び高度化に努め、民間金融機関から住宅ローン債権の買取申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を3日とし、当該期間内に8割以上を処理する。 (中期計画上の定量目標)		次のとおり、審査の迅速化、高度化等により、定量目標「買取審査に係る標準処理期間（3日）内の処理率」の達成に尽力した結果、実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、定量目標を達成した。 (信用リスクの的確な管理) ○ 仮承認案件の信用コスト及び審査スピードについて、毎月モニタリングを行い、信用リスクを的確に管理した。 (審査の迅速化及び高度化) ○ フラット35の不適正利用事案の発生を受けて審査に時間を要している中においてもRPAを安定的に稼働させ、審査事務処理の効率化を図った。		
	⑨ フラット35の不適正利用事案を踏まえ、的確な審査を行うとともに、利用予定者への注意喚起、融資実行後のモニタリング等の必要な措置を行う。	⑨ フラット35の不適正利用事案を踏まえ、的確な審査を行うとともに、利用予定者への注意喚起、融資実行後のモニタリング等の必要な措置を行う。		(的確な審査の実施) ○ フラット35の不適正利用事案の特徴等に該当する申込事案に対して、より慎重な審査を実施した。 (フラット35利用予定者への注意喚起) ○ フラット35利用予定者が不適正利用に巻き込まれることを未然に防止するため、令和5年2月に開設した機構YouTube公式チャンネルにおいて、不適正利用に対する注意喚起を行う動画を配信した。 ○ 広告の実施に際しては、フラット35不適正利用防止に係る注意喚起を併せて行った。【再掲】 ○ フラット35取扱金融機関向け業務マニュアル（令和4年4月版）において、フラット35利用予定者がフラット35の不適正利用に巻き込まれないよう、必要に応じて売買価格等の申込内容を確認する手続及び残高証明書発行希望がない場合における理由の申出手続を定めた。		

				○ 令和４年度のフラット３５パンフレットにおいて、フラット３５の不適正利用注意喚起のページを新たに作成した。 ○ フラット３５の不適正利用への対応として、令和５年度版のフラット３５顧客説明書式に「融資住宅を無断用途変更した場合の損害の補償」についての注意事項を追加した。 （融資実行後のモニタリング等） ○ フラット３５の不適正利用事案の発生を受け、融資実行後の債務者が融資物件に居住していることの調査（居住実態調査）を令和元年度から継続して実施している。 ○ 居住実態調査に関して、不適正利用目的によらず無届けで住所変更を行った債務者に対しては、投資利用目的ではない旨の表明保証を求める「表明保証付住所変更届」の提出要請を行った。また、居住実態が確認できなかった債務者については、全額繰上償還請求等の厳格な対応を行った。 （証券化支援事業における住宅ローン債権に係る融資対象住宅の融資後の状況の把握等に関する会計検査院からの是正処置要求及び意見表示への対応） ○ 会計検査院から、平成29・30年度に融資が実行されたフラット３５に係る買取債権のうち中古マンションに係るものについて、債務者が自ら居住していない等要件に適合していない債権（56件）が見受けられたため、これらの債権について債務者に対して融資要件に適合するよう必要な対応を執らせ、債務者が必要な対応を執ることができない場合には全額繰上償還の請求等の必要な措置を講ずるよう是正の処置が要求された。また、買取債権について融資後の状況調査を行う内部規定がないことや債務者が正当な理由なく機構の実施する調査等に応じない場	
--	--	--	--	--	--

				合の措置の規定がないことにより、必要な措置を講じることが難しい状況となっていたことから、融資対象住宅の融資後の状況の把握が適切に実施され、買取債権が継続して要件に適合したものとなるように、融資後の状況調査を行うことの規定化及び体制の整備に加えて、セカンドハウスについてはその特質を踏まえた調査をするための方策等を講じるべきとの意見表示がなされた。 機構は、会計検査院からの是正処置要求及び意見表示を重く受け止め、次の措置を講じた。 ア 是正処置要求に対する措置 是正の処置が要求された56件のうち、37件について処置済とし、19件については、処置済となるよう是正に取り組んでいる。 イ 意見表示に対する措置 ・調査等に応じない債務者への措置方法、セカンドハウスの調査方法等を定めた居住実態調査に係る内部規定を新たに整備した（令和4年9月30日施行）。 ・調査等の実施に当たっては、担当者の増員（令和4年7月以降）、RPAの活用（令和4年12月より運用開始）、外部委託の活用（令和5年10月予定）等により体制整備を進めている。	
	⑩ 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行う。	⑩ 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行う。		（調査・研究） ○ 証券化支援事業に係る制度・運用の見直し等に資するため、次のとおりフラット35利用者、住宅ローン利用者等及び民間金融機関等への調査を実施し、集計分析を行った。調査結果はプレスリリース等により広く周知を行い、政府機関、シンクタンク等の研究機関、市場関係者、マスメディア等に広く活用されている。また、公表した資料のほか、フラット35利用者に対する調査及び住宅ローン利用者に対する調査について、税制等の	

					検討のため、国土交通省の要請に応じデータを作成した上で提供を行った。 ① 住宅ローン利用者等の実態調査 住宅ローン利用者の属性・ニーズ等需要実態を把握するため、フラット35を含む住宅ローンの利用者、利用予定者及び借換えでの利用者に対して、利用した住宅ローンの金利タイプや住宅ローン選び等に関する事項についての調査を実施した。 ② フラット35利用者調査 フラット35利用者の属性、住宅の概要等について集計分析を実施した。 ③ 業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移 日本銀行や業界団体、民間金融機関等の協力の下、民間金融機関等の業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移について調査を実施した。 ④ 高齢者等の住宅に対する意識調査 外部有識者として大学教授に意見を伺いながら、高齢者の住宅に関する意識等の調査を実施した。 ⑤ 住宅ローン貸出動向調査 住宅ローンを取り扱う金融機関に対し、住宅ローンの取組姿勢、営業戦略、取扱商品、審査、リスク、証券化の動向等についてアンケート調査を実施した。 ○ 調査結果等を活用し、機構が発行する季報「住宅金融」（春号）への寄稿のほか、RE T I O（冬号）、木材情報（令和4年度6月号、9月号、12月号及び3月号）への寄稿等を通じて、調査結果等について広く周知を行うことで、住宅市場、高齢者等の住宅事情の動向等について、国民の理解・認識の向上に寄与した。 ○ （株）日本総合研究所が主催する産業景気検討会等で住宅・金融市場の動向等について有識者との意見交換を行った。	
--	--	--	--	--	---	--

					、合計ポイント数に応じて金利引下げ内容を決定する「ポイント制」を導入した（令和４年10月）。 ⑤ より高い水準のバリアフリー性能確保の観点から、既存住宅のフラット３５Ｓ（金利Ｂプラン）のバリアフリー基準を強化した（令和４年10月）。【再掲】 ⑥ 地震保険における取扱等を踏まえ、免震住宅をフラット３５Ｓ（Ｂプラン）から（Ａプラン）の対象に変更した（令和４年10月）。 ⑦ 既存住宅流通市場における妥当な住宅水準として、既存住宅のフラット３５Ｓ（金利Ａプラン）及びリノベ（金利Ａプラン）の技術基準を新築住宅のフラット３５Ｓ（金利Ｂプラン）と同等の水準に見直した（令和４年10月）。【再掲】 ⑧ ＬＧＢＴＱに関する社会的関心の高まりを踏まえ、住宅ローン利用予定者の幅広いニーズに対応するため、令和５年１月からフラット３５の連帯債務の申込対象に同性パートナーを含める制度改正を行い、フラット３５取扱金融機関に対して丁寧な周知活動に取り組むとともに、住宅ローン利用予定者に制度改正事項を説明できるようにサポートを行った。また、機構ホームページのトピックスに掲載することで周知を行った。【再掲】 ⑨ 日本初の取組として、マイナンバーカード認証により取得した収入情報をフラット３５、災害復興住宅融資等の申込みに活用できるサービスを令和４年10月から開始した。 ⑩ 空き家の利活用を一層推進するため、フラット３５地域連携型（空き家対策）について、借入金利の当初引下げ期間を拡充することを決定した（令和５年４月から実施）。	
--	--	--	--	--	--	--

				⑪ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、断熱等性能等級6又は7相当の性能の住宅に対する取得支援等を目的とした地方公共団体の独自の取組を支援するため、フラット35地域連携型（地域活性化）の類型に「グリーン化」を追加することを決定した（令和5年4月から実施）。また、制度内容について、チラシを作成しフラット35サイトで周知を行った。【再掲】 ⑫ 省エネ化等に伴って重量が増加している住宅の安全性確保の観点から、ZEH水準（断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6）の住宅性能を要件とするフラット35S（ZEH）等について、令和7年4月に施行が予定される建築基準法施行令等に基づく見直し後の壁量基準を住宅技術基準とすることを決定した（令和6年4月から実施予定）。 ○ フラット35の融資手続について、より手軽に、より分かりやすく、より速くすることを目的として、申込書類の押印廃止、書式の統合等の融資手続の改善を行った。 ○ フラット35を転借地及び保留地で利用する場合は、事前に事業者と施工者と機構3者間での覚書を締結していたが、利便性を考慮し、令和5年4月から廃止することとした。	
	⑪ 自然災害、新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動に対応し、返済方法の変更等により、住宅ローン利用者の継続的な返済を支援する。	⑪ 自然災害、新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動に対応し、返済方法の変更等により、住宅ローン利用者の継続的な返済を支援する。	（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた債務者の住宅ローン返済継続支援） ○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響及びこれに伴う金融庁等の政府要請を踏まえ、返済期間の延長や一定期間の返済額の軽減の返済方法変更メニューを用意したほか、団体信用生命保険特約料についても払込期限を猶予する等、返済が困難となった債務者の返済継続を支援する取組を行った。		

				○ 上記の取組については、機構ホームページ等を通じて周知するとともに、お客さまコールセンター、支店等の窓口において返済が困難となった債務者の相談に丁寧に対応している。 ○ この結果、令和2年3月から令和5年3月までにおける新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする買取債権の返済方法変更承認件数（累計）は8,720件、団体信用生命保険特約料の払込期限猶予承認件数（累計）は1,247件となった。 （自然災害により被災した債務者の住宅ローン返済継続支援） ○ これまでに発生した自然災害によって被災した債務者に対して、フラット35取扱金融機関、地方公共団体をはじめとする関係機関と緊密に連携しながら返済相談の案内等を行った。加えて、自然災害を理由とする返済方法変更（以下「災害特例」という。）や自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（平成27年12月自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会作成。以下「自然災害ガイドライン」という。）等の概要の周知を行った。		
⑤ 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図り、住宅ローン制度の構築・支援に関する協力や相手国の人材育成支援等のコンサルティング業務等を行うとともに、証券化支援事業等を通じて得た知見を活用し、国内外の機	⑫ 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図り、住宅ローン制度の構築・支援に関する協力や相手国の人材育成支援等のコンサルティング業務等を行うとともに、証券化支援事業等を通じて得た知見を活用し、国内外の機	⑫ 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成30年国土交通省告示第1066号）に従い、関係府省、我が国事業者等と連携・協力を図りながら、外国政府に対して住宅融資の審査方法やリスク管理の提案、融資対象住宅の技術基準の提案、住宅金融に		次のとおり、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成30年国土交通省告示第1066号）等に従い、外国政府機関、関係省庁、我が国事業者等との情報交換等を行った。その結果、指標「国内外の機関との情報交換や支援の回数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。 （外国政府に対する各種提案等） ○ インドネシア共和国第二次抵当公社（SMF）からの要請を受けて、インドネシア共和国財務省主催の証券化サミット2022にオンラインで参加し、機構による住宅ローン証券化の取組、グリーンボンドの発行等について講演を行った。		

	関との情報交換や支援に努めること。 (指標) ・国内外の機関との情報交換や支援の回数	関との情報交換や支援に努める。 (指標：国内外の機関との情報交換や支援の回数)	関する人材育成支援等のコンサルティング業務等を行うとともに、証券化支援事業等を通じて得た知見を活用し、米国政府抵当金庫をはじめとする国内外の機関との情報交換や支援に努める。 (指標：国内外の機関との情報交換や支援の回数)	パネルディスカッションでは、他国のパネリストとともに証券化やグリーン住宅金融の取組について意見交換を行った。 ○ インドネシア共和国公共事業・住宅省（PUPR）主催のグリーン及びアフーダブル住宅に関する会議にオンラインで参加し、住宅金融を通じた住宅の質向上の取組等について講演を行った。 ○ マレーシアで開催されたアジアグリーン住宅会議において、グリーン住宅金融の取組、グリーンボンドの発行等について講演を行った。 ○ イタリアで開催されたEEMI（Energy Efficient Mortgages Initiative）のサステナブル住宅金融シンポジウムにおいて、機構による住宅の省エネルギー化促進の取組等について講演を行った。 ○ 世界銀行主催の都市開発実務者向け対話型研修にオンラインで参加し、機構の融資制度等について説明を行った。 ○ アメリカで開催された米国政府抵当金庫（ジニーメイ）のジニーメイ投資家サミット2022において、理事長が基調講演を行った。また、同会議で開催された多国間円卓会議とESGパネルに参加し、日本の住宅金融市場の動向や機構のグリーンボンドに関する取組について講演を行った。 ○ アジア開発銀行（ADB）が主催したアジア・太平洋住宅会議2022にオンラインで参加し、住宅金融公庫及び機構による低所得者層に対する住宅ローン供給及び供給支援の取組について講演を行った。 (国内外の機関との情報交換や支援) ○ 5年近く空席となっていたジニーメイの新総裁を訪問し、協力関係を再確認するとともに、住宅金融に関する意見交換等を行った。		
--	--	---	--	---	--	--

					○ インドネシア共和国の公共住宅貯蓄管理庁（B P T a p e r a）及び会計検査院（B P K）より機構を訪問しての情報交換の申し出があり、機構より組織概要、事業内容、ガバナンス体制等について説明を行った。 ○ S M F とリバースモーゲージについて、オンラインで情報交換を実施した。 ○ マレーシアのラジオ番組の要請を受け、日本の住宅事情等について説明を行い、放送された。 ○ 国土交通省住宅局の住宅建築技術国際展開支援事業（補助事業）として、フィリピン共和国国立住宅金融抵当公社（N H M F C）及びフィリピン共和国住宅開発相互基金（H D M F）向けに住宅金融に関する研修をオンラインで実施し、各機関との連携の強化及び人材育成を図った。また、P U P R、S M F 及びB P T a p e r a 向けに研修をオンラインで実施した。このほか、インドネシア共和国における住宅市場及び住宅金融に関する基礎的調査を実施した。 ○ B P T a p e r a からの要請を受け、研修のフォローアップをオンラインで行った。 ○ （一社）国際建築住宅産業協会（J I B H）、（一社）海外エコシティプロジェクト協議会（J - C O D E）、海外不動産官民ネットワーク（J - N O R E）、日 A S E A N スマートシティ・ネットワーク官民協議会（J A S C A）、国土交通省の会議等にオンラインで参加し、情報交換等を行った。また、国内事業者向けにフィリピン共和国及びインドネシア共和国の住宅金融等の情報提供を行った。 ○ 独立行政法人国際協力機構（J I C A）の要請を受けて、インドの住宅金融について説明を行った。 ○ N H M F C 向けに住宅金融に関する研修のフォローアップをオンラインで行い	
--	--	--	--	--	---	--

					、NHMF Cの課題に対する機構のスキーム、取組等の説明を行った。 ○ PUPR、SMF及びBP Taper a向けにインドネシア共和国における住宅市場及び住宅金融に関する調査結果の報告会を行った。 ○ 工業化住宅のさらなる推進に取り組んでいる米国官民調査団向けに機構の質の高い住宅の取得支援策、住宅金融公庫時代から現代までの工業化住宅の推進の取組の説明を行った。 ○ 国際住宅金融連合（IUHF）の要請を受け、世界的なインフレに対する日本の住宅及び金融市場についてのレポートを寄稿し、「HOUSING FINANCE INTERNATIONAL Spring 2023」に掲載された。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4．その他参考情報
・令和4年度の証券化支援事業における支出額（決算額）は、予算額の範囲内であるが、買取債権の取得による支出が当初想定に比べて減少したこと等の理由により、予算額からの乖離が生じた（予算額に対する決算額の増減：▲17.5%）。

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I－2	住宅融資保険等事業			
業務に関連する政策・施策	政策目標：Ⅰ 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標：2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標：Ⅱ 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：3 総合的なバリアフリー化を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第1項第3号及び第2項第4号	
当該項目の重要度、困難度	困難度：「高」（住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入）	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし	

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									
指標等			達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	
定量目標	リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動の実施回数	（計画値）	中期目標期間中に400回以上	—	60回	80回			
		（実績値）	—	—	105回	128回			
		（達成度）	—	—	175.0%	160.0%			
	住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入	（計画値）	中期目標期間中に20機関以上	—	7 機関	5 機関			
		（実績値）	—	7 機関 （令和２年度）	11機関	5 機関			
		（達成度）	—	—	157.1%	100%			
指標	フラット３５に係るつなぎ融資への付保申請件数		—	19,229件 （令和２年度）	17,612件	12,572件			
	パッケージ融資への付保申請件数		—	52,051件 （令和２年度）	40,889件	27,290件			
	リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数		—	1,162件 （令和２年度）	1,630件	1,777件			
	リ・バース６０の認知度		—	—	10.0%	12.2%			
	買取再販事業者向け融資への付保申請件数		—	187件 （令和２年度）	165件	186件			
② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）									
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度				
予算額（百万円）		16,297	28,840						

決算額（百万円）	33, 192	25, 747		
経常費用（百万円）	4, 150	4, 512		
経常利益（百万円）	8, 016	7, 750		
行政コスト（百万円）	4, 150	4, 512		
従事人員数（人）	63	62		

注）住宅融資保険勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する次の取組を行うこと。	民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する次の取組を行う。	民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する次の取組を行う。	<評価の視点> ・民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する取組を行っているか。	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：A 根拠：次のとおり、民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する取組を実施しており、所期の目標を上回る成果が得られていると判断し、「A」とした。	評定	
	① 証券化支援事業等と連動して必要となる資金の供給を支援すること。 （指標） ・フラット３５に係るつなぎ融資への付保申請件数 ・パッケージ融資への付保申請件数	① 民間金融機関による資金の融通を円滑にするため、証券化支援事業等と連動して実施する必要がある融資（フラット３５及び災害復興住宅融資に係るつなぎ融資並びにパッケージ融資）に対する付保を継続して行う。 （指標：フラット３５に係るつなぎ融資への付保申請件数／パッケージ融資への付保申請件数）	① 民間金融機関による資金の融通を円滑にするため、証券化支援事業等と連動して実施する必要がある融資（フラット３５及び災害復興住宅融資に係るつなぎ融資並びにパッケージ融資）に対する付保を継続して行う。 （指標：フラット３５に係るつなぎ融資への付保申請件数／パッケージ融資への付保申請件数）	<定量目標> ・リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動の実施回数 ・住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入 <指標> ・フラット３５に	（つなぎ融資・パッケージ融資への継続的な付保） ○ 住宅融資保険利用金融機関の希望額に応じて住宅融資保険契約を締結するとともに、年度途中における増額申請に対しても迅速に対応し、フラット３５及び災害復興住宅融資に係るつなぎ融資並びにパッケージ融資に係る住宅融資保険の付保を継続的かつ円滑に行った。その結果、指標「フラット３５に係るつなぎ融資への付保申請件数」及び「パッケージ融資への付保申請件数」は「２. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。 ○ L G B T Qに関する社会的関心の高まりを踏まえ、住宅ローン利用予定者の幅広いニーズに対応するため、令和５年１月からフラット３５の連帯債務の申込対象に同性パートナーを含める制度改正を行い、フラット３５取扱金融機関に対して丁寧な周知活動に取り組むとともに、	○ 定量目標のうち「リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動の実施回数」については、民間金融機関等と連携したエンドユーザー向けの説明会を実施すること等により、定量目標を大きく上回る128回（達成率160.0%）で達成した。その結果、指標の「リ・バース６０の認知度」についても徐々に上昇しており、リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に寄与して		

			係るつなぎ融資への付保申請件数 ・パッケージ融資への付保申請件数 ・リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数 ・リ・バース60の認知度 ・買取再販事業者向け融資への付保申請件数	住宅ローン利用者に制度改正事項を説明できるようにサポートを行った。また、機構ホームページのトピックスに掲載することで周知を行った。【再掲】 次のとおり、リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及を図るため、定量目標「リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動の実施回数」の達成に尽力した結果、実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、定量目標を上回った。加えて、次のとおり、民間金融機関に新たにリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱いを働きかけ、参入に向けた取組を支援し、定量目標「住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入」の達成に尽力した結果、定量目標を達成した。 （リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動・認知度向上の取組） ○ 機構支店において、地方公共団体に対し、地域課題における解決策としてリ・バース60の活用提案やリ・バース60取扱金融機関へ勉強会等を行った。 ○ テレビCM（地上波及びBS放送）、新聞、Web等を活用した広域広告による周知を行った。テレビCMにおいては、30秒CM（巨大文字編）の放送を新たに開始した。 ○ 新聞広告ではリ・バース60取扱金融機関の周知を併せて行うことで、住宅ローン利用予定者がリバースモーゲージ型住宅ローンについて取扱金融機関へ相談しやすい環境の整備に努めた。 ○ リ・バース60の特徴をわかりやすく解説したマンガ小冊子を作成した。当該小冊子は、高齢者向けの定期購読雑誌に同梱することで、直接かつ効率的にリ・バース60の利用対象である主に60歳以上の方に配布した（年度内2回、計40万部）。	いる。 ○ 定量目標のうち「住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入」については、困難度が高い目標でありながら、個別事情に応じた丁寧な支援を実施した結果、着実に達成（実績5機関、達成率100.0%）した。 ○ 各指標については、フラット35の受理減少等の影響を受け、「パッケージ融資への付保申請件数」等において前年度を下回る実績に留まったものの、「リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数」の申請件数は1,777件（対前年度比109.0%）と増加している。 ○ 上記のとおり、リ・バース60に関して、年度計画の定量目標をいずれも達成し、令和4年度末におけるリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数は85機関となり、リ・バース60を取り扱う金融機関の裾野が着実に広がっている。未参入金融機関に対する働きかけや提案、参入希望の金融機関に対する円滑な業務開始に向けたサポート、取扱金融機関に対するフォローアップ等、各民間金融機関の状況やニーズを踏まえた取組を
② リバースモーゲージ型住宅ローンによる高齢者の住生活関連資金の供給を支援するとともに、リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及のため、啓発活動を行うこと。 （定量目標） イ 中期目標期間中におけるリバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動の実施回数を400回以上とする。（前中期目標期間実績（見込み）：346回） ロ 中期目標期間中における住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入を20機関以上とする。（令和2年度実績（見込み）：5機関） （指標） ・リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数 ・リ・バース60の認知度	② リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及を図るため、中期目標期間の最終年度までに、住宅ローン利用予定者等に対するリバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動の実施回数を400回以上とするとともに、住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入を20機関以上とすること等により、リバースモーゲージ型住宅ローンを利用しやすい環境を整備し、高齢者の住生活関連資金の供給を支援する。 （定量目標） （指標：リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数／リ・バース60の認知度）	② リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及を図るため、住宅ローン利用予定者等に対するリバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動の実施回数を80回以上とするとともに、民間金融機関に新たにリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱いを働きかけ、参入に向けた取組を支援し、住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入を5機関以上とすること等により、リバースモーゲージ型住宅ローンを利用しやすい環境を整備し、高齢者の住生活関連資金の供給を支援する。 （定量目標） （指標：リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数／リ・バース60の認知度）			

				○ 顧客から寄せられた声を踏まえ、リ・バース60サイトの見直しを行い、掲載内容を充実させた。 <主な見直し> ・リ・バース60取扱金融機関を地域別に表示 ・利用中や死亡後の手続を明示 ○ リ・バース60利用者に住まいに関するエピソードや利用後の感想等のアンケートを実施し、お客さまの声としてリ・バース60サイトに掲載した。 ○ 次のとおり、住宅ローン利用予定者向けのセミナーに参加し、リ・バース60の制度周知を行った（（）内は機構担当支店）。 <主なセミナー> ・（株）七十七銀行との共催「リバースモーゲージセミナー」（機構東北支店） ・大阪府茨木市主催「住民を対象とした空き家（予防）セミナー」（機構近畿支店） ・京都市が事務局を務める洛西ニュータウン住宅ワーキングにおける「住宅に関するミニセミナー」（機構近畿支店） ・広島市、（株）広島銀行及び機構主催「空き家対策セミナー」（機構中国支店） ○ これらの取組の結果、指標「リ・バース60の認知度」は、10.3%（令和4年4月）、12.2%（令和4年10月）と徐々に向上している。 （住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入に向けた取組） ○ 未参入の地域金融機関等に対して、機構各支店等が商品特性、高齢者ニーズ、活用事例、リ・バース60取扱金融機関の取組状況等を示すことで参入の働きかけを行った。関心を示した地域金融機関	本支店一体で実施したことが成果につながっている。 ○ 保険金の支払審査及び保険に係る債権回収を的確に行うため、住宅融資保険取扱金融機関からのニーズを踏まえ、保険金支払に関する事務手続のうち、抵当権一部移転登記のために機構から住宅融資保険利用金融機関あて送付する委任状について、法務省と調整を重ねて電子化の取扱いを実現し、当該取扱いを認めることについて法務省本省から全国の法務局及び地方法務局に対して通知がなされたほか、登記実務の専門書において当該取扱いの解説が掲載される等、登記実務の電子化推進への寄与が期待される取組を行った。また、保険金支払に係る機構事務手続のペーパーレス化等を実施し、支払請求から機構内部における支払決定までの平均日数を令和3年度比で3.1日短縮（8.9日→5.8日）する等の成果を挙げている。 ○ 地方公共団体が抱える課題やニーズを踏まえ、地方公共団体、地域金融機関等との連携のもと、リ・バース60を活用した地域課題解決のための取組を機構の各支店において実施する等、機構の強みであるステークホル	
--	--	--	--	--	--	--

				等に対しては、機構本支店で連携し、詳細な商品内容説明や当該地域金融機関等からの照会対応等の継続した取組を行った。 ○ 参入希望のあった地域金融機関等に対して、住宅融資保険契約に必要な手続を案内するとともに、商品設計や運用体制整備に当たっての課題事項の相談、先行事例を基に作成したひな形の提供、地域金融機関等ごとの事務処要領の作成における調整、住宅融資保険契約申請書類の確認等、円滑な業務開始を支援した。 ○ 枚方信用金庫の新規参入に際して、職員向けの勉強会を実施した。 ○ これらの取組の結果、次の地域金融機関が新規にリ・バース60の取扱開始を決定した（契約日順及び同日の場合は金融機関コード順）。 ① （株）四国銀行 ② （株）北海道銀行 ③ 大分県信用組合 ④ 枚方信用金庫 ⑤ 足立成和信用金庫 （リバースモーゲージ型住宅ローンを利用しやすい環境整備に向けた取組） ○ （株）北海道銀行及び北海道信用金庫と連携し、両社の店舗内のモニターでリ・バース60のPR動画を放映した。 ○ リ・バース60取扱金融機関の希望額に応じて住宅融資保険契約を締結するとともに、年度途中における増額申請に対しても迅速に対応し、リ・バース60に係る住宅融資保険の付保を円滑に行った。 ○ リ・バース60取扱金融機関の営業店に対する勉強会等の実施や日々の推進における疑問点等について丁寧に対応する等、リ・バース60の活用に向けた支援を行った。 ○ リ・バース60取扱金融機関における相談受付時の対応強化及び実績伸長を目	ダーとのネットワークを活用した取組を深化させ、住宅ローン利用予定者、地方公共団体、地域金融機関等から機構の取組について感謝の声が寄せられている。 ○ 調査研究に関しては、令和3年度から取り組んでいる金融ジェロントロジーの観点に立った調査について、当該調査の結果を活用した大学、シンクタンク等（計17団体）との意見交換を行うことで情報発信と知見獲得に努めた。また、当該調査の結果について日本FP学会第23回大会において発表を行った結果、パーソナルファイナンスに関する独創的で優れた研究として評価され、「日本FP協会奨励賞」を受賞している。さらに、高齢者の住環境改善への更なる寄与のため、新たにアンケート調査及び分析を開始する等、調査研究を一層深化させる取組を実施している。 ○ 令和3年度に明確化したリ・バース60に関するリフォーム工事による担保価値上昇分の評価手法については、当該評価手法が広く活用されることで、一般に担保評価額が低い地方部におけるリフォーム工事が促進され、住宅の老朽化、空き家発生等の予防につなげる	
--	--	--	--	--	---	--

				的として、リ・バース60取扱金融機関等から機構に寄せられた照会内容をまとめた「リ・バース60Q&A集」を作成し、リ・バース60取扱金融機関向けの事務処理マニュアルである「特定一括返済ローン保険（リ・バース60）の手引」の補助ツールとして新規参入を含む全てのリ・バース60取扱金融機関に配付した。 ○ 中国支店管内のリ・バース60取扱金融機関が一堂に会する意見交換会を開催し、足下の取組状況や運用面の課題等について情報交換を行った。機構からは、参加金融機関におけるリ・バース60販売戦略とともに、広島市、（株）広島銀行及び機構中国支店の連携による同市の空き家対策セミナーの取組の紹介等を行い、リ・バース60の浸透を通じた地域課題解決の促進を図った。 ○ これらの取組の結果、指標「リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。 ○ 民間金融機関におけるリバースモーゲージは、利用エリアを都市部及び当該民間金融機関の営業エリアに限定している商品もあるが、リ・バース60は取扱金融機関の増加により全国で利用可能となっている。令和4年度におけるリ・バース60の付保申請件数のうち、大都市圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県及び大阪府）以外の申込みは46.1%となり、都市部以外でも利用されている。	ことができるといった意義を踏まえ、リ・バース60取扱金融機関に対して当該担保評価手法の周知を行った。その結果、リフォーム工事に関する担保価値評価を行うことができる金融機関は7機関から45機関へ大幅に増加した。 ○ そのほか、買取再販事業者向け融資への着実な付保の実施や家賃債務保証保険業務の実施を通じて、住宅政策上の必要性やニーズを踏まえた制度改革、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた丁寧・迅速な対応、手続の合理化・改善に向けた運用の見直し等、各取組を着実に実施した。	
③ 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化等を図るために、買取再販事業者向け融資等による住宅政策上必要な資金の供給を支援すること。	③ 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化等を図るために、買取再販事業者向け融資等に係る住宅融資保険の付保を着実に実施する。	③ 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化等を図るために、買取再販事業者向け融資等に係る住宅融資保険の付保を着実に実施する。		（買取再販事業者向け融資に係る取組） ○ 住宅融資保険利用金融機関からの制度及び手続に関する照会について迅速に対応した。 ○ 円滑な審査事務と手続日数の短縮に資するため、住宅融資保険利用金融機関と機構（審査部門）との間で必要書類や審査上の目線合わせを定期的の実施した。		

	(指標) ・買取再販事業者向け融資への付保申請件数	(指標：買取再販事業者向け融資への付保申請件数)	(指標：買取再販事業者向け融資への付保申請件数)		○ これらの取組の結果、指標「買取再販事業者向け融資への付保申請件数」は「２．主要な経年データ」表記載のとおりとなった。		
	④ 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、信用リスクの管理等を適切に行いつつ、家賃債務保証保険業務を的確に行うこと。	④ 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、信用リスクの管理等を適切に行いつつ、家賃債務保証保険業務を的確に行う。	④ 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、信用リスクの管理等を適切に行いつつ、家賃債務保証保険業務を的確に行う。		(家賃債務保証保険業務に係る取組) ○ 家賃債務保証保険業務について、参入を検討している事業者からの照会に対して、資料提供等に迅速に対応し、新規参入を希望する事業者２社と新たに契約を締結した。 ○ 大阪府、ＮＰＯ法人等により構成される「Ｏｓａｋａ あんしん住まい推進協議会」が主催する居住支援研修会に機構近畿支店職員が講師として参加し、家賃債務保証保険制度について説明し、機構制度の周知を行った。 ○ （一社）居住支援全国ネットワークとの意見交換会を行い、家賃債務保証保険制度の周知を行った。		
	⑤ 保険金の支払審査を的確に行うとともに、保険金を支払った債権については民間金融機関と連携しながら的確な回収に努めること。 地域における政策課題の解決に向けた取組について、地方公共団体とより連携を深めるとともに、他府省、政府関係機関、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、ＮＰＯ等との連携及び協力を強化すること。	⑤ 保険金の支払審査を的確に行うとともに、保険金を支払った債権については民間金融機関と連携して的確な回収に取り組む。	⑤ 保険金の支払審査を的確に行うとともに、保険金を支払った債権については民間金融機関と連携して的確な回収に取り組む。		(的確な保険金支払審査) ○ 保険金の支払審査を迅速かつ的確に行うため、次のとおり取組を行った。 ① 保険金支払審査項目について事前にチェックするシートを活用した迅速な審査の実施 ② 保険金支払請求後の進捗管理データベースの活用により、進捗管理を徹底 ③ 円滑な支払審査を行うため、保険金支払請求前の金融機関からの照会に対して必要書類・手続を案内 ④ 保険金支払に係る機構内部における伝票起票等の事務手続のペーパーレス化を実施 ○ これらの取組の結果、住宅融資保険利用金融機関から保険金支払請求を受理してから機構内部における支払決定までの平均日数は令和３年度比で3.1日短縮された（令和３年度：8.9日→令和４年度：5.8日）。 ○ 住宅融資保険利用金融機関のニーズを踏まえ、次のとおり運用の見直しを行った。		

	社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行うこと。				① 保険金支払に関する事務手続のうち、抵当権一部移転登記のために機構から住宅融資保険利用金融機関あて送付する委任状について、法務省と調整を重ねて電子化の取扱いを実現した。また、委任状の電子化の円滑な執行及び促進を目的に、当該取扱いを認めることについて、法務省本省から全国の法務局及び地方法務局に対して通知がなされた（令和４年６月１３日付け住機保発第５２０６号独立行政法人住宅金融支援機構理事長照会、令和４年６月１７日付け法務省民二第６３８号法務省民事局長回答、同日付け法務省民二第６３９号法務局長、地方法務局長宛て法務省民事局民事第二課長依命通知）ほか、登記実務の専門書において当該取扱いの解説が掲載された。 ② 保険金支払に際して必要となる住宅融資保険利用金融機関から機構への抵当権移転について、金融機関からの要望がある場合は、抵当権の一部ではなく全部の移転を認める取扱いを令和５年４月から開始することを決定した。抵当権全部移転についても、上記①と同様に法務省と調整を重ね、電子化の取扱いを実現し、円滑な執行及び促進を目的に、当該取扱いを認めることについて、法務省本省から全国の法務局及び地方法務局に対して通知がなされた（令和５年１月３０日付け住機保発第５７６号独立行政法人住宅金融支援機構理事長照会、令和５年２月１３日付け法務省民二第２７３号法務省民事局長回答、同日付け法務省民二第２７４号法務局長、地方法務局長宛て法務省民事局民事第二課長依命通知）。 （的確な回収） ○ 保険に係る債権回収に利用しているシステムについて、住宅融資保険利用金融機関及び共同受託サービスからの要望	
--	--	--	--	--	---	--

					を踏まえ、金融機関及び共同受託サービサーが債務者ごとの措置状況を迅速かつ効率的に把握できるようメンテナンスを実施した。 ○ コロナ災禍にあることを踏まえ、住宅融資保険利用金融機関と連携し、債務者に対して丁寧な回収に努めた。 ○ 事故化した債務者に対する物件処分方法等の意向確認を迅速に行い、一般的に競売よりも債務圧縮効果が高い任意売却を希望される場合は、住宅融資保険利用金融機関と連携し、希望に沿う方針で迅速に対応した。		
		⑥ 情報交換、会議の開催等を通じて地方公共団体とともに、官公庁、政府関係機関、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力の強化に努めることで、地方公共団体等が行う住生活に関わる施策分野における課題解決に向けた取組を支援する。	⑥ 情報交換、会議の開催等を通じて地方公共団体とともに、官公庁、地域金融機関等のステークホルダーとの連携及び協力の強化に努めることで、地方公共団体等が行う住生活に関わる施策分野における課題解決に向けた取組を支援する。		(地方公共団体等のステークホルダーとの連携・協力強化) ○ 兵庫県三木市・㈱みなと銀行及び機構近畿支店の三者間で締結した「三木市における空家等の利活用及び発生抑制に関する連携協定」に基づき、三木市が主催する講座「三木市高齢者大学」において機構職員が講師を務め、住民に対して分かりやすくリ・バース60の制度案内を実施した。 当該講座には実際に空き家を所有している参加者もあり、「相続人が残債務を返済する必要がないノンリコース型は大変良い制度である」等の声が寄せられた。 ○ ヒートショック対策等の課題を有する青森県からの要請を受け、同県が開催し県内全市町村担当者が出席する地域住宅協議会の研修会において、機構東北支店職員がリ・バース60の制度内容や活用方法について説明を実施した。その結果、同県の担当者からは、「リフォーム等が必要であるもののまとまった資金の捻出が困難な層への訴求が有効」との評価を受けた。また、上記説明を受け、窓口において住民に対するリ・バース60の案内を開始した市町もあった。 ○ 京都市が事務局を務める洛西ニュータウン住宅ワーキングと機構近畿支店との		

				連携により、開発後50年が経過し居住者の高齢化や住まいの老朽化への対応が課題となっている同ニュータウン住民に対するセミナーを開催し、リ・バース60の制度周知を実施した。セミナーに参加した住民からは「住宅の点検について考える良い機会となった」といった声が寄せられたほか、事務局である京都市からも「高齢者でも利用できる融資の紹介はとてありがたい」といった声が寄せられた。 ○ 広島市における空き家対策の促進のため、同市、（株）広島銀行及び機構中国支店の連携により、市民向けのリ・バース60セミナーを開催し、リ・バース60の制度説明を行い、空き家への活用方法を紹介した。その結果、セミナーの事後アンケートにおいて、セミナー参加者の8割以上から「参考になった」と回答をいただいた。また、広島市担当者からは「機構がセミナーを開催してくれるおかげで市が主催する個別相談会の集客も増え、とても助かっている」といった声が寄せられた。 ○ 機構中国支店管内のリ・バース60取扱金融機関が一堂に会する意見交換会を開催し、空き家対策にリ・バース60が有用であることやリフォーム事例の紹介を行うとともに、運用面の課題等について情報交換を行った。機構からは、リ・バース60の推進戦略例の紹介や機構が12月から2月にかけて実施した利用者アンケートの結果を紹介した。参加者全員から「参考になった」との回答をいただいた。 なお、本意見交換会は4回目の開催であり、中国支店管内の付保申請件数は着実に伸びている（R4年度:108件、R3年度:90件、R2年度:87件）。	
	⑦ 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融	⑦ 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融	(調査・研究) ○ 高齢者等の住宅に対する意識調査（令和4年4月20日公表）に関して、大学教		

		機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行う。	機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行う。		授と共同で当該調査の研究成果をまとめた「高齢者の健康と住宅サービスニーズの実証分析」が、パーソナルファイナンスに関する独創性で優れた研究として令和4年9月に「日本FP協会奨励賞」を受賞した。 ○ 情報発信及び知見獲得を目的に、高齢者等の住宅に対する意識調査の結果を活用しつつ、大学、シンクタンク、住宅メディア、住宅関連事業者等（計17団体）と幅広く意見交換を行った。 ○ 高齢者等の住宅に対する意識調査において判明した高齢者の住宅に関するニーズについて、高齢者が当該ニーズに基づいて行動を起こす際の阻害要因について深掘りし、高齢者の住環境改善に寄与するため、大学教授とともに、上記各団体との意見交換で得た情報等を踏まえながら、新たにアンケート調査及び分析を開始した。 ○ （一財）高齢者住宅財団と（一社）高齢者住宅協会で構成する高齢者の住宅資産の循環活用に関する検討委員会にオブザーバーとして参加し、同委員会が国土交通省補助事業の採択を受けて実施した高齢者の住宅資産の循環活用に関する意識調査について、高齢者等の住宅に対する意識調査で得られた知見を基に同委員会との意見交換を行った。 （制度・運用の見直し） ○ 令和3年度に明確化したリ・バース60に関するリフォーム工事による資産価値上昇分の担保評価手法について、当該評価手法が広く活用されることで、一般に担保評価額が低い地方部におけるリフォーム工事が促進され、住宅の老朽化、空き家発生等の予防につなげることができるといった意義を踏まえ、リ・バース60取扱金融機関に対して当該担保評価手法の周知を行った。その結果、リフォーム工事に関する担保価値評価を行うこ	
--	--	---------------------------------	---------------------------------	--	---	--

					とができる金融機関は7機関から45機関へ大幅に増加した。 なお、当該担保評価手法については、令和5年4月から機構直接融資（高齢者向け返済特例）に応用することを決定した。 ○ L G B T Qに関する社会的関心の高まりを踏まえ、住宅ローン利用予定者の幅広いニーズに対応するため、令和5年4月からリ・バース60の連帯債務の申込対象に同性パートナーを含める制度改正を行った。 ○ リ・バース60について、フラット35等と同様にマイナンバーカード認証により取得した収入情報を申込みに活用できるサービスを令和5年4月から導入した。 ○ 民間コンサルタント（（株）みずほ銀行）を活用し、民間金融機関、信託銀行、投資家等の市場関係者にヒアリングを実施し、フラット35（保証型）及びリバースモーゲージ型住宅ローンが有する課題の把握・対応策の方向性に係る検討結果について報告書を取りまとめるとともに、国土交通省及び機構担当役員向けに報告会を実施した。【再掲】	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
・令和4年度の住宅融資保険等事業における支出額（決算額）は、予算額の範囲内であるが、他勘定長期貸付金が当初想定に比べて減少したこと等の理由により、予算額からの乖離が生じた（予算額に対する決算額の増減：+10.7%）。

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3	住宅資金融通等事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標：Ⅰ 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標：2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標：Ⅱ 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：3 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標：Ⅳ 水害等災害による被害の軽減 施策目標：11 住宅・市街地の防災性を向上する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第1項第5号から第11号まで、第2項第2号、第3号、第5号及び第6号並びに附則第7条第1項第1号及び第2項
当該項目の重要度、困難度	困難度：「高」（マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数）	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等			達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定量目標	マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数	（計画値）	中期目標期間中に7,200組合以上	—	1,650組合	1,750組合		
		（実績値）	—	6,966組合 （前中期目標期間）	1,704組合	1,841組合		
		（達成率）	—	—	103.3%	105.2%		
指標	国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数 注 基準値は令和3年度に相談等があった国が災害対策本部を設置する規模の災害に係る令和2年度の実績値		—	8,213件 （令和2年度）	3,991件	2,014件		
	東日本大震災		—	1,505件 （令和2年度）	917件	465件		
	平成28年熊本地震		—	2,707件 （令和2年度）	842件	430件		
	平成29年7月九州北部豪雨		—	32件 （令和2年度）	16件	—		
	平成30年7月豪雨		—	978件 （令和2年度）	288件	52件		
	令和元年台風第15号及び台風第19号		—	2,014件 （令和2年度）	576件	94件		

		令和２年７月豪雨	—	977件 (令和２年度)	1,325件	891件		
		令和３年７月１日からの大雨	—	—	27件	6件		
		令和４年台風第14号	—	—	—	76件		
		サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数	—	24件 (令和２年度)	12件	3件		

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
予算額（百万円）	1,919,374	1,617,069		
決算額（百万円）	1,612,234	1,520,513		
経常費用（百万円）	167,189	152,523		
経常利益（百万円）	135,782	115,617		
行政コスト（百万円）	167,189	152,523		
従事人員数（人）	356	347		

注）財形住宅資金貸付勘定、住宅資金貸付等勘定及び既往債権管理勘定を合算した計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	住宅政策上重要でありながら、民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完するため、丁寧な審査を行いつつ、各地域において地方公共団体、民間金融機関等のステークホルダーとのネットワークを活かし、協働して次の取組を行うこと。 なお、取組に当たっては、民間金融機関等との適切な役割分担に留意すること。	住宅政策上重要でありながら、民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完する住宅資金融通事業については、丁寧な審査を行いつつ、各地域において地方公共団体、民間金融機関等のステークホルダーとのネットワークを活かし、協働して被災した住宅の再建、老朽化したマンションの建替え・改修の促進、密集市街地の解消等に対する融資を着実に実施する。併せて、これらの融資に関しては、民間金融機関等の業務	住宅政策上重要でありながら民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完するため、住宅資金融通事業においては丁寧な審査を行いつつ、各地域において地方公共団体、民間金融機関等のステークホルダーとのネットワークを活かし、協働して被災した住宅の再建、老朽化したマンションの建替え・改修の促進、密集市街地の解消等に対する融資を行うとともに、民間金融機関等の業務状況を検証する。	＜評価の視点＞ ・住宅政策上重要でありながら民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完するための取組を行っているか。 ＜定量目標＞ ・マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数 ＜指標＞ ・国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：住宅政策上重要でありながら、民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完するための取組を実施しており、所期の目標を達成していると判断し、「B」とした。 ○ 定量目標である「マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数」については、困難度が高い目標でありながら、マンション管理会社等に対して制度周知・活用促進の取組を行うとともに、取組を通じて集めたニーズを制度改善につなげる等の取組を行った	評定	

		状況を不断に検証する。 また、証券化支援事業及び住宅資金融通等事業を通じて供給される住宅ローンに付随する団体信用生命保険業務、既往債権管理業務及び財形住宅融資業務についても的確に実施する。	また、証券化支援事業及び住宅資金融通等事業を通じて供給される住宅ローンに付随する団体信用生命保険業務、既往債権管理業務及び財形住宅融資業務についても的確に実施する。	・サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数		ことにより、達成率105.2%で達成している。 ○ 「国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数」については、東日本大震災や平成28年熊本地震に係る相談等の件数が発災後の経過とともに減少しており、全体としては対前年度比50.5%となったものの、いまだ相談等が寄せられており、被災者に寄り添った丁寧な対応に継続して取り組んでいる。また、「サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数」については、地域の需要等を踏まえた対応を行っているものの、対前年度比25.0%と減少している一方で、令和7年4月に義務化が予定されている国の省エネルギー性基準を令和5年10月（予定）から利用要件として導入することを決定する等、政策実施機能を最大限発揮するための取組を実施している。	
	① 東日本大震災をはじめとして全国各地で頻発する自然災害からの復興を支援するため、発災時には災害復興住宅融資等を実施するとともに、返済方法の変更等により、被災者の継続的な返済を支援すること。 (指標) ・国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数	① 自然災害からの復興を支援するため、発災時には地方公共団体等と連携して電話、面談等による相談等の被災者支援の業務実施態勢を機動的に構築し、災害復興住宅融資等を実施するとともに、返済方法の変更等により被災者の継続的な返済を支援する。 (指標：国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数)	① 自然災害からの復興を支援するため、発災時には地方公共団体等と連携して被災地における出張相談のほか電話、インターネットその他の通信手段を活用した相談等の被災者支援の業務実施態勢を機動的に構築した上で災害復興住宅融資等を実施する。 (指標：国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数)		(災害復興住宅融資等に関する相談対応) ○ これまでに発生した自然災害による被災者に対して、受託金融機関、地方公共団体をはじめとする関係機関と緊密に連携しながら現地相談会等の開催等により、相談対応を実施した。 ○ 令和4年台風第14号等発災時は、機構支店等において地方公共団体等に対して状況のヒアリング及び連携について意見交換を実施した。 ○ 機構お客さまコールセンターでは、被災者の状況を丁寧に聴き取り、それぞれの状況に応じた相談対応を実施した。 ○ 令和5年4月に特定復興再生拠点区域である福島県富岡町の避難指示が解除されることから同町において住宅再建相談会を実施した。相談会の開催について同町の広報誌（避難者へは郵送で送付）への掲載及び周辺の地方公共団体（大熊町、双葉町及び浪江町）のホームページにおいて周知した結果、県外や隣町の方からの相談も寄せられ、各町と連携した相談体制を構築することができた。 ○ これらの取組の結果、指標「国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。 (災害復興住宅融資の申込受付) ○ 災害復興住宅融資の申込みを270件受	○ 「国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数」については、東日本大震災や平成28年熊本地震に係る相談等の件数が発災後の経過とともに減少しており、全体としては対前年度比50.5%となったものの、いまだ相談等が寄せられており、被災者に寄り添った丁寧な対応に継続して取り組んでいる。また、「サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数」については、地域の需要等を踏まえた対応を行っているものの、対前年度比25.0%と減少している一方で、令和7年4月に義務化が予定されている国の省エネルギー性基準を令和5年10月（予定）から利用要件として導入することを決定する等、政策実施機能を最大限発揮するための取組を実施している。 ○ 住宅のエネルギー消費性能の向上を図るため、断熱改修工事や太陽光発電設備設置工事等、省エネ・創エネに資するリフォーム工事を行う場合に利用できる住宅の省エネ改修に係る個人向け融資制度であるグリーンリフォームローンを令和4年10月に創設した。制度周	

		② 住宅ローン利用者である被災者の継続的な返済を支援するため、当該被災者の状況に応じた災害特例等による柔軟な条件変更等を行うとともに、必要に応じて自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（平成27年12月自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会）等の適用を勧奨する等、適切な措置を講ずる。		け付け、適切に対応を行った。 （返済相談の実施） ○ 機構直接融資を利用している被災者に対して、受託金融機関をはじめとする関係機関と緊密に連携しながら返済相談を行った。返済相談においては、被災者の状況に応じて、災害特例や自然災害ガイドライン等の概要を説明し、適用の勧奨を行った。 （返済方法変更等の実施） ○ 令和4年度中に自然災害ガイドライン適用の申出があった債権数は2件となった（新型コロナウイルス感染症を理由とするものを除く。）。	知に当たっては、専用ホームページの作成、よくある質問の公開、説明資料の作成等を行うとともに、グリーンリフォームローンを取り扱う予定の金融機関、住宅事業者関連団体、各地域の有力リフォーム事業者等を訪問し制度周知を実施する等の取組を実施した。また、名古屋市におけるグリーンリフォームローンSの利用者に対する利子補給制度の創設に当たっての支援を行う等、地方公共団体とも連携しながら既存住宅の省エネルギー化の促進に寄与するべく取組を実施している。 ○ 災害復興支援に関して、発災からの経過に伴い相談件数が逡減する中においても、東日本大震災や平成28年熊本地震からの復興支援に継続的に取り組んだ。また、災害復興住宅融資をお申込みいただく住宅ローン利用予定者等の利便性向上、記入負担軽減及び記入漏れ防止を目的に、機構ホームページ内で借入申込書を入力画面に沿って作成ができる「借入申込書作成支援ツール」の運用を令和4年10月から開始する等、被災者の生活再建を支援する取組を実施している。 ○ 制度改善の取組につい
② 大規模な自然災害への予防を支援するため、地すべり等関連住宅融資等を実施するとともに、地方公共団体、地域金融機関等に対し、自然災害発生に備えた体制整備についての的確に支援すること。 安全な住宅・住宅地の形成等の施策の実現に資するよう、耐震改修工事等に対するリフォーム融資を行うこと。また、住宅のエネルギー消費	② 大規模な自然災害への予防を支援するため、地すべり等関連住宅融資及び宅地防災工事資金融資を行うとともに、機構の災害復興支援の経験やステークホルダーとのネットワークを活かし、地方公共団体、地域金融機関等に対し、発災時における初期対応の情報提供を行う等、自然災害発生に備えた体制整備についての的確に支援する。	③ 大規模な自然災害への予防を支援するため、地すべり等関連住宅融資及び宅地防災工事資金融資について、国、地方公共団体との連携等による周知を行うとともに、機構の災害復興支援の経験やステークホルダーとのネットワークを活かし、地方公共団体、地域金融機関等に対し、発災時における初期対応の情報提供を行う等、自然災害発生に備えた体制		（自然災害発生に備えた体制整備支援） ○ 災害発生時に連携が必要不可欠な地方公共団体の担当者に機構の災害復興支援の取組や災害復興住宅融資について周知するため、機構本店及び支店等において、全国の都道府県及び政令指定都市の担当者向けに説明を行った。 ○ 熊本県と機構九州支店が連携し、土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域（以下「レッドゾーン」という。）等の移転対象者を支援するため、地すべり等関連住宅融資及び同県が実施する土砂災害危険住宅移転促進事業について周知するチラシを作成し、同県内45市町村窓口や同県が実施する相談会等の場において配布した。	

性能の向上に資するよう省エネ改修工事に対するリフォーム融資を行うこと。	③ 地震に対する安全性の向上を図るため、耐震改修工事に対するリフォーム融資を行う。	④ 地震に対する安全性の向上を図るため、耐震改修工事に対するリフォーム融資を行う。		（耐震改修リフォーム融資の周知） ○ 機構四国支店と高知県が連携し、耐震リフォームに関する資金計画及び融資制度のセミナーを実施した。 ○ （特非）耐震総合安全機構が開催するマンション耐震セミナーにおいて、マンション・まちづくり支援部職員が講師として参加し、耐震リフォームを行う場合に金利引下げを実施しているマンション共用部分リフォーム融資の制度説明を実施した。 （耐震改修リフォーム融資の申込受付） ○ これらの取組の結果、耐震改修リフォーム融資の申込みを11件受け付け、適切に対応を行った。	ては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、令和4年10月に子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資の利用要件の省エネルギー性能基準を強化したほか、令和7年4月に義務化が予定されている国の省エネルギー性基準をまちづくり融資（長期事業資金）及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅建設融資に令和5年10月（予定）から導入すること並びに融資対象住宅が長期優良住宅又はZEHに該当する場合に利用できる金利引下げ制度の創設すること等の取組を実施している。
	④ 住宅のエネルギー消費性能の向上を図るため、省エネ改修工事に対するリフォーム融資を行う。	⑤ 住宅のエネルギー消費性能の向上を図るため、省エネ改修工事に対するリフォーム融資を行う。		（グリーンリフォームローンの創設） ○ 断熱改修工事や太陽光発電設備設置工事など、省エネ・創エネに資するリフォーム工事を行う場合に利用できる住宅の省エネ改修に係る個人向け融資制度「グリーンリフォームローン」を創設した（令和4年10月）。 （グリーンリフォームローンの周知） ○ グリーンリフォームローンの制度周知について、次のとおり取り組んだ。 - ア 広報・広告の取組 ・グリーンリフォームローン専用のホームページを新たに作成し、商品概要のほか「よくある質問」も併せて公開するとともに、住宅関連事業者及び住宅ローン利用予定者向けに制度内容を周知するための説明資料を作成し、説明を行った。 ・グリーンリフォームローンの商標登録を行うとともに、職員投票によって決定したロゴマーク、キャッチコピー及びキービジュアルを活用した	○ 適切な管理計画を有するマンションの普及を促進するため、管理計画認定を取得した場合に現行のマンションすまい・る債に利率を上乗せする制度の創設を決定した。また、関係団体及び地方公共団体に対してマンション管理適正化推進計画等の状況・課題をヒアリングするとともに、（一社）マンション管理業協会の地方支部におけるセミナーで制度周知を実施する等、管理計画認定制度の利用促進に寄与するべく取組を実施している。 ○ 旧公庫賃貸住宅融資の賃貸条件制限違反に関する会計検査院不当事項指

					チラシ及びポスターを作成し、住宅関連事業者等に配付した。 ・グリーンリフォームローンの制度開始を周知するため、新聞広告を実施するとともに、技術基準、利用手続、Q&A、融資を利用するに当たってのポイント等を記載した周知チラシを作成した。また、グリーンリフォームローンの借入金利を、グループコミュニケーションサービス「LINE」を用いて毎月配信した。 イ 金融機関、住宅関連事業者及び地方公共団体に対する制度周知 ・受託金融機関に対して事務取扱いの周知を行うため、金融機関上部団体向け会議において制度の説明を実施した。また、機構支店において、グリーンリフォームローンを取り扱う予定の金融機関及び各地域の有力リフォーム事業者へ訪問し制度周知を実施した。 ・工事検査の相談・申請窓口となる適合証明検査機関の事務所が存在しない県（令和4年10月の制度開始時点で6県）を減少させるため、適合証明検査機関へ訪問、電話連絡等を行った結果、4県まで減少させることができた。 ・全国建設労働組合総連合、（一社）日本ツーバイフォー建築協会、（一社）日本木造住宅産業協会、（一社）全国住宅産業協会、（一社）住宅生産団体連合会、（一社）発泡プラスチック建築技術協会、（一社）プレハブ建築協会、（一社）不動産流通経営協会及び関係団体連絡会議において制度の説明を実施した。 ・（一社）JBN・全国工務店協会、（一社）日本住宅リフォーム産業協会及び外張断熱耐震改修工法委員会に対しては、上記取組に加えてこれ	摘については、その指摘を重く受け止め、実態調査と是正措置に着実に取り組んだ結果、違反が判明した案件39件全件の是正等の対応が令和4年度末に完了した。 ○ 新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、令和3年度に引き続き返済期間の延長等のメニューを用意する等、債務者に寄り添った丁寧な対応を心がけ、債務者の返済継続を支援する取組を行った。	
--	--	--	--	--	---	---	--

					らの団体に所属している会員向けにも制度説明会を実施した。 ・住宅ローンアドバイザー向けに制度説明動画を配信した。 ・（一社）全国住宅産業協会の全国大会において制度紹介を実施した。 ・大手設備メーカーを通じ、当該メーカーの協力工務店に対する制度説明のためのセミナーを実施した。 ・名古屋市と機構東海支店が連携し、名古屋市においてグリーンリフォームローンSを利用する場合に対象となる利子補給制度が令和5年4月に創設されることが決定した。 （グリーンリフォームローンの申込受付） ○ 機構支店において融資相談等を実施する体制とするとともに、機構支店の担当者向けに研修を実施し、受付体制の整備を行った。 ○ 借入申込書の記載項目を削減するとともに、書式の統合・簡素化を行い、住宅ローン利用予定者の借入申込書等作成に係る負担軽減を図った。また、令和4年度から機構ホームページにおいて提供を開始した「借入申込書作成支援ツール」をグリーンリフォームローンにも活用できるようメンテナンスを実施した。 ○ これらの取組の結果、グリーンリフォームローンの申込みを18件受け付け、適切に対応した。	
		⑤ 高齢者がバリアフリー工事、省エネ改修工事、ヒートショック対策工事又は耐震改修工事を行う際に住宅ローンが利用できるよう高齢者向け返済特例制度の周知を図り、同制度	⑥ 高齢者がバリアフリー工事、省エネ改修工事、ヒートショック対策工事又は耐震改修工事を行う際に住宅ローンが利用できるよう高齢者向け返済特例制度の周知を図り、同制度		（高齢者向け返済特例制度の周知） ○ （一社）マンションリフォーム推進協議会（REPCO）をはじめとする住宅関連団体や住宅関連事業者等に対し、高齢者向け返済特例制度概要の説明を実施した。 ○ （一財）高齢者住宅財団と共同で制度概要チラシを作成し、機構ホームページへの掲載等による周知を実施した。	

		の活用を促進する。 また、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、住宅確保要配慮者向け住宅に係るリフォーム融資を行う。	の活用を促進する。 また、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、住宅確保要配慮者向け住宅に係るリフォーム融資を行う。		(賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)の周知) ○ 令和4年10月22日に開催された賃貸オーナー向けイベントにて、東京都住宅政策本部と連携し、賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)の周知チラシを配布した。 (賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)の申込受付) ○ この取組の結果、賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)の申込みを1件受け付け、適切に対応を行った。		
	③ マンションの適切な維持管理や建替え・改修の促進のため、機構がこれまで培ってきたノウハウを活かし、地方公共団体、民間金融機関、マンション管理業界団体等と連携した取組を行うとともに、マンション管理組合向け債券であるマンションすまい・る債の発行を通じて修繕積立金の計画的な積立てを支援するほか、マンション共用部分リフォーム融資、まちづくり融資等による建替え等の支援を行うこと。 (定量目標) ・ 中期目標期間中におけるマンションすまい・る債を活用するマンション	⑥ マンションの適切な維持管理や建替え・改修の促進のため、機構がこれまで培ってきたノウハウを活かし、地方公共団体、民間金融機関、マンション管理業界団体等と連携した取組を行う。	⑦ マンションの適切な維持管理や建替え・改修の促進のため、機構がこれまで培ってきたノウハウを活かし、地方公共団体、民間金融機関、マンション管理業界団体等と連携した取組を行う。		(マンションの価値向上に資する金融支援の実施協議会の取組) ○ 機構が事務局として主導し設立した、マンション管理等関係団体、民間金融機関、国・地方公共団体等で構成されるマンションの価値向上に資する金融支援の実施協議会の全体会及び分科会を開催した。協議会では、令和4年度に開始されたマンション管理計画認定制度の運用状況等について、参加団体から情報共有が行われたほか、高経年マンションの長期的な資金計画のあり方について議論を実施し、取組内容についてプレスリリースを行った。 ○ 「マンション大規模修繕の手引き」のダイジェスト版を作成し、マンション関係団体及び機構支店に配布した。当該ダイジェスト版は、機構ホームページからも入手できるよう資料請求フォームを作成した。また、「マンション大規模修繕の手引き」の詳細版については、セミナー等で参加者に対して配布した。 (地方公共団体等と連携した取組) ○ 国土交通省と連携し、同省による地方公共団体向けの管理計画認定制度に関する通知において、管理計画認定取得マンション向けの機構制度チラシが併せて周知された。また、同省が主催するマンシ		

	管 理 組 合 数 を 7,200組合以上と する。（前中期目 標 期 間 実 績： 6,966組合）				ョン政策検討会にオブザーバーとして機 構職員が参加し、制度周知を実施した。 ○ 機構各支店において、（一社）マンシ ョン管理士会等の関係団体及び地方公共 団体に対し、マンション管理適正化推進 計画等の状況・課題をヒアリングすると ともに、（一社）マンション管理業協会 の地方支部におけるセミナー等で制度周 知を実施した。 ○ 地方公共団体の要請に応じ、セミナー 等で機構制度の説明を実施した。 ○ 地方紙（大分合同新聞、京都新聞、読 売新聞（大阪）及び神戸新聞）、地方公 共団体の広報誌（福岡市政だより、広報 さっぽろ）、会報誌（東北マンション管 理組合連合会機関誌）等でタイアップ記 事等を掲載する等、機構制度と併せて地 方公共団体のマンション施策の周知を行 った。 ○ （一社）マンション管理業協会、（一 社）日本マンション管理士会連合会等の 全国組織の本部を訪問等により機構制度 の周知を実施した。また、（一社）マン ションリフォーム推進協議会（R E P C O）のセミナー、（特非）耐震総合安全 機構のセミナー、（公財）マンション管 理センター主催のマンション管理技術研 究会及び（一社）日本マンション管理士 会連合会のセミナーで機構制度の説明を 実施した。 ○ 名古屋市等からのマンション共用部分 リフォーム融資の金利引下げに関する要 望を受け、マンションの省エネルギー性 能の向上促進及び適正な管理計画を有す るマンションの普及促進のため、「断熱 改修工事」若しくは「省エネ設備等設置 工事」を実施する場合又はマンションの 管理の適正化の推進に関する法律に基づ く管理計画認定マンションに該当する場 合は、マンション共用部分リフォーム融 資の金利引下げの対象とした。	
--	---	--	--	--	--	--

		⑦ マンションすまい・る債の発行を通じて修繕積立金の計画的な積立てを支援し、中期目標期間中におけるマンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数を 7,200組合以上とするとともに、大規模修繕工事等に対するマンション共用部分リフォーム融資を行うことで、マンションの適切な維持管理や改修の促進を図る。 (定量目標)	⑧ 修繕積立金の計画的な積立てを支援するためマンションすまい・る債を発行し、マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数を1,750組合以上とするとともに、マンション共用部分リフォーム融資を行うことで、マンションの適切な維持管理や改修の促進を図る。 (定量目標)	次のとおり、マンションすまい・る債の周知等により、定量目標「マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数」の達成に尽力した結果、実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、定量目標を達成した。 (マンションすまい・る債の推進) ○ 主要なマンション管理会社及び地方管理会社に個別訪問を行い、マンションすまい・る債の募集概要及び制度改正事項を周知するとともに、さらなる利用向上に向けたニーズをヒアリングした。 ○ 令和3年度以前において応募が募集期間の後半に集中している特徴があるマンション管理会社を改めて訪問し、応募手続に漏れがないよう注意喚起を行うとともに、その他の主要マンション管理会社、地方のマンション管理会社、(一社)マンション管理業協会及び(一社)日本マンション管理士会連合会に対しても、メールで注意喚起を行った。 ○ 応募終了後は、在京の主要マンション管理会社のうちマンションすまい・る債利用実績が多い10社に対して個別訪問又はWeb会議により積立手続における改正事項の周知及び積立手続漏れ防止の注意喚起を行った。 ○ マンション管理会社担当者のマンションすまい・る債に対する理解を促進するため、勉強会を実施した(10社)。また、勉強会の様子を撮影した動画が、勉強会に参加したマンション管理会社のイントラネットにおいて機構のマンション管理会社向けハンドブックとともに掲載された。 ○ マンションすまい・る債周知のため、マンション管理組合に対するダイレクトメールの配信、ラジオ広告・チラシ等のツール作成及びインターネット広告の配信を実施した。また、令和4年度の実績結果等のプレスリリースを実施した結果	
--	--	--	--	--	--

				、複数のメディアにおいて記事が掲載された。 ○ マンションすまい・る債に関する事務を委託している（株）みずほ銀行と機構の関係各部で連携し、マンション管理会社等からのニーズを踏まえ書類への押印の一部廃止、署名から記名への変更等の事務手続の改善を行った。 ○ 令和5年度の募集に向け、マンション管理組合及びマンション管理会社に管理計画認定マンション向けマンションすまい・る債の取扱開始等を周知するとともに、よりわかりやすくレイアウトやフォントを工夫した応募書類の作成等を行った。 （マンション共用部分リフォーム融資の申込受付） ○ これらの取組の結果、マンション共用部分リフォーム融資の申込みを422件受け付け、適切に対応を行った。 ○ マンション共用部分リフォーム融資のプレゼンス向上につなげるため、長寿命化及び省エネルギー化に取り組んだ1事業について、機構理事長名の感謝状を贈呈した。		
		⑧ マンションの建替え等の円滑化を図るため、関係権利者の合意形成や資金計画の策定等の事業支援を行うとともに、民間金融機関では融資が困難な事業初期段階等の局面において、マンション建替え等のプロジェクトに対するまちづくり融資を行う。	⑨ マンションの建替え等の円滑化を図るため、関係権利者の合意形成、資金計画の策定等に関する初期段階からの支援を行うとともに、民間金融機関では融資が困難な事業初期段階等の局面において、マンション建替え等のプロジェクトに対するまちづくり融資を行う。	（マンションの建替え等の円滑化に係る支援） ○ 高経年マンションの建替えの促進等の政策を実現するため、事業の初動期段階から支援するまちづくり融資（短期事業資金）及びマンション建替後の高齢者の再取得資金の調達を支援するまちづくり融資（高齢者向け返済特例）について、コンサルタント、デベロッパー、マンション管理組合等に対して周知するとともに、現地相談対応等を行った。 ○ まちづくり融資のプレゼンス向上につなげるため、政策貢献度の高い1事業（第一種市街地再開発事業）について、機構理事長名の感謝状を贈呈した。 ○ 高齢の住宅ローン利用予定者がまちづ		

				くり融資（高齢者向け返済特例）に係る申込書を作成することは負担がかかることが想定されるため、負担軽減の観点からマンション建替予定の団地に居住している融資希望者に申込書の書き方の資料を配付するとともに、現地で申込会を実施し、高齢の住宅ローン利用予定者の申込書作成をサポートした。 ○ 令和4年度上半期にまちづくり融資（高齢者向け返済特例）の概要やよくある質問、申込書の書き方について、文字を大きくするなど高齢者の方向けの資料として整備した。また、住宅ローン利用予定者やコンサルタント向け勉強会において当該資料を使用した。 ○ まちづくり融資（短期事業資金）に関するマンション管理組合等向けの事前相談のご案内資料を作成し、円滑な融資手続を実現した。 ○ 独立行政法人都市再生機構が主催する街みちネットコア会議に参加し、機構制度の周知を実施した。 （まちづくり融資の申込受付） ○ これらの取組の結果、まちづくり融資の申込みを次のとおり受け付け、適切に対応を行った。 ・まちづくり融資（短期事業資金）11件 ・まちづくり融資（高齢者向け返済特例）49件	
④ 子どもを産み育てやすく良質な住宅や高齢者が健康で安心して暮らせる住宅の整備等の施策の実現に資するよう、災害リスク等を踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開	⑨ 子どもを産み育てやすく良質な住宅や高齢者が健康で安心して暮らせる住宅の整備等の施策の実現に資するよう、災害リスク等を踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開	⑩ 子どもを産み育てやすく良質な住宅や高齢者が健康で安心して暮らせる住宅の整備等の施策の実現に資するよう、災害リスク等を踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開		（子育て世帯向け省エネルギー賃貸住宅融資の推進） ○ 子育て世帯向け賃貸住宅の省エネルギー性能の向上を促進するため、子育て世帯向け賃貸住宅融資の省エネルギー性の基準を強化するとともに、金利引下げ制度を創設した（令和4年10月）。 ○ 令和4年10月の制度改正に当たり、（一社）全国住宅産業協会意見交換会及び（一社）住宅生産団体連合会意見交換会を通じて、制度改正内容を周知した。また、（一社）プレハブ建築協会、（特非	

	発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い子育て世帯向け賃貸住宅融資を行うとともにサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を踏まえて行うこと。 (指標) ・サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数	発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い子育て世帯向け賃貸住宅融資を行うとともにサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を踏まえて行う。 (指標：サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数)		）日本地主家主協会が発行する誌面にそれぞれ機構担当役員等との対談記事を掲載し、広く周知を行った。 (子育て世帯向け省エネルギー賃貸住宅融資の申込受付) ○ これらの取組の結果、子育て世帯向け省エネルギー賃貸住宅融資の申込みを431件受け付け、適切に対応を行った。 (地域の需要等を踏まえたサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の実施) ○ 災害リスクを踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点から、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に基づく浸水被害防止区域内におけるサービス付き高齢者向け賃貸住宅は融資対象から除外する等の制度改正を実施した。 ○ 融資物件の運営状況を把握し、経営破たんや返済不能の防止を図るため、施設開設から融資完済までの間、事業のモニタリングを毎年実施している。 ○ サービス付き高齢者向け賃貸住宅の省エネルギー性能の向上を促進するため、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の省エネルギー性の基準を強化するとともに、金利引下げ制度の創設を決定した（令和5年10月から実施予定）。 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数) ○ これらの取組の結果、指標「サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。		
	⑤ 証券化支援事業及び住宅資金融通等事業の対象となる住宅ローンの利用者が死亡した場合等に相続人に弁	⑩ 証券化支援事業及び住宅資金融通等事業の対象となる住宅ローンの利用者が死亡した場合等に相続人に弁	⑪ 証券化支援事業及び住宅資金融通等事業の対象となる住宅ローンの利用者が死亡した場合等に相続人に弁	(団体信用生命保険業務の的確な実施) ○ 加入者に対する加入継続の取組及び弁済について、次のとおりの確に実施した。 ① 新型コロナウイルス感染症の影響により団体信用生命保険特約料の支払い		

	済の負担をさせる ことのないよう、 団体信用生命保険 業務を的確に行う こと。	済の負担をさせる ことのないよう、 団体信用生命保険 業務を的確に行う 。	済の負担をさせる ことのないよう、 団体信用生命保険 業務を的確に行う 。		が一時的に困難となった方に対して、 払込期限の猶予を行った（令和2年3 月から令和5年3月までにおける件数 （累計）は1,247件）。 ② 団体信用生命保険特約料の支払が遅 延している加入者及び団体信用生命保 険からの脱退を希望する加入者に対し て、加入継続の必要性の案内等を行い 、加入継続を勧奨した。 ③ 保険事故発生に伴う保険金弁済を遅 滞なく実施した。 （制度・運用の見直し） ○ 令和5年10月開始予定の団体信用生命 保険加入申込みのW e b 化に向けて、取 扱金融機関の意向を確認しながら、シス テムの仕様について生命保険会社と調整 を行った。また、取扱金融機関に対して 、導入に向けた具体的な説明や利用意向 調査を行った。 ○ L G B T Qに関する社会的関心の高ま りを踏まえ、住宅ローン利用予定者の幅 広いニーズに対応するため、同性パート ナーで夫婦連生団信を利用できるように する取扱いを令和5年1月から開始し、 取扱金融機関への通知、機構ホームペー ジのトピックスへの掲載等の周知活動を 行った。		
	⑥ 既往債権管理業 務においては、返 済困難者に対する 返済条件の変更等 のきめ細やかな対 応により新規の延 滞発生を抑制を図 るなど、債権管理 ・回収を的確かつ 効率的に行うこと 。 廃止前の住宅金 融公庫法（昭和25 年法律第156号）	⑪ 既往債権管理業 務においては、返 済困難者に対する 返済条件の変更等 のきめ細やかな対 応により新規の延 滞発生を抑制を図 るなど、債権管理 ・回収を的確かつ 効率的に行う。	⑫ 既往債権管理業 務においては、返 済困難者に対して 積極的にきめ細や かな返済相談を行 い返済条件の変更 に的確かつ柔軟に 対応する等により 新規の延滞発生を 抑制に努めるとと もに、長期延滞債 権等については、 担保不動産の任意 売却等により、そ		（個人系直接融資債権に係る管理回収） ○ きめ細やかな返済相談等を通じて債務 者の実情を把握した上で、個別に返済計 画の策定等を行い、返済継続につなげる ことで新規の延滞発生を抑制した。 ○ 延滞中の債務者に対しては、丁寧なカ ウンセリングを通じて、延滞の原因や生 活状況を詳細に把握した上で、必要に応 じて家計の見直しの提案や返済方法変更 の適用により、返済の正常化を支援した 。 ○ 返済困難者に対しては、中小企業者等 に対する金融の円滑化を図るための臨時 措置に関する法律（平成21年法律第96号		

	等に基づく賃貸住宅融資については、借受者等に賃貸条件の制限を遵守させるための取組を継続的に実施すること。		の削減に取り組む。		）の期限後も、法の趣旨を踏まえ、丁寧な対応に努めた。 ○ 高齢の債務者の住宅維持・生活維持支援を目的としたリバースモーゲージ型の返済方法変更（シルバー返済特例）について、機構職員自らがきめ細かなカウンセリングを行うことにより、的確かつ柔軟に対応した。 ○ カウンセリングの結果、返済方法変更等を行っても返済継続が困難である債務者に対しては、競売と比較して一般的に債務圧縮効果の高い任意売却を提案し、生活再建を支援した。 （事業系債権に係る管理回収） ○ 期日延滞の段階から個別債権ごとに実態の把握に努め、その内容を元に、措置方針の策定、進捗状況の管理を行い、返済継続が困難な債務者に対する対応等を行った。 ○ 自己査定業務の詳細査定対象債権については、物件状況や債務者の財務内容等を詳細に把握することによって、よりきめ細かな対応を実施した。 ○ 中小企業活性化協議会等が関与した事業再生計画への対応、経営者保証ガイドラインに基づく個人保証に頼らない与信管理等の新たな課題にも対応し、延滞削減に努めた。		
	⑫ 廃止前の住宅金融公庫法（昭和25年法律第 156号）等に基づく賃貸住宅融資については、借受者等に賃貸条件の制限を遵守させるための取組を継続的に実施する。	⑬ 廃止前の住宅金融公庫法（昭和25年法律第 156号）等に基づく賃貸住宅融資について、借受者等に賃貸条件の制限を遵守させるため、借受者に対する賃貸条件の周知を行うとともに実態調査を実施し、違反が確認された場合は、そ		廃止前の住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）に基づき貸し付けた賃貸住宅融資に関し、借受者であるオーナーが賃借人から礼金や一定以上の敷金を受領しない等の法令上の制限（以下「賃貸条件制限」という。）に違反する状況を会計検査院から指摘されたことを重く受け止め、次のとおり是正等の取組を実施した結果、違反が判明した案件39件全件の是正等の対応が令和4年度末に完了した。	（借受者に対する賃貸条件制限の周知） ○ 業界団体（（一社）全国賃貸不動産管		

			の是正を働きかける等必要な対応を行う。		理業協会、（公社）全国宅地建物取引業協会連合会及び（公社）全日本不動産協会）に対しての会員あて賃貸条件制限の周知依頼や旧公庫融資借受者あてダイレクトメール発出を行うことにより効果的な周知を実施した。 ○ 令和３年度に機構ホームページにおける重要なお知らせ欄に掲載した賃貸条件制限の内容について、借受者に対する賃貸条件制限を継続的に周知する観点から、令和４年度のトピックス欄に再掲した。 （賃貸条件制限違反の実態調査） ○ 令和４年度の実態調査が適正に行うことができるよう、調査実施前に機構支店担当者向け説明会を複数回に分けて丁寧を実施した。 ○ 機構本支店間で実態調査に係る情報共有を行うとともに、問合せの多い事項等について適時、機構本店が周知・補足を行う等、工夫しながら機構支店への支援策を適時講じ、機構本支店が連携して実態調査が行うことができる環境を整備した。 ○ 令和４年度においては、30件の実態調査を実施し、実態調査の結果、違反が判明した場合は、直ちに借受者又は不動産管理会社に是正を依頼する等、必要な措置を講じた。 （経営層への報告） ○ 機構支店における実態調査の実施状況のモニタリングを適時行い、半期ごとに取組状況を取りまとめ、役員会に報告を行った。 なお、当該取組状況は主務省にも報告を行っている。	
⑦ 勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財形住宅融資を的確に行うこと。	⑬ 勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財形住宅融資を的確に行う。	⑭ 勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財形住宅融資を的確に行う。			（財形住宅融資の実施） ○ 子育て世帯及び中小企業の勤労者に対する金利引下げ措置の延長を受け、申込案内に反映した上で、機構ホームページ等で周知を行った。	

	⑧ 地域における政策課題の解決に向けた取組について、地方公共団体とより連携を深めるとともに、他府省、政府関係機関、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力を強化すること。 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、地方公共団体等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行うこと。 新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動に対応し、返済方法の変更等により、住宅ローン利用者の継続的な返済を支援すること。	⑭ 情報交換、会議の開催等を通じて地方公共団体とともに、官公庁、政府関係機関、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力の強化に努めることで、地方公共団体等が行う住生活に関わる施策分野における課題解決に向けた取組を支援する。	⑮ 情報交換、会議の開催等を通じて地方公共団体とともに、官公庁、地域金融機関等のステークホルダーとの連携及び協力の強化に努めることで、地方公共団体等が行う住生活に関わる施策分野における課題解決に向けた取組を支援する。	(地方公共団体等のステークホルダーとの連携・協力強化) ○ 災害に関する取組 ① 災害発生時に連携が必要不可欠な地方公共団体の担当者に対し、機構の災害復興支援の取組や災害復興住宅融資について周知するため、機構本支店において、地方公共団体に訪問等を行い、担当者向けに説明を実施した。 ② 機構本店から支店担当者向けの研修を実施し、災害発生時の初動対応、地方公共団体との連携、過去の大規模災害における機構の対応等の事例の共有等を行った。 ③ 機構が政策研究大学院大学（GRIPS）に業務委託して実施した地方公共団体及び金融機関職員を対象とする短期研修「地域が抱える住まいとまちづくりの政策課題に対する金融の活用方法」において、受講者である地方公共団体の担当者に対し、岡山県倉敷市における災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）を活用した住宅再建の講義をいただいた。また、機構からは、災害復興住宅融資の制度について説明を実施した。 ④ 国土交通省が主催する「公営住宅整備事業等担当者会議」において、令和5年度制度改正事項（宅地防災工事融資の対象追加等）について説明を実施した。 ⑤ 内閣府（防災・被災者生活再建担当）と連携し、内閣府主催の災害救助法等担当者全国会議にて災害復興住宅融資等の周知を行うとともに、大規模な災害における災害復興住宅融資の受理件数等のデータ提供を行った。また、内閣府が作成した被災者向けリーフレットに災害復興住宅融資の概要を掲載し、被災者への取組を支援した。	
--	---	---	---	--	--

					⑥ 住宅・建築の技術的な専門知識を有する国土交通省国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所と、住宅の省エネルギー性能や住宅の省エネリフォームについて意見交換会を実施した。また、同建築研究所から講師を招き、B I M (B u i l d i n g I n f o r m a t i o n M o d e l i n g) に関する勉強会を実施した。【再掲】 ○ 高経年マンション対応に係る取組 ① 国土交通省と連携し、同省による地方公共団体向けの管理計画認定制度に関する通知において、管理計画認定取得マンション向けの機構制度チラシが併せて周知された。また、同省が主催するマンション政策検討会にオブザーバーとして機構職員が参加し、制度周知を実施した。【再掲】 ② 機構各支店において、（一社）マンション管理士会等の関係団体及び地方公共団体に対し、マンション管理適正化推進計画等の状況・課題をヒアリングするとともに、（一社）マンション管理業協会の地方支部におけるセミナー等で制度周知を実施した。【再掲】 ③ 地方公共団体の要請に応じ、セミナー等で機構制度の説明を実施した。【再掲】 ④ 地方紙（大分合同新聞、京都新聞、読売新聞（大阪）及び神戸新聞）、地方公共団体の広報誌（福岡市政だより、広報さっぽろ）、会報誌（東北マンション管理組合連合会機関誌）等でタイアップ記事等を掲載する等、機構制度と併せて地方公共団体のマンション施策の周知を行った。【再掲】 ⑤ （一社）マンション管理業協会、（一社）日本マンション管理士会連合会等の全国組織の本部を訪問等により機構制度の周知を実施した。また、（一	
--	--	--	--	--	---	--

					社）マンションリフォーム推進協議会（REPCO）のセミナー、（特非）耐震総合安全機構のセミナー、（公財）マンション管理センター主催のマンション管理技術研究会及び（一社）日本マンション管理士会連合会のセミナーで機構制度の説明を実施した。【再掲】		
		⑮ 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、地方公共団体等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行う。	⑯ 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、地方公共団体等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行う。		（調査・研究） ○ 住宅リフォーム市場、サービス付き高齢者向け住宅市場、セーフティネット賃貸住宅市場の実態・課題を把握するため、大学、シンクタンク、住宅メディア及び住宅関連事業者と幅広く意見交換を行った。 （災害復興住宅融資等に関する制度・運用の見直し） ○ 近年の激甚化・多頻度化する災害に対応するため、地すべり等関連住宅融資の融資対象に特定都市河川浸水被害対策法に基づく浸水被害防止区域からの移転等の勧告を受けた場合等を追加した（令和4年10月）。 ○ 危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等による災害を防止する観点から宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）が改正され、地方公共団体による勧告等の対象区域に特定盛土等規制区域が追加されたことを受けて、当該区域を宅地防災工事融資の対象に追加することとした（令和5年5月から実施）。 （リフォーム融資に関する制度・運用の見直し） ○ 賃貸住宅のリフォームによる省エネルギー性能の向上を促進するため、賃貸住宅リフォーム融資（省エネ住宅）の対象となる工事の要件を見直した（令和4年10月）。 ○ 断熱改修工事や太陽光発電設備設置工事など、省エネ・創エネに資するリフォ		

					ーム工事を行う場合に利用できる住宅の省エネ改修に係る個人向け融資制度「グリーンリフォームローン」を創設した（令和４年10月）。【再掲】 （マンション共用部分リフォーム融資に関する制度・運用の見直し） ○ 名古屋市等からのマンション共用部分リフォーム融資の金利引下げに関する要望を受け、マンションの省エネルギー性能の向上促進及び適正な管理計画を有するマンションの普及促進のため、「断熱改修工事」若しくは「省エネ設備等設置工事」を実施する場合又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく管理計画認定マンションに該当する場合は、マンション共用部分リフォーム融資の金利引下げの対象とした。【再掲】 （マンションすまい・る債に関する制度・運用の見直し） ○ 適切な管理計画を有するマンションの普及を促進するため、管理計画認定を取得した場合は、現行のマンションすまい・る債に利率を上乗せすることとした（令和５年度募集分から実施）。 （まちづくり融資に関する制度・運用の見直し） ○ まちづくり融資（長期事業資金）について、マンションの省エネルギー性能の向上を促進するため、省エネルギー性の基準を強化するとともに、金利引下げ制度を創設することとした（令和５年10月から実施予定）。 （子育て世帯向け省エネルギー賃貸住宅融資に関する制度・運用の見直し） ○ 子育て世帯向け賃貸住宅の省エネルギー性能の向上を促進するため、子育て世帯向け賃貸住宅融資の省エネルギー性の基準を強化するとともに、金利引下げ制	
--	--	--	--	--	--	--

					度を創設した（令和４年10月）。【再掲】 （サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資に関する制度・運用の見直し） ○ サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資はプロジェクトファイナンスであり、介護保険サービスの種類、要介護度別の保険限度額等の介護に関する専門知識も必要となることを踏まえ、段階的な業務の機構本店集約を行い、組織としてノウハウを蓄積し、より適確な業務実施体制を整備した。 ○ サービス付き高齢者向け賃貸住宅の省エネルギー性能の向上を促進するため、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の省エネルギー性の基準を強化するとともに、金利引下げ制度の創設を決定した（令和５年10月から実施予定）。【再掲】 （その他） ○ L G B T Qに関する社会的関心の高まりを踏まえ、住宅ローン利用予定者の幅広いニーズに対応するため、令和５年１月から災害復興住宅融資、グリーンリフォームローン等の個人向け機構融資の連帯債務の申込対象に同性パートナーを含める制度改正を行った。また、機構ホームページのトピックスに掲載することで周知を行った。 ○ 日本初の取組として、マイナンバーカード認証により取得した収入情報をフラット３５、災害復興住宅融資等の申込みに活用できるサービスを令和４年10月から開始した。【再掲】 ○ 災害復興住宅融資等の機構直接融資について、住宅ローン利用予定者の利便性向上並びに借入申込書に関する記入負担軽減及び記入漏れの防止を目的に、機構ホームページ内の借入申込書作成ページより借入申込書を作成できる「借入申込書作成支援ツール」を提供した。	
--	--	--	--	--	--	--

		⑩ 新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動に対応し、返済方法の変更等により、住宅ローン利用者の継続的な返済を支援する。	⑪ 新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動に対応し、返済方法の変更等により、住宅ローン利用者の継続的な返済を支援する。		(新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた債務者の住宅ローン返済継続支援) ○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響及びこれに伴う金融庁等の政府要請を踏まえ、返済期間の延長や一定期間の返済額の軽減の返済方法変更メニューを用意したほか、団体信用生命保険特約料についても払込期限を猶予する等、返済が困難となった債務者の返済継続を支援する取組を行った。 ○ 上記の取組については、機構ホームページ等を通じて周知するとともに、お客さまコールセンター、支店等の窓口において返済が困難となった債務者の相談に丁寧に対応している。 ○ この結果、令和2年3月から令和5年3月までにおける新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする個人系直接融資債権の返済方法変更承認件数(累計)は9,779件、事業系融資債権の返済方法変更承認件数(累計)は42件、団体信用生命保険特約料の払込期限猶予承認件数(累計)は1,247件となった。 ○ 令和2年12月1日に開始された新型コロナウイルス感染症の影響で返済が困難となった方に対する自然災害ガイドラインについて、令和5年3月末時点における適用の申出の件数は180件、うち弁済計画が確定した件数は11件(いずれも累計)となった。		
--	--	---	---	--	---	--	--

4. その他参考情報
・令和4年度の住宅資金融通等事業における支出額(決算額)は、予算額の範囲内であるが、貸付けによる支出が当初想定に比べ減少したこと等の理由により、予算額からの乖離が生じた(予算額に対する決算額の増減:▲6.0%)。

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標			達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報
	一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。）	(計画値)	中期目標期間の最終年度までに令和2年度比2.5%以上削減	—	—	—			
		(実績値)	—	—	▲0.64%	1.26%			
		(達成度)	—	—	—	—			
	証券化支援業務に係る毎年度の経費率	(計画値)	中期目標期間の平均0.15%以下	—	—	—			
		(実績値)	—	0.11% (令和2年度)	0.11%	0.10%			
		上段：単年度 下段：中期目標期間 間平均値		0.12% (前中期目標期間)	0.11%	0.11%			
		(達成度)	—	—	—	—			
	直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る毎年度の経費率	(計画値)	中期目標期間の平均0.52%以下	—	—	—			
		(実績値)	—	0.34% (令和2年度)	0.34%	0.35%			
		上段：単年度 下段：中期目標期間 間平均値		0.39% (前中期目標期間)	0.34%	0.35%			
		(達成度)	—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(1) 業務改善の取組 「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に示した目標を達成	1. 業務改善の取組 機構は、「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を	1. 業務改善の取組 機構は、「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を	<評価の視点> ・PDCAサイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の	<主要な業務実績>	<評価と根拠> 評価：B 根拠：次のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大に対応しつつ、PDCAサイクルによる取組等を通じた業務実績・活動の	評価	

するに当たり、独立行政法人会計基準（令和2年3月26日改訂）を踏まえ、PDCAサイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に取り組むこと。	実施するに当たり、独立行政法人会計基準（令和2年3月26日改訂）を踏まえ、PDCAサイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に取り組む。	実施するに当たり、独立行政法人会計基準（令和3年9月21日改訂）を踏まえ、PDCAサイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に取り組む。	改善及び業務の効率化に取り組を行っているか。 ・目標の達成に向けて事業を実施するため、適切な経営資源の配分に努めているか。 ・調達等合理化計画に基づく取組が着実に実施できているか。 ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に示された考え方の下、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげているか。 ・IT技術の高度化に対応し、金融市場で業務を行う機関として必要な水準を確保したIT基盤の整備を行っているか。 ・デジタル化の計画的な推進、金融機関として十分なセキュリティ対策を講じた上での保有データを活用したサービス提供等に努めているか。		把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に向けた取組、適切な経営資源の配分、調達等合理化計画に基づく取組、役職員の士気を向上させる取組、デジタル化を推進する取組、機構保有データの活用したサービス提供等を実施しており、所期の目標を達成していると判断し、「B」とした。	
① 一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、令和2年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに2.5%以上削減すること。	① 一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、令和2年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに2.5%以上削減する。	① 一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、令和2年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに2.5%以上削減するように業務の改善及び業務の効率化に取り組む。		（一般管理費の削減の取組） ○ 一般管理費について、第四期中期目標期間中に必要となる経費の執行見通しを考慮しつつ、支出実行時の当該支出に係る調達の必要性、実施内容及び数量等の精査等を徹底した経費の執行に努めた。しかしながら、電力価格高騰の影響を受け、令和4年度の評価対象となる指標「一般管理費」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおり、令和2年度比で1.26%増加した。 ○ 中期目標期間の最終年度における目標達成に向け、事務費等の削減を進めていく。	○ 評価対象となる指標である一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。）については、電力価格高騰の影響を受けたことにより令和2年度比で1.26%増加している現状を踏まえ、中期目標期間の最終年度における目標達成に向け、事務費等の削減を進めていく。	
② 証券化支援業務に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均を0.15%以下とするように努めること。	② 証券化支援業務に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均を0.15%以下とするように努める。	② 証券化支援業務に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均を0.15%以下とするように努める。		（証券化支援業務に係る経費率の低減の取組） ○ 証券化支援業務に係る経費率について、支出実行時の当該支出に係る調達の必要性、実施内容及び数量等の精査等を徹底した経費の執行に努めた。 ○ これらの取組の結果、評価対象となる指標「証券化支援業務に係る毎年度の経費率」における令和4年度の実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。	なお、証券化支援業務及び直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る経費率については、いずれも第四期中期目標の達成に向け着実に進捗している。 ○ 定性的な取組においても、次のとおり着実な成果を挙げている。 ① 第四期中期目標達成に向けての取組を着実	

	③ 直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出債権残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均を0.52%以下とするように努めること。	③ 直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出債権残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均を0.52%以下とするように努める。	③ 直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出債権残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均を0.52%以下とするように努める。	＜評価対象となる指標＞ ・一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。） ・証券化支援業務に係る毎年度の経費率 ・直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く）に係る毎年度の経費率	（直接融資業務に係る経費率の低減の取組） ○ 直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る経費率について、支出実行時の当該支出に係る調達の実行の必要性、実施内容及び数量等の精査等を徹底した経費の執行に努めた。 ○ これらの取組の結果、評価対象となる指標「直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る毎年度の経費率」における令和4年度の実績値は「2．主要な経年データ」表記載のとおりとなった。	に進捗させるため、令和4年度の取組状況を勘案した組織体制の強化を図るとともに、機構がパーパスとして掲げる「住まいのしあわせを、ともにつくる。」存在でありつづけるための経営基盤及び業務基盤の強化に向けた組織体制の整備を検討した。 ② 政府方針に基づく調達等合理化計画を策定し、その計画に基づき、競争性のない随意契約は、真にやむを得ないものに限り契約する等の取組を行うとともに、令和3年度の同計画について、実施状況の自己評価を行い、契約監視委員会による点検を受けて公表した。 ③ 役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげるため導入した業績連動型賞与制度を実施した。 ④ 令和3年度の役職員の給与水準及びその合理性・妥当性について公表した。 ⑤ デジタル化の推進に向けて副理事長をトップとする組織横断的なデジタル化推進本部において、国民、事業者等の負担軽減・利便性向上等に資するデジタル化を推進しており、日本初の取組として、	
	（2）適切な経営資源の配分 「3．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に示した目標の達成に向けて事業を実施するため、より効果的な組織体制の整備が行われるよう、適切な経営資源の配分に努めること。	2．適切な経営資源の配分 「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を実施するため、適切な経営資源の配分に努め、より効果的な組織体制の整備を行う。	2．適切な経営資源の配分 「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を実施するため、適切な経営資源の配分に努め、より効果的な組織体制の整備を行う。	（効果的な組織体制の整備） ○ 第四期中期目標達成に向けての取組を着実に進捗させるため、第四期中期目標期間の折り返しの年度である令和4年度の取組状況を勘案した組織体制の強化を図るとともに、機構がパーパスとして掲げる「住まいのしあわせを、ともにつくる。」存在でありつづけるための経営基盤及び業務基盤の強化に向けた次の組織体制の整備を検討した（令和5年度再編）。 ① フラット35不適正利用事案に関して、公的金融機関としてより一層的確に対応し続けるため、「フラット35適正利用推進室」を新設 ② 民間金融機関の営業店における顧客接点の減少等が進められていることを踏まえ、持続可能な機構業務の委託体制の再構築に取り組むための体制を強化 ③ このほかフラット35の制度周知、地域における脱炭素の推進支援等の取組の強化を要する業務に係る体制を強化	（令和4年度調達等合理化計画の策定） ○ 令和4年度調達等合理化計画について		
	（3）調達方法の見直し	3．調達方法の見直し	3．調達方法の見直し				

	独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施するとともに、その趣旨を踏まえ、契約等の公正性・透明性を確保するよう努めること。	独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施するとともに、その趣旨を踏まえ、契約等の公正性・透明性を確保するよう努める。	① 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、調達等合理化計画を監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会の点検を受けた上で策定・公表する。また、前年度調達等合理化計画に関して、実施状況の自己評価を行い、契約監視委員会の点検を受けた上で公表する。		、契約監視委員会の点検を受けた上で策定し、公表を行った。 （令和3年度調達等合理化計画の自己評価） ○ 令和3年度調達等合理化計画に係る実施状況の自己評価を行い、契約監視委員会の点検を受け、公表を行った。	マイナンバーカード認証により取得した収入情報をフラット35、災害復興住宅融資等の申込みに活用できるサービスを令和4年10月から開始する等の成果を挙げている。 ⑥ 機構が保有するデータを基に作成した、マンションライフサイクルシミュレーション～長期修繕ナビ～（以下「MLS」という。）について、物価変動や地域特性等による補正値を最新の外部データを基に更新したほか、MLSの活用促進を目的として地方公共団体が主催する相談会等で周知を実施する等の取組を行った。 ⑦ 効率的かつ効果的な業務運営を行うために不断の見直しを行うべく、組織として重点的に取り組むテーマを定め、全社的にカイゼン活動を実施した。
			② これまで契約監視委員会で点検を受けたことがない類型の競争性のない随意契約について、機構内部に設置する契約審査委員会において随意契約によらざるを得ない理由の事前点検を行うとともに、契約後にその妥当性について契約監視委員会の点検を受ける。		（競争性のない随意契約に係る公正性・透明性確保に向けた取組） ○ 令和4年度調達等合理化計画に基づき、競争性のない随意契約は、真にやむを得ないものに限り契約した。 ○ 公正性及び透明性を確保し、合理的な調達を推進する観点から、これまでに契約監視委員会で点検を受けたことのない類型の競争性のない随意契約を締結する場合は、契約締結前に機構内部に設置する契約審査委員会で契約の妥当性の審査を行った。 ○ 上記の契約については、契約締結後に契約監視委員会の点検を受け、全件において妥当である旨の評価を得た。	
			③ 一者応札・応募となった調達案件について、入札に参加しなかった事業者に対するヒアリング等を行った上で改善策を策定し、その妥当性に		（一者応札等に係る公正性・透明性確保に向けた取組） ○ 一者応札・応募案件について、公告期間の延長、事業者ヒアリング結果の可能な範囲での反映等、公正性・透明性を確保した上で競争性を保つための改善方策を実施した。 ○ 一者応札・応募案件に係る改善方策に	

			ついて契約監視委員会の点検を受ける。		については、契約監視委員会の点検を受け、機構の取組は妥当である旨の評価を得た。		
			④ 随意契約について、独立行政法人の随意契約に係る事務について（平成26年10月1日総管査第 284号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。		（公正性・透明性を確保した合理的な調達） ○ 次のとおり、公正性・透明性を確保した合理的な調達のための取組を行った。 ① 予定価格が10万SDR以上の調達案件（新規の競争性のない随意契約については、10万SDR未満の案件を含む。）は、契約審査委員会において随意契約の理由の妥当性・参加要件の点検等を実施した。 ② 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）等に基づく諸施策を踏まえた取組方針等を調達担当部署の職員に周知した。 ③ 随意契約に関する内部統制の取組として、新規の競争性のない随意契約は契約締結前に契約審査委員会の点検を受けた。 ④ 不祥事発生の未然防止の取組として、契約担当部署があらかじめ全ての調達案件を点検するとともに、事務処理マニュアル及びQ&Aの継続的な更新等により周知徹底を行った。		
	（4）人件費管理の適正化 専門的な金融技術等、多様な金融サービスを適切に提供するために必要な能力を有する人材を確保し、定着させ、その能力を十分に発揮させることが必要であることに鑑み、国家公務員、民間企業、他の政策金融機関の給与水準等を考慮しつつ独立行政法人改	4. 人件費管理の適正化 ① 専門的な金融技術等、多様な金融サービスを適切に提供するために必要な能力を有する人材を確保し、定着させ、その能力を十分に発揮させることが必要であることに鑑み、国家公務員、民間企業、他の政策金融機関の給与水準等	4. 人件費管理の適正化 ① 専門的な金融技術等、多様な金融サービスを適切に提供するために必要な能力を有する人材を確保し、定着させ、その能力を十分に発揮させることが必要であることに鑑み、国家公務員、民間企業、他の政策金融機関の給与水準等		（業績連動型賞与制度等の実施） ○ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）の趣旨を踏まえ、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげるため、業績連動型賞与制度及び勤務成績に応じた勤勉手当の支給を実施した。		

	革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）に示された信賞必罰の考え方の下、法人の業務実績や役職員の勤務成績を給与等に反映することにより、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげること。 また、国民の理解と納得が得られるよう給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表することにより、透明性の向上に努めること。	を考慮しつつ独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）に示された信賞必罰の考え方の下、法人の業務実績や役職員の勤務成績を給与等に反映することにより、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげる。	を考慮しつつ独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）に示された信賞必罰の考え方の下、法人の業務実績や役職員の勤務成績を給与等に反映することにより、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげる。				
	（５）デジタル化の推進 機構、委託機関等の業務運営の合理化及び効率化に資するＩＴ基盤の整備を引き続き図るとともに、国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指した取組として、デジタル化を計画的に推進すること。また、金融機関として十分なセキュリティ対策を講じた上で、保有データを活用したサービス提供等に努めること。	② 国民の理解と納得が得られるよう給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表することにより、透明性の向上に努める。 ５．デジタル化の推進 機構、委託機関等の業務運営の合理化及び効率化を図るため、ＩＴ技術の高度化に対応し、金融市場で業務を行う機関として必要な水準を確保したＩＴ基盤の整備を行うとともに、国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指して、書面・押印・対面手続の見直しに向けたデジタル化の計画的な推進、金融機関として十分なセキュリ	② 国民の理解と納得が得られるよう給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表することにより、透明性の向上に努める。 ５．デジタル化の推進 ① ＩＴ技術の高度化に対応し、金融市場で業務を行う機関として必要な水準を確保したＩＴ基盤の整備を行うとともに、国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を図る書面・押印・対面手続の見直しに向けたデジタル化を推進するための計画等に基づき、着実に実施する。	（給与水準等の公表） ○ 令和３年度の役職員の給与水準及びその合理性・妥当性について、機構ホームページで公表を行った。 （ＩＴ基盤の整備） ○ ＩＴ基盤の整備について、中長期的な情報戦略である第四期情報体系整備計画に従い、実行した。 ○ 借入申込みのＷｅｂ化に関して、機構基幹システムと外部サービスをつなぐＡＰＩ公開基盤及びＷｅｂ申請共通基盤の構築について、調達手続を経て契約を締結し、開発に着手した。 ○ システム更改対応について、Ｗｉｔｈ－Ｃｌｏｕｄ（部門システム共通基盤）の構築及び部門システムの移行を完了した。 ○ 総合オンラインシステム基盤更改（令和５年12月更改予定）について、役員会等における審議・決定後、調達手続を経て契約を締結し、開発に着手した。 （デジタル化の推進）			

	なお、I T 基盤の整備に当たっては、I T 技術の高度化に対応し、金融市場で業務を行う機関として必要な水準の確保に努めること。 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。	ディ対策を講じた上での保有データを活用したサービス提供等に努める。 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。			○ 副理事長をトップとする組織横断的なデジタル化推進本部において、国民・事業者等の負担の軽減・利便性の向上等を目的としたデジタル化の推進のため、テーマ1（融資手続）・テーマ2（事務のI T 化）・テーマ3（債権管理）の分科会ごとに、第四期情報体系整備計画等を前提とする取組方針及び線表に基づき、要件定義等調達手続やシステム開発等を進めた。また、各分科会における取組内容をデジタル化推進本部全体で議論するとともに、役員会へ報告を行った。 ○ フラット35取扱金融機関の意見等を踏まえ、フラット35におけるW e b 申請及び電子契約に係るシステムのインフラ整備について方向性を整理し、要件定義等に着手した。 ○ 災害復興住宅融資及びマンション共用部分リフォーム融資のW e b 申請フォーム及び電子契約システムの構築について、ベンダー調達手続を経て契約を締結し、開発に着手した。 ○ グリーンリフォームローンのW e b 申請フォーム及び電子契約システムの構築について、方向性を整理し、要件定義等に着手した。 ○ リ・バース60に係る付保承認申請手続のシステム化について、方向性を整理し、取組方針及び線表を定めた。 ○ 日本初の取組として、マイナンバーカード認証により取得した収入情報をフラット35、災害復興住宅融資等の申込みに活用できるサービスを令和4年10月から開始した。【再掲】 ○ 災害復興住宅融資、グリーンリフォームローン等の機構直接融資について利用可能な借入申込書作成支援ツールを作成し、令和4年10月より取扱いを開始した。 ○ 住宅ローン返済中の手続について、W e b 申請や電子契約等の導入に向けて受託金融機関と意見交換を実施するととも	
--	---	--	--	--	--	--

				に、外部コンサルタントと協働でデジタル化に向けた業務フローの整流化等を実施した上で、要件定義書の詳細化に取り組んだ。 ○ デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ、中期計画及び令和4年度年度計画を変更した。 ○ 令和3年度に運用を開始した一部のモーゲージバンク、サービサー及び機構間での債権管理業務におけるファイル授受のためのオンラインストレージについて、新たに9機関が利用を開始した。 ○ 令和3年度に試行的に利用を開始した、金融機関と機構の契約（住宅ローン債権売買基本契約、住宅融資保険契約、特定住宅融資保険契約等）に関する電子契約について規定化を行うとともに、新たに12事案の電子契約を締結した。	
		② 金融機関として十分なセキュリティ対策を講じつつ、機構が保有するデータを活用したサービス提供等に努める。	（機構が保有するデータを活用したサービス提供等） ○ 機構が保有するデータを基に作成した、建物規模、築年数等に応じたマンションの平均的な大規模修繕工事費用や今後40年間の修繕積立金負担額等を試算することのできるマンションライフサイクルシミュレーション～長期修繕ナビ～（以下「MLS」という。）に関して、物価変動や地域特性等による補正值を最新の外部データを基に更新した。また、MLSの活用促進を目的として地方公共団体が主催する相談会等で周知を実施した。 ○ （一社）全国地方銀行協会と「住宅ローンの受理動向・既融資債権の状況」をテーマに機構保有データを活用した意見交換会を実施した。【再掲】 ○ 内閣府（防災・被災者生活再建担当）と連携し、内閣府主催の災害救助法等担当者全国会議にて災害復興住宅融資等の周知を行うとともに、大規模な災害にお		

			ける災害復興住宅融資の受理件数等のデータ提供を行った。【再掲】 ○ 内閣府地方創生推進室と連携し、全国8ブロックに設置された各府省庁の支分部局が連絡員となる地方連絡室のうち、北海道、東北、北陸・中部、近畿及び中国ブロックの連絡室員会議において、フラット35地域連携型の制度概要や地方公共団体との取組事例を共有するとともにフラット35利用者調査等のデータ提供を行った。【再掲】 ○ 情報発信及び知見獲得を目的に、高齢者等の住宅に対する意識調査の結果を活用しつつ、大学、シンクタンク、住宅メディア、住宅関連事業者等（計17団体）と幅広く意見交換を行った。【再掲】 ○ フラット35利用者に対する調査及び住宅ローン利用者に対する調査について、税制等の検討のため、国土交通省の要請に応じデータを作成した上で提供を行った。【再掲】	
		③ デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	(情報システムの適切な整備及び管理) ○ デジタル庁事務連絡「『デジタル社会の実現に向けた重点計画』に基づく独立行政法人の情報システムの整備・管理に係る棚卸しについて」に基づき、機構内の情報システムについて棚卸し調査を実施した。 ○ PMOが開発中プロジェクトの進捗状況等をモニタリングするとともに、担当PMに対して助言する等の支援を行った。また、対象プロジェクトの進捗状況等について役員会に報告した。	
	6. カイゼン活動の実施 機構が効率的かつ効果的な業務運営を行うためには、業務に係る不断の見直しが欠かせないことを踏まえ、職員による自発的なカイゼン活	6. カイゼン活動の実施 機構が効率的かつ効果的な業務運営を行うためには、業務に係る不断の見直しが欠かせないことを踏まえ、職員による自発的なカイゼン活	(カイゼン活動の実施) ○ 効率的かつ効果的な業務運営を行うために不断の見直しを行うべく、職員のカイゼン活動を奨励し、次の取組を実施した。 ① 各部署に設置したカイゼン活動リーダーとともに活動の推進に取り組んだ。 ② カイゼン大会を実施し、職員の意識	

		動を引き続き奨励する。	動を引き続き奨励する。		向上を図った。 ○ 令和４年度は、令和３年度に引き続き事務ミス防止及び事務効率向上を目的として、事務プロセスの自動化、情報管理の向上及び情報共有に有効な情報のデジタル化を推進する取組を奨励した。 ○ カイゼンの好事例を横展開する観点から、次の取組を実施した。 ① 全カイゼン事例を掲載したデータベースを共有 ② カイゼン活動の定期レポートを発行及び好事例の全社向け周知を実施 ③ カイゼン大会における優秀事例を紹介		
--	--	-------------	-------------	--	--	--	--

４．その他参考情報
・特になし

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標		基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報
指標	証券化支援事業における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率	1.54% (令和2年度)	1.67%	1.75%			
	既往債権管理業務におけるリスク管理債権の残高	5,227.3億円 (令和2年度)	4,561.3億円	4,021.7億円			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、必要な経営資源を機動的に投入すること。 リスク管理を徹底し、財務上の必要な措置を講じつつ国庫納付を適切に行うよう努めるとともに、各業務を効果的かつ効率的に行い、その結果として利益が生ずる場合は、その利益を活用して社会経済情勢の変化に対応した業務を試行的に実施するなど、政策	Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、必要な経営資源を機動的に投入する。 リスク管理を徹底し、財務上の必要な措置を講じつつ国庫納付を適切に行うよう努めるとともに、各業務を効果的かつ効率的に行い、その結果として利益が生ずる場合は、その利	Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、必要な経営資源を機動的に投入する。 令和3年度決算において証券化支援勘定及び既往債権管理勘定に利益が生じる場合には、令和4年度に適切に繰り越し、残余があれば期限内に国庫納付を適切に行う。また、リス	<評価の視点> ・健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待 ・要請に応えるため、必要な経営資源を機動的に投入すること及び政策実施機関として求められる業務への有効活用に努めているか。 ・MBSやSBの発行方針等を積極的に開示するとともに、安定的かつ効率的な	<主要な業務実績> (健全な財務内容の維持) ○ 令和3年度決算において生じた利益については、証券化支援勘定及び既往債権管理勘定について、将来のリスク等に備えるために必要な額を積み立てた。また、残余の発生した既往債権管理勘定では、174億円の国庫納付を行った。 (政策的な期待・要請に対する経営資源の機動的投入) ○ 第四期中期目標達成に向けての取組を着実に進捗させるため、第四期中期目標期間の折り返しの年度である令和4年度の取組状況を勘案した組織体制の強化を図るとともに、機構がパーパスとして掲げる「住まいのしあわせを、ともにつくる。」存在でありつづけるための経営基盤及び業務基盤の強化に向けた次の組織体制の整備を検討した（令和5年度再編）。【再掲】	<評価と根拠> 評価：B 根拠：次のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大に対応しつつ、健全な財務内容の維持に努めるとともに、必要な経営資源の機動的な投入及び政策実施機関として求められる業務への有効活用、安定的な資金調達、MBS等の発行方針や決算情報等の積極的公開、各種リスクの的確な管理、保有資産等の見直しを実施しており、所期の目標を達成していると判断し、「B」とした。 ○ 評価対象となる指標で		

実施機関として求められる業務に有効に活用すること。	益を活用して社会経済情勢の変化に対応した業務を試行的に実施するなど、政策実施機関として求められる業務に有効に活用する。	ク管理を徹底するとともに、各業務を効果的かつ効率的に行い、その結果として利益が生ずる場合は、その利益を活用して社会経済情勢の変化に対応した業務を試行的に実施するなど、政策実施機関として求められる業務に有効に活用する。	資金調達に努めているか。 ・機構の各種リスクを的確に管理するとともに、リスク管理債権の削減等に努めているか。 ・一定の事業等のまとまりごとに決算情報等を公表しているか。 ・保有資産の見直しについて適切に取り組んでいるか。	① フラット35不適正利用事案に関して、公的金融機関としてより一層的確に対応し続けるため、「フラット35適正利用推進室」を新設 ② 民間金融機関の営業店における顧客接点の減少等が進められていることを踏まえ、持続可能な機構業務の委託体制の再構築に取り組むための体制を強化 ③ このほかフラット35の制度周知、地域における脱炭素の推進支援等の取組の強化を要する業務に係る体制を強化 (利益の活用) ○ 令和4年度は、次の項目について新たに自主財源を活用している。 ① フラット35維持保全型の金利引下げ ② フラット35融資率9割超（平成22～24年度分）の金利引下げ ○ 令和3年度に引き続き、次の項目について自主財源を活用している。 ① フラット35リノベ及びフラット35地域連携型（子育て支援に資するものを除く。）の金利引下げ ② フラット35S（金利Bプラン（新築住宅））の金利引下げ ③ 住宅融資保険勘定における出資金不足相当額の積立金の活用 ○ 令和5年度からフラット35S（金利Bプラン（既存住宅））の金利引下げについて新たに自主財源を活用することとした。	ある「証券化支援事業における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率」及び「既往債権管理業務におけるリスク管理債権の残高」については、その低減のため、延滞中の債務者に対して状況把握、返済方法変更の提案を行うとともに、返済の継続が見込めない債務者に対して任意売却の提案を行う等、回収極大化のための取組を実施している。 なお、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた金融庁等の政府要請を踏まえ、令和3年度に引き続き令和4年度においても債務者の住宅ローン継続返済を支援するため、柔軟かつ迅速な返済条件変更の対応を行った結果、実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。 ○ 全勘定で当期総利益を計上する等健全な財務内容の維持に取り組み、令和3年度決算において生じた利益については、証券化支援勘定及び既往債権管理勘定で将来のリスク等に備えるために必要な額を積み立てた。また、残余の発生した既往債権管理勘定では、174億円の国庫納付を行った。 ○ 第四期中期目標期間に向けて機構に期待される役割・要請に応えるため	
（1）安定的かつ効率的な資金調達 投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な市場からの資金調達	1. 安定的かつ効率的な資金調達 MB SやS B（一般担保債券をいう。）の発行方針及び発行計画並びにMB Sの担保となる住宅ローン債権に係る情報	1. 安定的かつ効率的な資金調達 MB SやS B（一般担保債券をいう。以下同じ。）の発行方針及び発行計画、MB Sの担保となる住宅ローン債権に係る情報		(投資家への情報発信) ○ MB SやS Bの発行方針及び発行計画について、IR活動等を活用し、丁寧な情報発信を行った。 ○ MB Sの担保となる住宅ローン債権に係る情報について、機構ホームページで適切に情報提供を行った。 ○ S Bについては、投資家の予見性を高		

	に努めるものとし、緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存しないこと。	を積極的に開示するなど投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら安定的かつ効率的な市場からの資金調達に努め、緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存しない。	る情報をホームページ等で積極的に開示する等、投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら安定的かつ効率的な市場からの資金調達に努め、緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存しない。	め投資計画へ反映しやすくするため、令和３年度に引き続き、翌四半期に予定しているＳＢの発行月及び発行年限を事前に機構ホームページや情報ベンダーに公表した。 ○ ＭＢＳの未償還残高総額の減少による繰上償還（クリーンアップコール）について、年２回の繰上償還（４月及び１０月）をマーケットに影響を与えることなく着実に実施した。また、繰上償還を実施する予定のＭＢＳについては、事前に機構ホームページで予定回号等を公表するとともに、ＩＲ等においても積極的に情報発信を行った。 ○ 令和４年７月に、令和４年度における機構の取組及び令和３年度決算の概要等に関する「投資家向け説明資料」を「補足説明付き資料」と併せて公表した。より効果的なＩＲのため、令和４年度は新たに理事長メッセージを加えることで機構のビジョンを経営層から幅広く投資家に伝える等、的確に情報発信を行った。また、証券会社が主催するＷｅｂセミナーを通じた合同形式でのＩＲ、担当役員の投資家訪問によるＩＲ等に取り組み、ＭＢＳ及びＳＢの発行状況、決算等の情報を投資家に効率的かつ効果的に提供した。【再掲】 （安定的かつ効率的な資金調達） ○ ＭＢＳについては、市場環境、主要な経済イベント等を考慮した起債スケジュールの設定や、丁寧かつ柔軟な起債運営を行った。世界的な金融引締めの影響を受けて国内においても金利ボラティリティが高まる中、日本銀行のイールドカーブコントロールによりＭＢＳがベンチマークとする１０年ゾーンで逆イールドが発生する非常に不安定な起債環境だったが、投資家需要を十分に把握し、必要に応じ発行額の平準化を行うことで安定的な資金調達を実現することができた。	、必要な経営資源を機動的に投入した。 ○ 財務内容の改善の成果を政策実施機関として求められる業務への有効活用に取り組んだ。 ○ ＭＢＳやＳＢの発行方針等を積極的に開示するとともに、安定的な資金調達に取り組んだ。 ○ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う政府要請に対応した返済継続支援等を実施しながら、モニタリングを通じて機構の各種リスクの的確な管理に取り組んだ。 ○ 一定の事業等のまとまりごとに決算情報等を公表した。 ○ 保有資産の必要性を検討し、保有する支店事務所の処分を決定した。	
--	---	---	--	---	--	--

				○　ＳＢについては、５年から30年までの多様な年限での発行を行った。市場環境、主要な経済イベント等を考慮した起債スケジュールの設定を行うとともに、年限ごとで需要の異なる投資家層を把握し、各年限においてターゲットを明確にしたＩＲを実施した。また、需要状況に応じて発行額の増額を行う等、柔軟な起債運営を実施することにより、金利変動の大きい環境下においても累計で2,070億円の発行を安定的に行った。【再掲】 （財政融資資金に依存しない資金調達の実施） ○　災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存することなく安定的に資金を調達した。	
（２）リスク管理の徹底 ①　信用リスク、ＡＬＭリスク等を的確に管理することにより、民間金融機関並みのリスク管理の徹底を図ること。また、金融検査マニュアルの廃止を踏まえ将来を見据えたリスク管理に取り組むとともに、外部の知見も活用し、リスク管理の高度化に努めること。 　　なお、既往債権管理勘定においては、財政融資資金の償還を着実にを行うため、必要な措置を講ずること。	２．リスク管理の徹底 ①　機構内に設置するリスク管理委員会等において、住宅ローン等の事業の特性を踏まえて、機構の各種リスクを的確に管理する。 　　また、各リスクを統合的に管理するために、網羅的なリスクの洗出し、モニタリング指標の設定等を行うとともに、これに基づくモニタリングを行い、認識された課題に適切に対応する。	２．リスク管理の徹底 ①　機構内に設置するリスク管理委員会等において、住宅ローン等の事業の特性を踏まえて、機構の各種リスクを的確に管理する。 　　また、各リスクを統合的に管理するために、網羅的なリスクの洗出し、モニタリング指標の設定等を行うとともに、これに基づくモニタリングを行い、認識された課題に適切に対応する。	（各種リスクの管理） ○　機構全体における信用リスク、市場リスク、流動性リスク、運用先等信用リスク等を的確に管理するために、機構内に設置した信用リスク管理委員会、ＡＬＭリスク管理委員会等において各リスク管理のＰＤＣＡを実践した。 （統合的リスク管理に関するモニタリング） ○　各リスクを総体として捉える統合的リスク管理では、統合的リスク管理方針に基づき、個別リスク管理部署と連携しモニタリングを的確に実施し、役員会には、オペレーショナルリスクを含め各モニタリング指標の状況を毎月報告した。報告に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等も併せてモニタリングしている。 （リスク量の年次モニタリングの実施） ○　令和３年度末時点で各ポートフォリオが抱えるリスク量を信用リスク、市場リスク及びオペレーショナルリスクの別に計測した上で、これらを統合的に把握し		

					、各リスク管理委員会及び役員会に報告した。 (気候変動リスクへの対応) ○ 機構が保有する住宅ローン債権に係る担保物件が気候変動による洪水の増加により被災し毀損した場合に機構が被る損失額（物理的リスク）を計測し、信用リスク管理委員会及び役員会に報告の上、統合報告書2022等に記載・公表した。 ○ 移行リスクについて、民間金融機関や不動産事業者の分析手法や影響を調査するとともに、二酸化炭素排出価格の引上げ（炭素税の導入）や建築物のZEH基準の水準への適合義務化等の政策が導入された場合に機構財務等を与える影響を計測し、物理的リスクのデータ・時点更新と併せて、各リスク管理委員会及び役員会に報告した。		
		② 金融検査マニュアルの廃止を踏まえ将来を見据えたリスク管理に取り組むとともに、外部の知見も活用し、リスク管理の高度化に努める。	② 金融検査マニュアルの廃止を踏まえ将来を見据えたリスク管理に取り組むとともに、外部の知見も活用し、リスク管理の高度化に努める。		(貸倒引当金の引当方法) ○ 貸倒引当金の引当方法について、会計監査人と協議を重ね、令和4年度決算における貸倒引当金の引当方法及び今後の方向性について信用リスク管理委員会及び役員会で審議・決定した。 (リ・バース60に係る将来収支分析) ○ リ・バース60及び家賃債務保証保険について、令和3年度に開発した手法に基づき、令和4年度に将来収支分析を行い、令和3年度決算における責任準備金の十分性を検証した。		
		③ 信用リスク等に対応するため、将来のデフォルト発生を適正な水準に抑えるよう与信審査を的確に行うとともに、融資先のデフォルト率、住宅ローン債権の回	③ 信用リスク等に対応するため、将来のデフォルト発生を適正な水準に抑えるよう与信審査を的確に行う。また、融資先のデフォルト率、住宅ローン債権		(モニタリングの実施) ○ 信用リスク等に対応するための確な与信審査を実施するとともに、信用リスク等に係るモニタリングを四半期ごとに行い、その結果を信用リスク管理委員会及び役員会に報告した。 ○ 令和3年度末時点で各ポートフォリオが抱えるリスク量を信用リスク、市場リスク及びオペレーショナルリスクの別に		

	収率等のモニタリングを行う。	の回収率等のモニタリング及び信用リスク等の計量化手法の充実を図りつつ、将来の損失発生見通し、必要な信用リスクプレミアム又は保険引受リスクプレミアムの水準等を計測することにより、必要に応じ、金利又は保険料率の見直しを行う。		計測した上で、これらを統合的に把握し、各リスク管理委員会及び役員会に報告した。【再掲】 (信用コスト等の設定等) ○ 令和4年度の債権属性、モニタリング結果等を踏まえ、フラット35買取型、フラット35保証型、住宅融資保険及び機構融資に係る令和5年度の信用コスト等を設定し、審査方針を決定した。		
	④ ALMリスクについては、住宅ローン債権の証券化を進めること等によりの確に管理する。 特に、既往債権管理勘定においては、財政融資資金の償還を着実にを行うため、必要な措置を講ずる。	④ ALMリスクについては、住宅ローン債権の証券化、多様な年限のSBの組合せによる調達に加え、資産及び負債から生じるキャッシュフローの変動に伴う資金需要と新規の資金調達を一体的に管理すること等により適切に対応する。 なお、既往債権管理勘定においては、財政融資資金の償還を着実にを行うため、必要に応じてSB等による資金の再調達を行う。		(ALMリスクの管理等) ○ ALMリスクに対応するため、証券化支援勘定及び住宅資金貸付等勘定について、ストックの資産及び負債から生ずるキャッシュフローの変動に伴い必要となる資金需要と新規の資金調達を一体的に管理するとともに、足下の金利環境や資金繰りの状況等を踏まえ、資金調達計画を策定した。 ○ 既往債権管理勘定については、今後の償還計画等を踏まえ資金繰りを見込んだ結果、資金不足とはならない見通しであることから、再調達を行わないこととした。 (モニタリングの実施) ○ 資金調達の状況や市場リスク、流動性リスク、運用先等信用リスクの状況等について、四半期ごと等にモニタリングを行い、その結果をALMリスク管理委員会及び役員会に報告した。		
	⑤ 住宅ローン債権の回収業務に係る委託機関の破綻リスクに対応する。	⑤ 住宅ローン債権の回収業務を新たに委託しようとする場合は、当該委託しようとする機関の財務状況、社		(回収業務の委託に係る適切な審査) ○ 7機関が新たに住宅ローン債権の回収業務を委託することとなったサービサーの財務状況等について審査を行い、受託債権回収会社適合基準等を満たすことを確認した上で、債権管理回収業務委託協		

			会的信用、業務遂行能力等について適切な審査を行う。 また、委託機関の経営状況等をモニタリングにより把握し、必要に応じて状況を踏まえた措置を講じる。万一委託機関が破綻した場合には、当該委託機関が受託していた業務の引受けが円滑に行われるよう、引受先の選定、移管等の対応を行う。		定を締結した。 (モニタリングの実施) ○ モーゲージバンク及び預金金融機関に対して、破たんの兆候がないか等を確認するために経営状況等をモニタリングし、機構内部委員会で審議した。 なお、委託先が破たんする事態は発生していない。		
② 的確な債権管理業務を行うことにより、とりわけ機構における財務上の影響が大きい証券化支援事業及び既往債権管理業務においては、その管理を徹底すること。 なお、債権管理業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、柔軟に条件変更を行うなど債務者に寄り添って丁寧に対応すること。また、新型コロナウイルス感染症	⑥ 新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、債務者に寄り添った丁寧な対応を行いつつ的確に債権管理業務を行う。また、新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動が収束し、政府方針等の要請による柔軟な条件変更等を行う必要がないと認められる場合は、年度計画においてリスク管理債権に関する定量目標を設定し、リスク管理債権の抑制に努める	⑥ 新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、債務者に寄り添った丁寧な対応を行いつつ的確に債権管理業務を行う。 (指標：証券化支援事業における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率／既往債権管理業務におけるリスク管理債権の残高)		(新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた債務者の住宅ローン返済継続支援) ○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響及びこれに伴う金融庁等の政府要請を踏まえ、返済期間の延長や一定期間の返済額の軽減の返済方法変更メニューを用意したほか、団体信用生命保険特約料についても払込期限を猶予する等、返済が困難となった債務者の返済継続を支援する取組を行った。 ○ 上記の取組については、機構ホームページ等を通じて周知するとともに、お客さまコールセンター、機構支店等の窓口において返済が困難となった債務者の相談に丁寧に対応している。 ○ この結果、令和2年3月から令和5年3月までにおける新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする買取債権の返済方法変更承認件数（累計）は8,720件、個人系直接融資債権の返済方法変更承認件数（累計）は9,779件、事業系直接融資債権の返済方法変更承認件数（累計）は42件、団体信用生命保険特約料の払込			

	の拡大等による経済事情の変動が収束し、政府方針等の要請による柔軟な条件変更等を行う必要がないと認められる場合は、年度計画においてリスク管理債権に関する定量目標を設定し、リスク管理債権の抑制に努めること。 (指標) - 証券化支援事業における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率 - 既往債権管理業務におけるリスク管理債権の残高	。 (指標：証券化支援事業における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率／既往債権管理業務におけるリスク管理債権の残高)		期限猶予承認件数（累計）は1,247件となった。 - 令和2年12月1日に開始した新型コロナウイルス感染症の影響で返済が困難となった債務者に対する自然災害ガイドラインについて、令和5年3月末時点における適用の申出の件数は180件、うち弁済計画が確定した件数は11件（いずれも累計）となった。 - なお、リスク管理債権については、その低減のため、延滞中の債務者に対して状況確認及び返済方法変更の提案を行うとともに、返済の継続が見込めない債務者に対しては任意売却の提案を行う等、回収極大化のための取組を実施している。 - これらの取組の結果、指標「証券化支援事業における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率」及び「既往債権管理業務におけるリスク管理債権の残高」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。		
		⑦ 旧財団法人公庫住宅融資保証協会から承継した独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫が有する債権の保証を的確に行うとともに、保証債務を履行した後の求償権の管理回収を行う。	⑦ 旧財団法人公庫住宅融資保証協会から承継した独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫が有する債権の保証を的確に行うとともに、保証債務を履行した後の求償権の管理回収を行う。	(旧保証協会業務の実施) 独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫から保証債務履行請求のあった債権について、その履行を適切に行った。また、履行後に取得した求償債権については、債権回収会社への業務委託等により回収を図った。		
	(3) 決算情報・セグメント情報の公表 財務内容等の透明性を確保し、機構の活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、一定の事	3. 決算情報・セグメント情報の公表 財務内容等の透明性を確保し、機構の活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、一定の事	3. 決算情報・セグメント情報の公表 財務内容等の透明性を確保し、機構の活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、一定の事	(決算情報等の公表) - 令和3年度の決算情報を勘定別、一定の事業等のまとまりごとに機構ホームページにて公表した。 - 令和3年度の決算内容を、統合報告書2022において分かりやすく記載・公表した。		

	業等のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を公表すること。	業等のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を公表する。	業等のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を公表する。				
	(4) 保有資産の見直し 保有資産については、保有の必要性について不断の見直しを行うこと。	4. 保有資産の見直し 保有資産については、保有の必要性について不断の見直しを行う。	4. 保有資産の見直し 保有資産については、保有の必要性について不断の見直しを行う。		(保有資産の見直し) ○ 東北支店及び近畿支店について、保有する事務所から賃借ビルに移転した。当該保有する事務所については、売却処分の準備を進めている。また、北海道支店及び中国支店について、それぞれ令和5年10月及び令和6年2月に保有する事務所から賃借ビルに移転するため、賃借ビルの選定を含む事務所移転作業に着手した。		
		5. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 ① 予算 別表1のとおり ② 収支計画 別表2のとおり ③ 資金計画 別表3のとおり	5. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 ① 予算 別表1のとおり ② 収支計画 別表2のとおり ③ 資金計画 別表3のとおり		—		
		IV 短期借入金の限度額 (1) 短期借入金の限度額 15,000億円 (2) 想定される理由 ① 予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応するための短期借入金 ② 機構が行う業務の円滑な実施に資するための短期借入金	IV 短期借入金の限度額 (1) 短期借入金の限度額 15,000億円 (2) 想定される理由 ① 予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応するための短期借入金 ② 機構が行う業務の円滑な実施に資するための短期借入金		(短期借入金の実績) ○ 令和4年度における短期借入金の実績はない。		
		IV－2 不要財産又は不要財産となるこ	IV－2 不要財産又は不要財産となるこ		該当なし。		

		とが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 該当なし。	とが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 該当なし。				
		V IV－２に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし。	V IV－２に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし。		該当なし。		
		VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。		実績なし。		

4. その他参考情報
・特になし。

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
IV	その他業務運営に関する重要事項			
当該項目の重要度、困難度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし	

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標			達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報
		(計画値)	—	—	—	—			
		(実績値)	—	—	—	—			
		(達成度)	—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設及び設備に関する計画 該当なし。	Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設及び設備に関する計画 該当なし。	＜評価の視点＞ ・その他業務運営に関する重要事項について、掲げられた目標達成に努めているかどうか。	＜主要な業務実績＞ 該当なし。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：次のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大に対応しつつ、中期目標上指示された事項について、所期の目標を達成していると判断し、「B」とした。	評定	
		2. 人事に関する計画 住生活基本計画等の政府方針に基づく施策の実現に貢献し、社会から期待される役割を果たすため、適正な人員の配置を行う。	2. 人事に関する計画 住生活基本計画等の政府方針に基づく施策の実現に貢献し、社会から期待される役割を果たすため、適正な人員の配置を行う。		（適正な人員の配置） ○ 住生活基本計画等に基づく施策の実現への貢献並びに第四期中期目標・中期計画及び年度計画の着実な達成を目指し、政策実施機能の最大化に向けた対応等の優先課題を中心に適正な人員の配置を行った。	○ 内部統制に関しては、外部有識者で構成された事業運営審議委員会を2回開催し、機構の取組について報告を行うとともに事業運営の妥当性について審議いただき、当該審議の概要を機構ホームページに公表した。また、理事長を委員長とし、監事を除く全役員等を委員とする企業価値向上委		
		3. 独立行政法人住宅金融支援機構法第18条第1項に規定する積立金の使途 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）	3. 独立行政法人住宅金融支援機構法第18条第1項に規定する積立金の使途 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）		（積立金の取扱い） ○ 主務大臣の承認を受けた「前中期目標期間繰越積立金」については、令和4年度においては、団体信用生命保険等業務の運営や第三期中期目標期間までに取得した固定資産の減価償却に要する費用等に充てるため、同積立金を2,422百万円			

	第18条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第13条第1項第11号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途のほか、第三期中期目標期間までに取得した固定資産の減価償却に要する費用等に充てる。	第18条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第13条第1項第11号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途のほか、第三期中期目標期間までに取得した固定資産の減価償却に要する費用等に充てる。		取り崩した。その結果、令和4年度末の同積立金は324,357百万円となった。	員会（内部統制委員会）を新たに設置し、内部統制の推進と企業価値の向上を組織横断的に審議するとともに、毎事業年度、内部統制に係る取組計画の策定・実施・点検・見直しのPDCAサイクルにより内部統制を推進する体制へと見直しを図った。
(1) 内部統制 内部統制の体制は、住宅・金融の両市場で業務を行うためには不可欠なものであることから、理事長のリーダーシップに基づく適切なガバナンスを行うとともに、内部統制システムの的確な整備及び監事機能の実効性の向上に努めること。 また、過去の不適正事案を踏まえたコンプライアンスの取組を徹底すること。	4. その他中期目標を達成するために必要な事項 (1) 内部統制 ① 独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき機構内部に設置する中立的立場の外部有識者で構成される第三者委員会である事業運営審議委員会において事業運営の妥当性を審議するなど、民間金融機関並みの内部統制システムを整備するとともに、監事機能の実効性の向上に努める。	4. その他中期目標を達成するために必要な事項 (1) 内部統制 ① 独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき機構内部に設置する中立的立場の外部有識者で構成される第三者委員会である事業運営審議委員会において事業運営の妥当性を審議するなど、民間金融機関並みの内部統制システムを整備し、業務の適正を確保する。		(事業運営審議委員会の開催) ○ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）に基づき、中立的立場の外部有識者で構成される第三者委員会（事業運営審議委員会）を令和4年度は2回開催し、事業運営の妥当性を審議し、審議概要を機構ホームページに公表した。 ○ 第18回委員会（令和4年9月1日開催）では、「令和3年度決算及び業務実績の概要等」について説明を行い、委員からご意見をいただいた。また、住宅関連施設の視察を実施した。 ○ 第19回委員会（令和5年2月6日開催）では、「令和4年度の取組等」及び「令和5年度予算案の概要」について説明を行い、委員からご意見をいただいた。 ○ いただいたご意見は、機構の業務運営の参考とさせていただいている。 (統制環境) ○ 理事長を委員長とし、監事を除く全役員等を委員とする企業価値向上委員会（内部統制委員会）を新たに設置し、内部統制の推進と企業価値の向上を組織横断的に審議するとともに、毎事業年度、内部統制に係る取組計画の策定・実施・点検・見直しのPDCAサイクルにより内部統制を推進する体制へと見直しを図った。	○ 役員会を開催することにより、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項の審議等が適切に実施されている。 ○ コンプライアンスプログラムに基づく職員のコンプライアンス意識向上に資する取組を着実に実施するとともに、PDCAサイクルに基づく管理を行うために、四半期ごとにコンプライアンスプログラムの取組状況をコンプライアンス委員会に報告する等、コンプライアンスの取組を徹底した。 ○ リスク管理に関しては、事務リスクRCSAの実施等による事務リスク削減に向けた取組を行った。 ○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、テレワークの継続推奨、職員が全額機構負担によるPCR検査が受けられる体制の維持等の取組を行った。 ○ 広報・情報公開の推進

					○ 年度を通じ、理事長自らの言葉による考えや想いを「理事長メッセージ」等として全職員に向けて5回発信した。 ○ 支店長等会議を2回開催し、全国の各拠点所属長と経営層の意見交換と組織方針の伝達のを設け、経営層の方針を円滑に浸透させた。	については、統合報告書2022を発行し、財務情報だけでなく非財務情報についても情報公開を行う等、積極的な情報公開を行った。また、住宅金融支援機構（JHF）公式Y o u T u b eチャンネルを開設し、住宅取得者向け動画及び不適正利用注意喚起動画の配信を開始する等の取組を実施した。 ○ 顧客への対応については、機構の商品・制度に関する情報を提供し、適切かつ十分な説明を行うとともに、顧客から寄せられた相談や苦情にも丁寧に対応し、制度・運用の改善につなげた。 ○ 情報管理に関して、法人文書及び保有個人情報の開示請求に対して適切に対応するとともに、個人情報等の管理・保護の徹底のためにeラーニングを活用した職員向けの研修等を実施した。 ○ 情報セキュリティに関して、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、ソフトウェア・ハードウェア両面での情報セキュリティ対策を適切に推進するとともに、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図るための研修等を実施した。 ○ 機構が業務を委託して	
					（監事機能の実効性の向上） ○ 監事は、役員会への参加等により、理事長をはじめとした役員と定期的に意見交換を実施した。 ○ 内部監査担当部署の監査部は、監査計画の策定等に向けた意見交換、監査結果の報告等により、監事との連携を図った。意見交換等を通じて双方の課題認識の共有を図り、監事の問題意識や意見を監査業務の参考とした。 ○ 内部統制担当部署の経営企画部は、業務実績等に関して必要な都度内容について確認するとともに、業務上の課題についての意見交換等を実施し、監事との連携を図った。		
		② 業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について、役員会を開催し、審議・報告する。その結果を機構内に伝達し、役職員で情報を共有する。	③ 業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について、役員会を開催し、審議・報告する。その結果を機構内に伝達し、役職員で情報を共有する。		（役員会の開催） ○ 業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項に関して役員会を開催し、審議等を行った。役員会決定事項等の概要について、部長会等により所属長間で共有するとともに、役員会資料を社内掲示板に掲載（取扱上掲載可能な資料のみ）し、役職員での情報共有を行った。 ○ 役員会が開催された都度議事録を作成し、共有した。 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響拡大を契機としてBCPの観点から整備したWeb会議形式での役員会について、定期的に同形式により役員会を開催することにより、大規模災害時等における即時性及び双方向性を維持した役員会開催に備えている。 ○ 役員会で出された重要な提言については、適切に進捗状況の確認を行った。		

	③ 年度途中における目標の達成状況及び予算の執行状況を確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分等を行い、限られた資源の中での事業成果の向上を図る。 ④ 過去の不適正事を踏まえた再発防止のためのコンプライアンスの取組を徹底する。	④ 年度途中における目標の達成状況及び予算の執行状況を確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分等を行い、限られた資源の中での事業成果の向上を図る。 ⑤ 理事長を委員長とするコンプライアンス委員会においてコンプライアンスプログラムを策定し、当該プログラムに策定された取組を的確に実施する。また、定期的に取組状況を点検し、コンプライアンス委員会に報告するとともに、職員のコンプライアンス意識の浸透状況を検証し、取組方策について必要な見直しを行う。	(適切な予算管理) ○ 年度計画等の確実な達成を図るため、四半期ごとに実施状況を点検し、点検結果を役員会に報告する等、PDCAサイクルに基づく管理を適切に実施した。 ○ 事務費予算については、支出実行時における調達必要性、実施内容及び数量等の精査等を徹底し、効率的に経費を執行するとともに、毎月執行状況を確認した。 (コンプライアンスの取組) ○ 職員のコンプライアンス意識のより一層の向上、定着等を図るためコンプライアンスプログラムを策定し、着実に実施した。 ○ コンプライアンスプログラムの実施に当たっては、令和4年5月及び11月を「コンプライアンス月間」と位置付け、経営層による職員向けメッセージの発信、コンプライアンスミーティングの実施とともに、テスト形式のコンプライアンスドリル、eラーニング、外部有識者による講演会等の取組を重点的に行うことにより、職員のコンプライアンス意識の向上を図った。 ○ コンプライアンス・法務部による全部署への実地モニタリング、全職員を対象としたコンプライアンス意識調査等の実施を通じて、コンプライアンス意識の定着状況やコンプライアンス上の課題を確認した。意識調査では、ほぼ全ての職員が「コンプライアンスを意識した業務行動ができている」と回答しており、コンプライアンス意識が向上・定着していることを確認できた。 ○ PDCAサイクルに基づく管理を行うために、四半期ごとに取組状況を点検し、コンプライアンスプログラムが着実に実施されていることを確認した上で、コンプライアンス委員会に報告した。	いる金融機関等に対して、融資審査、顧客説明、法令順守等に関するモニタリングを実施し、必要な是正措置を講じた。 ○ 人事管理に関しては、「独立行政法人住宅金融支援機構人材確保・育成方針」に基づき、女性活躍推進、職員の専門能力向上に資する取組等を実施した。このうち女性活躍推進については、管理職登用が期待される女性職員の能力向上等を目的とした外部研修への職員派遣、内閣府ベビーシッター利用者支援事業を活用した補助制度の導入、一般定期健康診断受診者における女性特有の病気等に対する検診を無償化する等の取組を実施した。また、テレワーク等を活用・推進することにより、全職員が働きやすい職場づくりを行っている。	
--	---	---	--	---	--

	（２）リスク管理 『独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備』について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施すること。 また、災害の激甚化・多頻度化や新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ緊急時における業務実施体制やシステム基盤等の整備を図ること。	（２）リスク管理 『独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備』について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施すること。 また、災害の激甚化・多頻度化や新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ緊急時における業務実施体制やシステム基盤等の整備を図る。	（２）リスク管理 ① 事務リスクＲＣＳＡ（リスク・コントロール・セルフ・アセスメント）の実施、事務リスクに関する事象の管理等により事務リスク削減等の適切な対応を行うことで、事務過誤や不正の未然防止に資する事務手続体制の構築及び適切な事務の執行に努める。 事務リスクが顕在化した場合は、被害拡大の防止、事務関係の調査及び発生原因の分析並びに再発防止策の策定を行う。 ② 災害の激甚化・多頻度化や新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえ緊急時における業務実施体制やシステム基盤等の整備に向けた検討を行う。		（事務リスクの管理） ○ 潜在的なリスクの洗出しのため、事務リスクＲＣＳＡとして、新規業務、過去に事務ミスが生じた業務等の18業務について、事務リスク所管部署のＣＳ・事務管理部と各業務所管部署とのレビューワークショップを実施した。また、過年度にレビューワークショップを実施した業務を含めた３業務についてプロセス評価を実施し、事務プロセス及び事務処理の実施体制の分析による事務リスクの特定・評価を行った。 ○ 事務リスクが顕在化した事例の傾向分析等を行うことにより、発生件数が多い月及び時期（夏季休暇時期、年末年始及び年度末）に集中して効果的な注意喚起を行うことにより、事務ミスの未然防止を図った。 ○ 内部自主点検及び全役職員のセルフチェックにより、事務ミスの未然防止に資する対応を行った。 （ＢＣＰに対応したシステム基盤等の整備） ○ 既に実施が決定しているＷｉｔｈシステム（社内ＬＡＮ・グループウェア用のシステムをいう。）の更改（令和５年度中予定）と併せて、各拠点に立入りが困難な場合や停電等により端末に接続できない事態が生じた場合においても事業継続が可能となるよう、テレワーク端末の更改等を行うことを決定した。 （ＢＣＰに対応した業務実施体制の整備） ○ 新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、次の取組を行った。 ① テレワーク活用、休暇取得による出勤抑制等をＢＣＰに基づく感染症対策本部で決定し、周知を行うことにより、職員の感染防止に最善を尽くしつつ		
--	--	--	--	--	--	--	--

				、事業継続のための勤務体制の維持を図った。 ② テレワークによる業務継続を前提とした業務継続マニュアルの実効性について確認を行うため、業務継続上の優先業務を担当する部署を対象に訓練を実施した。 ③ 役職員が全額機構負担でPCR検査を受けられる体制を維持するとともに、全職員に配付している抗原検査キットのうち使用期限を迎えたものについて更新を行った。 ○ 災害の激甚化・多頻度化に対応するため、次の取組を行った。 ① 自然災害等の発生時に機構本店事務所の機能の全部又は一部が失われた場合を想定し、機構地方支店の事務所を本店事務所の代替拠点として活用することを決定した。 ② 毎年度実施している安否確認訓練及びテレワークの利用可否等の確認訓練を令和4年度も継続的に行うとともに、自然災害等発生時に公共交通機関等が不通である場合を想定した徒歩参集訓練を行った。	
（３）広報・情報公開の推進 機構の業務に対する国民の理解を深めるため、情報発信や広報活動の一層の充実に取り組むとともに、その効果の検証に努めること。また、業務の透明性を確保するため、情報公開を積極的に推進すること。	（３）広報・情報公開の推進 機構の業務に対する国民の理解を深めるため、情報発信や広報活動の一層の充実に取り組むとともに、その効果の検証に努める。また、業務の透明性を確保するため、情報公開を積極的に推進する。	（３）広報・情報公開の推進 機構の業務に対する国民の理解を深めるため、情報発信や広報活動の一層の充実に取り組むとともに、その効果の検証に努める。また、業務の透明性を確保するため、情報公開を積極的に推進する。	（各種記者発表等） ○ フラット35、リ・バース60及び災害復興住宅融資の申請状況並びに住宅金融に関する調査・研究結果のほか、トピックス的なものとして、グリーンリフォームローンの取扱開始、マイナンバーカード認証により取得した収入情報をフラット35等の申込みに活用できるサービスの開始、住宅金融支援機構（JHF）公式YouTubeチャンネルの開設、マンションの価値向上に資する金融支援の実施協議会の報告等について記者発表を合計23回実施した。また、令和5年3月にはプレスセミナーを開催する等、情報発信の強化を図った。その結果、機構の発信した情報を扱う報道は合計348件となった。		

				(統合報告書の発行) ○ 企業の評価においてE S G（環境・社会・ガバナンス）、S D G s（持続可能な開発目標）等の非財務情報が重視される社会情勢を踏まえ、財務・非財務情報を通じステークホルダーの方々に機構の取組や提供する価値をより理解いただくため、外部コンサルの知見も活用しつつ、統合報告書2022を発行した。また、英語版も併せて発行した。 (その他広報の取組) ○ 新たな情報発信基盤を整備し、機構商品のエンドユーザーをはじめとするステークホルダーの方々と機構の取組や商品との接点を広げ、機構のイメージ向上を図るため、公式Y o u T u b eチャンネルを開設した。また、住宅取得者向け動画及び不適正利用注意喚起動画を制作し、配信を開始した。 ○ 機構のサステナビリティ情報開示の充実を図るため、機構の価値創造プロセスとS D G sの関係を訴求するための専用ページを機構ホームページに開設した。 ○ 広報・広告の実施に当たっては、令和3年度に制定したパーパス「住まいのしあわせを、ともにつくる。」を打ち出すことで、機構がステークホルダーに提供する価値を広く訴求した。 (フラット35サイトトップページの更新) ○ フラット35の商品情報の入口であるフラット35サイトトップページの使いやすさを改善するため、スマートフォンでの利用も想定したデザイン刷新を実施した。 ○ グループコミュニケーションサービス「L I N E」の機構公式アカウント登録者に対する情報発信（フラット35の最新金利情報、グリーンリフォームローン	
--	--	--	--	---	--

				の制度・最新金利情報、We bセミナー開催情報の紹介、Y o u T u b e 動画の紹介等）や、機能拡充（機構ホームページの主要ページへのリンク、A I チャットボット実装によるQ & A機能の追加）を行ったほか、周知拡充（フラット3 5パンフレットや季報へのL I N E機構公式アカウントへのアクセス案内の掲載等）を行った。		
（４）顧客保護 顧客からの相談、苦情等に適切に対応し、制度・運用の見直しにつなげるとともに、高齢化等社会経済情勢の変化を踏まえ、適切に顧客説明を行うことにより、顧客保護を徹底すること。	（４）顧客保護 顧客からの相談、苦情等に適切に対応し、制度・運用の見直しにつなげるとともに、高齢化等社会経済情勢の変化を踏まえ、適切に顧客説明を行うことにより、顧客保護を徹底する。	（４）顧客保護 顧客からの相談、苦情等に適切に対応し、制度・運用の見直しにつなげるとともに、高齢化等社会経済情勢の変化を踏まえ、適切に顧客説明を行うことにより、顧客保護を徹底する。		○ 顧客から寄せられる相談、苦情等に丁寧に対応し、適切に顧客説明を実施するとともに、次のとおり制度・運用の見直しにつなげた。 ① お客さまコールセンターに寄せられた顧客や住宅関連事業者等の意見・要望に対して、「よくある質問」等、フラット3 5サイトの更新を行った。 ② フラット3 5の金利引下げの種類を住宅ローン利用予定者に分かりやすくすることを目的に令和4年10月に導入したポイント制について、フラット3 5サイト及びパンフレットにおいて図を用いて説明するとともに、希望する利用目的に適した金利引下げメニューが表示されるツールをフラット3 5サイトに掲載した。また、当該ツールをスマートフォン用アプリ「【フラット3 5】住宅ローンシミュレーター」として開発し、無償公開した。【再掲】 ③ L G B T Qに関する社会的関心の高まりを踏まえ、住宅ローン利用予定者の幅広いニーズに対応するため、令和5年1月からフラット3 5の連帯債務の申込対象に同性パートナーを含める制度改正を行い、フラット3 5取扱金融機関に対して丁寧な周知活動に取り組むとともに、住宅ローン利用者に制度改正事項を説明できるようにサポートを行った。また、機構ホームページのトピックスに掲載することで周知を行った。【再掲】		

				④ 新型コロナ感染症拡大以後の非対面融資手続のニーズを踏まえ、フラット35取扱金融機関が資金実行前までに顧客に説明する必要があるフラット35商品概要及び注意事項について、アニメーションと音声を使用した動画を融資種別ごとに計12種類作成し、フラット35取扱金融機関に提供した。 ⑤ フラット35の不適正利用への対応として、令和5年度版のフラット35顧客説明書式に「融資住宅を無断用途変更した場合の損害の補償」についての注意事項を追加した。【再掲】 ⑥ 機構団信の保障期間満了となる満80歳を迎える顧客に送付するお知らせについて、申込時の業務取扱店が統廃合等により閉店し手続ができない場合の対応に関する金融機関からの要望を踏まえ、当該お知らせに印字する照会先について業務取扱店と本部等を選択できるように改善した。 ⑦ 顧客から寄せられた声を踏まえ、リ・バース60サイトの見直しを行い、掲載内容を充実させた。【再掲】		
	(5) 情報管理 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な対応を行うこと。	(5) 情報管理 ① 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な対応を行う。	(5) 情報管理 ① 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、安全管理措置の実施等個人情報の適正な管理等を行う	(適切な情報公開対応) ○ 法人文書開示請求を4件、個人情報開示請求を44件受理し、いずれも適時適切に対応している。 ○ 行政機関等匿名加工情報提供制度の運用に関して、提案の募集の公示等、適切に対応した。		

			とともに、適正かつ円滑な情報公開を行う。				
	② 個人情報の取扱いについては、役職員に対する研修や点検を毎年度実施し、組織内全体での適切な管理の徹底を図る。	② 役職員に対する研修や点検を実施することにより、個人情報の保護に関する法律、行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針等に基づいた個人情報の管理・保護を組織内全体で徹底する。		(個人情報取扱方法の周知徹底) ○ 個人情報の管理・保護の徹底のために次の取組を行うことにより、適正な個人情報の取扱方法の周知徹底を行った。 ① eラーニングを活用した全職員向けの研修 ② 現場力向上ミーティングにおけるテーマ設定（自部署の事務ミスを振り返る、情報セキュリティ対策） ③ 階層別研修 ④ 個人情報漏えい等防止に関する全社注意喚起 ⑤ 管理職向け研修 ⑥ マイナンバーの取扱いに関する研修 ⑦ パソコン起動時に実施する一問一答形式のコンプライアンスドリル ⑧ 個人情報漏えい防止に関するパソコン起動時の周知 (法人文書の適切な管理) ○ 全法人文書の点検を実施した結果、顧客情報の記載可能性のある法人文書の紛失等事案がないことを確認した。			
(6) 情報セキュリティ 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）策定の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に基づき、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施すること。	(6) 情報セキュリティ ① 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）策定の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に基づき、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続し	(6) 情報セキュリティ ① 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）策定の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に基づき、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続し		(政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に係る対応) ○ 国、関係機関からの脅威情報に基づき、必要に応じてシステム所管部署及び委託先事業者への情報共有や調査依頼を実施した。 ○ 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、次のとおり情報セキュリティ確保のための整備等を行った。 ① NISCによる監査（マネジメント監査及びペネトレーションテスト）に適切に対応した。 ② 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改正を踏まえた新ルール of 取扱いを全社的に周知し、			

	また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。	て実施する。	て実施する。		新ルールの定着を図った。また、新ルールのうち大きく変更のあったルールについては、各部署の対応状況を確認し、今後の取組方針を決定した。 ③ 外部委託先で発生したインシデントについて、最高情報セキュリティアドバイザーの意見等を踏まえながら、インシデントが発生した外部委託先の再発防止策等を確認するとともに、他の委託先に対しても注意喚起を行うことにより、外部委託先も含めた機構全体の情報セキュリティ体制を強化した。		
		② 役職員に対する研修を毎年度実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。	② 役職員に対する研修を毎年度実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図るとともに、自己点検等の結果を踏まえ、運用の見直しを行う。		(情報セキュリティリテラシーの維持・向上) ○ 情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る観点から次の取組を行った。 ① 全役職員向け情報セキュリティ研修 ② 階層別研修 ③ 統一テーマを設定したグループごとの研修 ④ 情報セキュリティ責任者、J H F－C S I R T構成員等に対する役割に応じた研修 ⑤ 内部自主点検及び全役職員のセルフチェック ⑥ 全役職員を対象とした標的型攻撃メール訓練 ⑦ J H F－C S I R T構成員のN I S C、情報通信研究機構等による研修の受講 ⑧ J H F－C S I R T構成員等向け情報セキュリティインシデント対応訓練 ⑨ 情報システムの管理に従事する職員向け研修		
	(7) 業務実施体制の整備 委託機関等が融資審査、債権管理、顧客保護、情報管理・情報セキュリティ対策、コンプライアンス等の取組を適切に	(7) 業務実施体制の整備 ① 適切な融資審査の実行及び職業、性別、地域等による画一的な融資選別の防止を図るため、取扱金融機関	(7) 業務実施体制の整備 ① フラット35取扱金融機関における適切な融資審査の実行及び職業、性別、地域等による画一的融資選別		(証券化支援事業に係る業務実施体制の整備) ○ 融資審査のモニタリングについて、実地点検を16機関に実施し、不備を検出した2機関に対して是正要請を行った。 ○ 事務手続の業務マニュアル準拠性等に関するモニタリングについて、実地点検を9機関に実施し、不備が検出された2		

	行うための措置を講ずること。 併せて、将来を見据えた委託機関等を含む効率的かつ効果的な業務実施体制の確保に向けた検討を進めること。	ごとに融資条件を把握し、融資審査に関するモニタリング等を行う。	の防止を図るため、民間金融機関の新規参入に当たっては協定書を締結するとともに、フラット35取扱金融機関ごとに融資条件の把握や融資審査のモニタリング等を行う。その結果、当該協定書や事務処理マニュアルの規定違反が確認された場合は、是正のために必要な措置を講ずるよう求める。		機関に対して是正要請を行った。また、書面点検を全金融機関に実施した結果、不備を検出した1機関に対して是正要請を行った。 ○ 顧客説明モニタリングについて、実地点検を9機関に実施し、不備を検出した1機関に対して是正要請を行った。また、書面点検を全金融機関に実施した結果、不備事項を検出した2機関に対して是正要請を行った。 ○ 本人確認等の事務の委託先の管理体制に関するモニタリングについて、実地点検を8機関に実施した結果、不備は検出されなかった。		
		② 委託機関において、関連法令が遵守され、顧客への対応が適切になされた上で、管理回収の最大化が図られていることに関するモニタリング等を行う。	② 委託機関において、関連法令が遵守され、顧客への対応が適切になされた上で、管理回収の最大化が図られていることに関するモニタリング等を行う。その結果、関連法令や事務処理マニュアルの規定違反が確認された場合は、是正のために必要な措置を講ずるよう求める。		(債権管理回収業務に係る業務実施体制の整備) ○ 債権管理回収業務に係る委託業務に関して関連法令の遵守や顧客への対応等が適切に行われているかについて、新型コロナウイルス感染症拡大下において適切にモニタリングを実施するため、次の取組を実施した。 ① 受託金融機関37機関に対して実地モニタリングを実施した。不備を検出した受託金融機関については是正要請を行うとともに、管理回収業務の処理体制に課題等が確認された受託金融機関に対しては、体制強化等の要請を行うことにより、管理回収の最大化が図られるようにした。 ② 実地モニタリングを実施しない受託金融機関については、書面モニタリングを実施し、不備を検出した受託金融機関については是正要請を行った。 ③ 債権回収会社に対するモニタリングについては、実地でモニタリングをすべき項目と書面でモニタリングを行うことができる項目を精査することで、コロナ災禍においても実地モニタリン		

					グを従来と同等の質で効果的に実施した。 (金融機関に対するモニタリング) ○ 受託金融機関43機関に対して実地モニタリングを実施した。そのうち2機関は機構の外部委託先である情報セキュリティアドバイザーが同行した。不備を検出した受託金融機関については是正要請を行うとともに、各受託金融機関の実態（弱み）を踏まえた業務処理体制の課題等に対しても必要な要請等を実施した。 ○ 実地モニタリングを実施しない受託金融機関については、書面モニタリングを実施し、不備を検出した受託金融機関については是正要請を行った。【再掲】 (適合証明技術者に対するモニタリング) ○ 適合証明業務システムの入力内容の日次点検を実施し、一定の条件で選定した適合証明技術者に対して書面調査及び立入調査を実施した。		
		③ 委託業務等に関して、顧客保護対策、情報管理に関する安全管理措置、情報セキュリティ対策及びコンプライアンス等の取組を行わせ、これらの対策等が適切に行われていることに関するモニタリング等を行う。	③ 委託契約等に関して、顧客保護対策、情報管理に関する安全管理措置、情報セキュリティ対策及びコンプライアンス等の取組を行わせ、これらの対策等が適切に行われていることに関するモニタリング等を行う。その結果、機構が定める対策や事務処理マニュアルの規定違反が確認された場合は、是正のために必要な措置を講ずるよう求める。		(将来を見据えた委託体制の整備) ○ 委託業務の返上等を希望する受託金融機関が生じた場合を想定し、債権管理回収業務を機構で引き揚げ、集金代行会社を活用して口座引落を行う方式の導入（令和6年度予定）に向け、システムメンテナンスの準備を進めた。 なお、システムメンテナンス負荷や業務効率性を勘案し、集金代行会社を利用せず、機構自ら回収金を集金する方法についても並行して検討を進めた。		
		④ 委託業務等に関して、将来を見据えた委託機関等を含む効率的かつ効果的な業務実施体制の確保に向けた検討を進める。	④ 委託業務等に関して、将来を見据えた委託機関等を含む効率的かつ効果的な業務実施体制の確保に向けた検討を進める。				
	(8) 人事管理 金融機関として求められる内部統制やリスク管理を行う必要があり、証券化支援事業をはじめとする多様な金融サービスを適切に実施するため、専門的な金融	(8) 人事管理 ① 金融機関として求められる内部統制やリスク管理を行う必要があり、証券化支援事業をはじめとする多様な金融サービスを適切に実施するた	(8) 人事管理 ① 金融機関として求められる内部統制やリスク管理を行う必要があり、証券化支援事業をはじめとする多様な金融サービスを適切に実施するた		(外部組織との人材交流、外部人材の活用等) ○ 円滑な業務遂行を行うため、外部組織との人事交流等を継続した。 (人材の確保) ○ 円滑な業務の運営及び実施に必要な人員を確保するため、関東・関西における企業説明会に加えて地方都市（名古屋市		

	技術や金融業務に係る能力を有する人材のほか、民間金融機関とのネットワーク基盤等の I T 技術、住宅の質向上に資する技術を有する人材等を確保・育成するための「人材の確保・育成に関する方針」を策定すること。 人材の確保・育成に当たっては、外部組織との人材交流、外部人材の活用等に努めるとともに、機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるための研修等を行うこと。 併せて、多様な人材を確保するため、女性活躍や働き方改革の推進に取り組むとともに、ライフスタイルの変化等に対応した役職員一人ひとりが働きやすい職場づくりを目指し、テレワーク等を含めた勤務環境・体制の整備、育児・介護等との両立のための支援等を行うこと。	め、外部組織との人材交流、外部人材の活用等により必要な人材を確保するとともに、機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるための研修等を通じた人材の育成を行う。これらに対応し、戦略的に必要な人材を確保・育成するために、「人材の確保・育成に関する方針」を策定する。	め、「人材の確保・育成に関する方針」に基づき、外部組織との人材交流、外部人材の活用等により必要な人材を確保するとともに、金融、建築、I T 等、機構の業務を行う上で高度な専門性が求められる分野及びマネジメントについて、O J T によるノウハウの蓄積、専門研修の実施、外部組織への研修派遣、階層別研修等、職員の能力・資質・専門性を向上させるための研修等を通じた人材の育成を行う。	・福岡市）で開催される対面型の企業説明会や理系や建築系の学生を対象とした企業説明会等に参加し、機構業務について説明を行った。また、職員一人ひとりがやりがいを持ち、能力を最大限発揮できる働きやすい職場づくりへの取組について新卒者等に適切に伝えることを目的に、産休・育休を取得した職員の声やワーク・ライフ・バランスの促進に関する情報等を引き続き機構の採用ホームページや採用パンフレット等に掲載した。 ○ 機構への理解深化及び志望度の向上を図るため、学生が参加するグループワークの充実を図る等、インターンシップの内容を刷新した。 ○ 住宅・建築技術分野の職員の確保に向け、当該分野を専攻する学生を対象としたインターンシップ等において機構業務について説明を行った。また、現職の技術系機構職員が母校等の学生に対して機構における技術系業務に関する説明を行った。 ○ 機構業務の専門化・高度化を踏まえ、住宅金融のプロフェッショナルとなり得る優れた理解力や判断力を備えた人材を確保するため、社会人採用におけるダイレトリクルーティング（企業側が条件を指定・抽出し、直接スカウトする方法）を導入した。 （人材の育成） ○ 令和 4 年度人材育成実施計画に基づき、機構人材育成期間（入構 1 ～ 3 年目）に関する研修及び昇格時における昇格者研修を実施し、職員の能力・資質の向上を図った。新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、研修効果を高めるため、可能な限り集合形式で実施した。また、金融、建築、I T 等、高度な専門性が求められる分野における中長期的な観点での人材育成をより一層進めるため、		
--	---	---	--	--	--	--

				専門人材育成プログラム制度を次のとおり見直した。 ① 専門人材プログラム候補者への年齢要件の緩和 ② 専門人材プログラム対象者への自己啓発補助限度額の上限撤廃 ○ 金融、建築、I T等、高度な専門性が求められる分野については、人事配置やローテーションに配慮しつつ、O J T等を通じた育成を実施した。また、職員の専門性の向上を図るため、外部の金融・証券関連専門講座、国土交通大学校、政策研究大学院大学短期特別研修等に職員を派遣した。 ○ 国際対応の中核を担う人材の育成を目的に、専門性の高い知識の習得及び国際コミュニケーション力の向上を図るため、海外大学院への派遣を実施した。 ○ 住宅・建築技術分野の専門能力、考察力及びプレゼン能力の向上を目的として、建築・技術レポート提出型研修を実施した。		
	② 女性活躍や働き方改革の推進のため、女性の積極的な採用、就業継続支援、人材の育成及び職員の理解向上に取り組むとともに、役職員一人ひとりが働きやすい職場づくりを目指し、テレワーク等を含めた勤務環境・体制の整備、育児・介護等との両立のための支援等を行う。	② 女性活躍や働き方改革の推進のため、女性の積極的な採用、就業継続支援、人材の育成及び職員の理解向上に取り組むとともに、役職員一人ひとりが働きやすい職場づくりを目指し、テレワーク等を含めた勤務環境・体制の整備、育児・介護等との両立のための支援等を行う。		(育児・介護等との両立支援) ○ 育児・介護と仕事の両立支援制度の周知を行うとともに、男性の育児休業・育児参加休暇等の取得促進を本人及び上司に働きかけることにより、育児・介護と仕事の両立支援を行った。 ○ 令和4年度の育児休業等の取得実績は、次のとおりとなった。 ・男性職員育児休業取得者（目標1名以上）：4名（令和5年3月末時点） ・女性職員育児休業取得率（目標100%）：100%（3名中3名取得（令和5年3月末時点）） ・男性の育児参加のための休暇等5日以上取得率（目標80%以上）：100%（13名中13名取得（令和5年3月末時点）） (女性活躍推進)		

				○ 多様な人材が活躍できる組織を目指し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき策定した行動計画（計画期間：令和3年4月2日～令和6年4月1日）における令和5年4月1日時点での実績は次のとおりとなった。 ・管理職に占める女性職員の割合（目標5%超）：7.0% ・主任調査役及び調査役に占める女性職員の割合（目標30%以上）：32.6% ○ 令和4年度において、採用者に占める女性の割合は51.0%であった。 ○ 女性活躍推進のための取組として、次のとおり取り組んだ。 ① 30歳前後の女性職員を対象に、今後のライフイベントとキャリアを考える「女性職員向けキャリア研修」を実施した。 ② 管理職登用が期待される女性職員の能力向上を目的として、21世紀職業財団が主催する「女性のためのエンパワーメント21世紀塾」に職員2名を派遣した。 ③ 女性管理職がより広い視野で活躍するためのスキルの習得を目的とし、21世紀職業財団が主催する「女性管理職研修」に職員2名を派遣した。 ○ 内閣府ベビーシッター利用者支援事業を活用した補助制度を導入し、育児中の職員が働きやすい環境を整備した。また、社内掲示板での周知に加え、女性職員向けキャリア研修において制度の周知を行った。 ○ 一般定期健康診断受診者について、胃がん検診、乳がん検診及び子宮頸がん検診を自己負担なしで受診可能としている。 (役職員一人ひとりが働きやすい職場づくり)	
--	--	--	--	--	--

					○ 豊富な知識、経験を持つシニア層の活躍を最大限促す観点から、人事・給与制度を変更し、令和5年度から段階的に定年を65歳に延長することを決定した。 ○ テレワーク及び時差勤務を引き続き推進するとともに、勤務地に配慮する取組として、転勤配慮措置及び出産配慮措置を設けている。 ※ 転勤配慮措置とは、職員本人又はその家族等の事情により、特定の勤務地でなければ勤務を継続することが難しい場合に、一定期間当該勤務地で勤務することができる措置 ※ 出産配慮措置とは、職員又は職員の配偶者が出産をする場合に、一定期間勤務地の変更が行われない措置		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
・特になし。

【別表 1 ～ 3】

中期計画の予算等（令和３年度～令和６年度）【法人単位】

別表１ 予算

（単位：百万円）

区 分	法人単位	法人単位の事業							調整
		証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	調整	
収 入									
国庫補助金	112, 776	112, 776	-	-	-	-	-	-	-
政府出資金	25, 403	-	25, 403	-	-	-	-	-	-
財政融資資金借入金	139, 653	-	-	139, 653	-	139, 653	-	-	-
民間借入金	214, 300	-	-	214, 300	114, 300	-	100, 000	-	-
住宅金融支援機構債券	10, 178, 583	9, 011, 392	-	1, 167, 192	-	667, 192	500, 000	-	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	74, 400	-	-	74, 400	74, 400	-	-	-	-
買取債権回収金	6, 698, 482	6, 698, 482	-	-	-	-	-	-	-
貸付回収金	2, 795, 495	-	-	2, 795, 495	96, 115	637, 825	2, 061, 555	-	-
業務収入	1, 882, 293	1, 121, 360	38, 331	981, 722	4, 751	540, 509	495, 240	△ 58, 777	△ 259, 119
その他収入	401, 090	293, 117	42, 438	378, 734	1, 300	72, 157	533, 477	△ 228, 200	△ 313, 200
計	22, 522, 475	17, 237, 126	106, 172	5, 751, 496	290, 866	2, 057, 335	3, 690, 272	△ 286, 977	△ 572, 319
支 出									
業務経費	445, 348	137, 315	19, 911	419, 597	1, 564	437, 673	39, 075	△ 58, 715	△ 131, 474
証券化支援業務関係経費	136, 633	137, 315	-	-	-	-	-	-	△ 682
住宅融資保険等業務関係経費	19, 911	-	19, 911	-	-	-	-	-	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	1, 564	-	-	1, 564	1, 564	-	-	-	-
住宅資金貸付等業務関係経費	248, 165	-	-	378, 958	-	437, 673	-	△ 58, 715	△ 130, 792
既往債権管理業務関係経費	39, 075	-	-	39, 075	-	-	39, 075	-	-
買取債権	9, 032, 455	9, 032, 455	-	-	-	-	-	-	-
貸付金	828, 844	-	-	828, 844	8, 000	820, 844	-	-	-
借入金等償還	10, 377, 364	6, 589, 303	-	3, 788, 061	223, 700	400, 204	3, 164, 157	-	-
支払利息	765, 892	612, 958	-	168, 890	3, 375	48, 509	117, 006	-	△ 15, 955
一般管理費	14, 744	8, 101	1, 117	6, 982	318	3, 910	2, 754	-	△ 1, 456
人件費	45, 031	24, 943	2, 488	17, 600	799	9, 997	6, 804	-	-
その他支出	1, 011, 837	831, 589	82, 274	521, 408	53, 073	335, 749	360, 849	△ 228, 262	△ 423, 434
計	22, 521, 515	17, 236, 664	105, 789	5, 751, 382	290, 828	2, 056, 887	3, 690, 644	△ 286, 977	△ 572, 319

【人件費の見積り】

（単位：百万円）

役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用	法人単位	法人単位の事業					
		証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務
	33, 809	18, 721	1, 868	13, 220	601	7, 506	5, 114

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	法人単位	証券化支援事業 住宅融資保険等事業 住宅資金融通等事業							調整
		証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	調整	
収益の部	2,079,973	1,302,279	46,804	1,036,739	4,910	570,798	519,766	△ 58,735	△ 305,849
経常収益	2,079,973	1,302,279	46,804	1,036,739	4,910	570,798	519,766	△ 58,735	△ 305,849
資金運用収益	1,726,560	1,133,107	8,063	602,238	4,711	110,026	487,894	△ 393	△ 16,848
保険引受収益	161,436	2,411	38,700	376,862	-	434,361	-	△ 57,499	△ 256,537
役務取引等収益	2,086	680	-	1,406	-	1,406	-	-	-
補助金等収益	181,634	163,824	-	17,809	0	17,798	11	-	-
その他業務収益	188	188	-	-	-	-	-	-	-
その他経常収益	8,069	2,068	40	38,424	199	7,207	31,860	△ 842	△ 32,464
特別利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-
費用の部	1,382,982	1,026,358	26,425	636,047	6,639	513,503	174,639	△ 58,735	△ 305,849
経常費用	1,382,982	1,026,358	26,425	636,047	6,639	513,503	174,639	△ 58,735	△ 305,849
資金調達費用	766,285	615,238	-	167,002	3,373	50,121	113,508	-	△ 15,955
保険引受費用	243,865	7,588	15,561	351,957	-	409,787	-	△ 57,830	△ 131,240
役務取引等費用	103,609	72,730	75	30,804	742	6,207	23,854	-	-
その他業務費用	38,649	35,222	-	3,903	75	2,813	1,027	△ 12	△ 476
営業経費	166,924	75,565	10,628	82,381	2,366	43,766	36,249	-	△ 1,650
その他経常費用	63,649	220,014	162	-	84	809	-	△ 892	△ 156,527
特別損失	-	-	-	-	-	-	-	-	-
純利益又は純損失（△）	696,991	275,921	20,378	400,692	△ 1,729	57,294	345,127	-	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	7,080	4,642	1,147	1,290	154	1,136	-	-	-
総利益又は総損失（△）	704,071	280,563	21,526	401,982	△ 1,575	58,431	345,127	-	-

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	法人単位	証券化支援事業 住宅融資保険等事業 住宅資金融通等事業							調整
		証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	調整	
業務活動によるキャッシュ・フロー	420,729	△ 1,968,398	23,172	2,365,955	86,823	△ 113,507	2,392,639	-	-
業務活動による支出	△ 11,100,289	△ 9,912,422	△ 23,515	△ 1,439,427	△ 14,043	△ 1,319,530	△ 164,633	58,777	275,075
買取債権の取得による支出	△ 9,032,455	△ 9,032,455	-	-	-	-	-	-	-
貸付けによる支出	△ 828,844	-	-	△ 828,844	△ 8,000	△ 820,844	-	-	-
人件費支出	△ 45,031	△ 24,943	△ 2,488	△ 17,600	△ 799	△ 9,997	△ 6,804	-	-
その他業務支出	△ 428,067	△ 242,066	△ 21,027	△ 424,094	△ 1,869	△ 440,179	△ 40,823	58,777	259,119
その他支出	△ 765,892	△ 612,958	-	△ 168,890	△ 3,375	△ 48,509	△ 117,006	-	15,955
業務活動による収入	11,521,019	7,944,024	46,687	3,805,383	100,866	1,206,022	2,557,272	△ 58,777	△ 275,075
買取債権の回収による収入	6,698,482	6,698,482	-	-	-	-	-	-	-
貸付金の回収による収入	2,795,495	-	-	2,795,495	96,115	637,825	2,061,555	-	-
買取債権利息収入	1,117,361	1,118,313	-	-	-	-	-	-	△ 952
貸付金利息収入	591,914	-	-	591,914	4,742	93,138	494,462	△ 428	-
その他業務収入	187,849	3,047	38,331	404,639	9	461,724	1,255	△ 58,349	△ 258,168
国庫補助金収入	112,776	112,776	-	-	-	-	-	-	-
その他収入	17,142	11,406	8,356	13,334	-	13,334	-	-	△ 15,955
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 633,396	△ 408,939	△ 48,192	△ 169,421	△ 51,711	△ 289,883	172,173	-	△ 6,845
投資活動による支出	△ 1,002,513	△ 680,649	△ 82,274	△ 519,990	△ 53,011	△ 334,352	△ 360,827	228,200	280,400
投資活動による収入	369,117	271,711	34,082	350,569	1,300	44,469	533,000	△ 228,200	△ 287,245
財務活動によるキャッシュ・フロー	213,627	2,377,799	25,403	△ 2,196,420	△ 35,075	403,839	△ 2,565,184	-	6,845
財務活動による支出	△ 10,385,269	△ 6,614,053	-	△ 3,788,061	△ 223,700	△ 400,204	△ 3,164,157	-	16,845
民間長期借入金の返済による支出	△ 227,850	△ 6,800	-	△ 221,050	△ 120,800	△ 35,000	△ 65,250	-	-
債券の償還による支出	△ 8,452,347	△ 6,582,503	-	△ 1,869,844	△ 102,900	△ 247,069	△ 1,519,875	-	-
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 1,697,167	-	-	△ 1,697,167	-	△ 118,135	△ 1,579,032	-	-
リース債務の支払いによる支出	△ 505	△ 505	-	-	-	-	-	-	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 7,400	△ 7,400	-	-	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-	△ 16,845	-	-	-	-	-	-	16,845
財務活動による収入	10,598,896	8,991,851	25,403	1,591,641	188,625	804,043	598,973	-	△ 10,000
民間長期借入金の借入れによる収入	214,300	-	-	214,300	114,300	-	100,000	-	-
債券の発行による収入	10,219,540	8,981,851	-	1,237,688	74,325	664,390	498,973	-	-
財政融資資金借入金の借入れによる収入	139,653	-	-	139,653	-	139,653	-	-	-
政府出資金収入	25,403	-	25,403	-	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	10,000	-	-	-	-	-	-	△ 10,000
資金増加額又は減少額(△)	959	462	383	114	38	448	△ 372	-	-
資金期首残高	729,280	370,036	39,099	320,145	5,998	58,874	255,273	-	-
資金期末残高	730,239	370,498	39,482	320,259	6,035	59,323	254,901	-	-

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（令和３年度～令和６年度）【証券化支援事業】

別表１ 予算

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	112,776
政府出資金	-
財政融資資金借入金	-
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	9,011,392
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
買取債権回収金	6,698,482
貸付回収金	-
業務収入	1,121,360
その他収入	293,117
計	17,237,126
支 出	
業務経費	137,315
証券化支援業務関係経費	137,315
住宅融資保険等業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既住債権管理業務関係経費	-
買取債権	9,032,455
貸付金	-
借入金等償還	6,589,303
支払利息	612,958
一般管理費	8,101
人件費	24,943
その他支出	831,589
計	17,236,664

【人件費の見積り】

期間中総額18,721百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表２ 収支計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収益の部	1,302,279
経常収益	1,302,279
資金運用収益	1,133,107
保険引受収益	2,411
役務取引等収益	680
補助金等収益	163,824
その他業務収益	188
その他経常収益	2,068
特別利益	-
費用の部	1,026,358
経常費用	1,026,358
資金調達費用	615,238
保険引受費用	7,588
役務取引等費用	72,730
その他業務費用	35,222
営業経費	75,565
その他経常費用	220,014
特別損失	-
純利益	275,921
前中期目標期間繰越積立金取崩額	4,642
総利益	280,563

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表３ 資金計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,968,398
業務活動による支出	△ 9,912,422
買取債権の取得による支出	△ 9,032,455
貸付けによる支出	-
人件費支出	△ 24,943
その他業務支出	△ 242,066
その他支出	△ 612,958
業務活動による収入	7,944,024
買取債権の回収による収入	6,698,482
貸付金の回収による収入	-
買取債権利息収入	1,118,313
貸付金利息収入	-
その他業務収入	3,047
国庫補助金収入	112,776
その他収入	11,406
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 408,939
投資活動による支出	△ 680,649
投資活動による収入	271,711
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,377,799
財務活動による支出	△ 6,614,053
民間長期借入金の返済による支出	△ 6,800
債券の償還による支出	△ 6,582,503
財政融資資金借入金の返済による支出	-
リース債務の支払いによる支出	△ 505
不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 7,400
他勘定長期借入金の返済による支出	△ 16,845
財務活動による収入	8,991,851
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	8,981,851
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	10,000
資金増加額	462
資金期首残高	370,036
資金期末残高	370,498

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（令和３年度～令和６年度）【住宅融資保険等事業】

別表１ 予算

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	-
政府出資金	25,403
財政融資資金借入金	-
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
買取債権回収金	-
貸付回収金	-
業務収入	38,331
その他収入	42,438
計	106,172
支 出	
業務経費	19,911
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険等業務関係経費	19,911
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既住債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	-
借入金等償還	-
支払利息	-
一般管理費	1,117
人件費	2,488
その他支出	82,274
計	105,789

【人件費の見積り】

期間中総額1,868百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表２ 収支計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収益の部	46,804
経常収益	46,804
資金運用収益	8,063
保険引受収益	38,700
役務取引等収益	-
補助金等収益	-
その他業務収益	-
その他経常収益	40
特別利益	-
費用の部	26,425
経常費用	26,425
資金調達費用	-
保険引受費用	15,561
役務取引等費用	75
その他業務費用	-
営業経費	10,628
その他経常費用	162
特別損失	-
純利益	20,378
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,147
総利益	21,526

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表３ 資金計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	23,172
業務活動による支出	△ 23,515
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	-
人件費支出	△ 2,488
その他業務支出	△ 21,027
その他支出	-
業務活動による収入	46,687
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	-
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	-
その他業務収入	38,331
国庫補助金収入	-
その他収入	8,356
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 48,192
投資活動による支出	△ 82,274
投資活動による収入	34,082
財務活動によるキャッシュ・フロー	25,403
財務活動による支出	-
民間長期借入金の返済による支出	-
債券の償還による支出	-
財政融資資金借入金の返済による支出	-
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
財務活動による収入	25,403
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	-
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	25,403
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
資金増加額	383
資金期首残高	39,099
資金期末残高	39,482

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（令和３年度～令和６年度）【住宅資金融通等事業】

別表１ 予算

（単位：百万円）

区 分	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	調整
収 入					
国庫補助金	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	-	-	-
財政融資資金借入金	139,653	-	139,653	-	-
民間借入金	214,300	114,300	-	100,000	-
住宅金融支援機構債券	1,167,192	-	667,192	500,000	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	74,400	74,400	-	-	-
買取債権回収金	-	-	-	-	-
貸付回収金	2,795,495	96,115	637,825	2,061,555	-
業務収入	981,722	4,751	540,509	495,240	△ 58,777
その他収入	378,734	1,300	72,157	533,477	△ 228,200
計	5,751,496	290,866	2,057,335	3,690,272	△ 286,977
支 出					
業務経費	419,597	1,564	437,673	39,075	△ 58,715
証券化支援業務関係経費	-	-	-	-	-
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	-	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	1,564	1,564	-	-	-
住宅資金貸付等業務関係経費	378,958	-	437,673	-	△ 58,715
既往債権管理業務関係経費	39,075	-	-	39,075	-
買取債権	-	-	-	-	-
貸付金	828,844	8,000	820,844	-	-
借入金等償還	3,788,061	223,700	400,204	3,164,157	-
支払利息	168,890	3,375	48,509	117,006	-
一般管理費	6,982	318	3,910	2,754	-
人件費	17,600	799	9,997	6,804	-
その他支出	521,408	53,073	335,749	360,849	△ 228,262
計	5,751,382	290,828	2,056,887	3,690,644	△ 286,977

【人件費の見積り】

（単位：百万円）

役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務
	13,220	601	7,506	5,114

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表２ 収支計画

(単位：百万円)

区 分	住宅資金融通等事業					調整
	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務		
収益の部	1,036,739	4,910	570,798	519,766	△ 58,735	
経常収益	1,036,739	4,910	570,798	519,766	△ 58,735	
資金運用収益	602,238	4,711	110,026	487,894	△ 393	
保険引受収益	376,862	-	434,361	-	△ 57,499	
役務取引等収益	1,406	-	1,406	-	-	
補助金等収益	17,809	0	17,798	11	-	
その他業務収益	-	-	-	-	-	
その他経常収益	38,424	199	7,207	31,860	△ 842	
特別利益	-	-	-	-	-	
費用の部	636,047	6,639	513,503	174,639	△ 58,735	
経常費用	636,047	6,639	513,503	174,639	△ 58,735	
資金調達費用	167,002	3,373	50,121	113,508	-	
保険引受費用	351,957	-	409,787	-	△ 57,830	
役務取引等費用	30,804	742	6,207	23,854	-	
その他業務費用	3,903	75	2,813	1,027	△ 12	
営業経費	82,381	2,366	43,766	36,249	-	
その他経常費用	-	84	809	-	△ 892	
特別損失	-	-	-	-	-	
純利益又は純損失（△）	400,692	△ 1,729	57,294	345,127	-	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,290	154	1,136	-	-	
総利益又は総損失（△）	401,982	△ 1,575	58,431	345,127	-	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表 3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	住宅資金融通等事業				
	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	調整
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,365,955	86,823	△ 113,507	2,392,639	-
業務活動による支出	△ 1,439,427	△ 14,043	△ 1,319,530	△ 164,633	58,777
買取債権の取得による支出	-	-	-	-	-
貸付けによる支出	△ 828,844	△ 8,000	△ 820,844	-	-
人件費支出	△ 17,600	△ 799	△ 9,997	△ 6,804	-
その他業務支出	△ 424,094	△ 1,869	△ 440,179	△ 40,823	58,777
その他支出	△ 168,890	△ 3,375	△ 48,509	△ 117,006	-
業務活動による収入	3,805,383	100,866	1,206,022	2,557,272	△ 58,777
買取債権の回収による収入	-	-	-	-	-
貸付金の回収による収入	2,795,495	96,115	637,825	2,061,555	-
買取債権利息収入	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	591,914	4,742	93,138	494,462	△ 428
その他業務収入	404,639	9	461,724	1,255	△ 58,349
国庫補助金収入	-	-	-	-	-
その他収入	13,334	-	13,334	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 169,421	△ 51,711	△ 289,883	172,173	-
投資活動による支出	△ 519,990	△ 53,011	△ 334,352	△ 360,827	228,200
投資活動による収入	350,569	1,300	44,469	533,000	△ 228,200
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,196,420	△ 35,075	403,839	△ 2,565,184	-
財務活動による支出	△ 3,788,061	△ 223,700	△ 400,204	△ 3,164,157	-
民間長期借入金の返済による支出	△ 221,050	△ 120,800	△ 35,000	△ 65,250	-
債券の償還による支出	△ 1,869,844	△ 102,900	△ 247,069	△ 1,519,875	-
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 1,697,167	-	△ 118,135	△ 1,579,032	-
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	-	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	-	-
財務活動による収入	1,591,641	188,625	804,043	598,973	-
民間長期借入金の借入れによる収入	214,300	114,300	-	100,000	-
債券の発行による収入	1,237,688	74,325	664,390	498,973	-
財政融資資金借入金の借入れによる収入	139,653	-	139,653	-	-
政府出資金収入	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	-	-
資金増加額又は減少額(△)	114	38	448	△ 372	-
資金期首残高	320,145	5,998	58,874	255,273	-
資金期末残高	320,259	6,035	59,323	254,901	-

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（令和３年度～令和６年度）【財形住宅資金貸付業務】

別表１ 予算

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	-
政府出資金	-
財政融資資金借入金	-
民間借入金	114,300
住宅金融支援機構債券	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	74,400
買取債権回収金	-
貸付回収金	96,115
業務収入	4,751
その他収入	1,300
計	290,866
支 出	
業務経費	1,564
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険等業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	1,564
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既往債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	8,000
借入金等償還	223,700
支払利息	3,375
一般管理費	318
人件費	799
その他支出	53,073
計	290,828

【人件費の見積り】

期間中総額601百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表２ 収支計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収益の部	4,910
経常収益	4,910
資金運用収益	4,711
保険引受収益	-
役務取引等収益	-
補助金等収益	0
その他業務収益	-
その他経常収益	199
特別利益	-
費用の部	6,639
経常費用	6,639
資金調達費用	3,373
保険引受費用	-
役務取引等費用	742
その他業務費用	75
営業経費	2,366
その他経常費用	84
特別損失	-
純損失	△ 1,729
前中期目標期間繰越積立金取崩額	154
総損失	△ 1,575

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表３ 資金計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	86,823
業務活動による支出	△ 14,043
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	△ 8,000
人件費支出	△ 799
その他業務支出	△ 1,869
その他支出	△ 3,375
業務活動による収入	100,866
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	96,115
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	4,742
その他業務収入	9
国庫補助金収入	-
その他収入	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 51,711
投資活動による支出	△ 53,011
投資活動による収入	1,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 35,075
財務活動による支出	△ 223,700
民間長期借入金の返済による支出	△ 120,800
債券の償還による支出	△ 102,900
財政融資資金借入金の返済による支出	-
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
財務活動による収入	188,625
民間長期借入金の借入れによる収入	114,300
債券の発行による収入	74,325
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
資金増加額	38
資金期首残高	5,998
資金期末残高	6,035

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（令和３年度～令和６年度）【住宅資金貸付等業務】

別表１ 予算

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	-
政府出資金	-
財政融資資金借入金	139,653
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	667,192
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
買取債権回収金	-
貸付回収金	637,825
業務収入	540,509
その他収入	72,157
計	2,057,335
支 出	
業務経費	437,673
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険等業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	437,673
既住債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	820,844
借入金等償還	400,204
支払利息	48,509
一般管理費	3,910
人件費	9,997
その他支出	335,749
計	2,056,887

【人件費の見積り】

期間中総額7,506百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表２ 収支計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収益の部	570,798
経常収益	570,798
資金運用収益	110,026
保険引受収益	434,361
役務取引等収益	1,406
補助金等収益	17,798
その他業務収益	-
その他経常収益	7,207
特別利益	-
費用の部	513,503
経常費用	513,503
資金調達費用	50,121
保険引受費用	409,787
役務取引等費用	6,207
その他業務費用	2,813
営業経費	43,766
その他経常費用	809
特別損失	-
純利益	57,294
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,136
総利益	58,431

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表３ 資金計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 113,507
業務活動による支出	△ 1,319,530
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	△ 820,844
人件費支出	△ 9,997
その他業務支出	△ 440,179
その他支出	△ 48,509
業務活動による収入	1,206,022
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	637,825
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	93,138
その他業務収入	461,724
国庫補助金収入	-
その他収入	13,334
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 289,883
投資活動による支出	△ 334,352
投資活動による収入	44,469
財務活動によるキャッシュ・フロー	403,839
財務活動による支出	△ 400,204
民間長期借入金の返済による支出	△ 35,000
債券の償還による支出	△ 247,069
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 118,135
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
財務活動による収入	804,043
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	664,390
財政融資資金借入金の借入れによる収入	139,653
政府出資金収入	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
資金増加額	448
資金期首残高	58,874
資金期末残高	59,323

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（令和３年度～令和６年度）【既往債権管理業務】

別表１ 予算

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	-
政府出資金	-
財政融資資金借入金	-
民間借入金	100,000
住宅金融支援機構債券	500,000
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
買取債権回収金	-
貸付回収金	2,061,555
業務収入	495,240
その他収入	533,477
計	3,690,272
支 出	
業務経費	39,075
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険等業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既往債権管理業務関係経費	39,075
買取債権	-
貸付金	-
借入金等償還	3,164,157
支払利息	117,006
一般管理費	2,754
人件費	6,804
その他支出	360,849
計	3,690,644

【人件費の見積り】

期間中総額5,114百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表２ 収支計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収益の部	519,766
経常収益	519,766
資金運用収益	487,894
保険引受収益	-
役務取引等収益	-
補助金等収益	11
その他業務収益	-
その他経常収益	31,860
特別利益	-
費用の部	174,639
経常費用	174,639
資金調達費用	113,508
保険引受費用	-
役務取引等費用	23,854
その他業務費用	1,027
営業経費	36,249
その他経常費用	-
特別損失	-
純利益	345,127
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
総利益	345,127

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表３ 資金計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,392,639
業務活動による支出	△ 164,633
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	-
人件費支出	△ 6,804
その他業務支出	△ 40,823
その他支出	△ 117,006
業務活動による収入	2,557,272
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	2,061,555
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	494,462
その他業務収入	1,255
国庫補助金収入	-
その他収入	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	172,173
投資活動による支出	△ 360,827
投資活動による収入	533,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,565,184
財務活動による支出	△ 3,164,157
民間長期借入金の返済による支出	△ 65,250
債券の償還による支出	△ 1,519,875
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 1,579,032
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
財務活動による収入	598,973
民間長期借入金の借入れによる収入	100,000
債券の発行による収入	498,973
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
資金減少額	△ 372
資金期首残高	255,273
資金期末残高	254,901

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表 1 令和 4 年度予算

【法人単位】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	26,977	26,993	16	
政府出資金	1,000	1,000	-	
財政融資資金借入金	34,900	12,300	△ 22,600	
民間借入金	126,400	42,600	△ 83,800	
住宅金融支援機構債券	2,766,741	1,785,158	△ 981,583	
住宅金融支援機構財形住宅債券	28,500	12,460	△ 16,040	
買取債権回収金	1,310,109	1,258,342	△ 51,767	
貸付回収金	685,554	713,730	28,176	
業務収入	465,882	454,678	△ 11,205	
その他収入	108,706	129,907	21,201	
計	5,554,769	4,437,168	△ 1,117,601	
支 出				
業務経費	113,466	119,784	6,318	
証券化支援業務関係経費	34,890	28,788	△ 6,102	
住宅融資保険等業務関係経費	3,390	3,215	△ 176	
財形住宅資金貸付業務関係経費	404	342	△ 62	
住宅資金貸付等業務関係経費	64,423	77,994	13,571	
既往債権管理業務関係経費	10,358	9,445	△ 913	
買取債権	2,296,239	1,551,647	△ 744,592	
貸付金	195,246	121,523	△ 73,723	
借入金等償還	2,410,802	2,405,240	△ 5,562	
支払利息	180,897	152,070	△ 28,827	
一般管理費	3,544	2,979	△ 564	
人件費	10,802	10,833	32	
その他支出	585,163	585,590	427	
計	5,796,159	4,949,666	△ 846,493	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

別表 1 令和 4 年度予算

【証券化支援勘定】（証券化支援事業）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	26,977	26,993	16	①
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	-	15,000	15,000	②
住宅金融支援機構債券	2,561,971	1,656,858	△ 905,113	③
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
買取債権回収金	1,310,109	1,258,342	△ 51,767	④
貸付回収金	-	-	-	
業務収入	255,795	238,594	△ 17,201	⑤
その他収入	81,748	110,398	28,650	⑥
計	4,236,600	3,306,185	△ 930,414	
支 出				
業務経費	35,086	28,983	△ 6,103	⑦
証券化支援業務関係経費	35,086	28,983	△ 6,103	
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	2,296,239	1,551,647	△ 744,592	⑧
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	1,260,523	1,288,667	28,144	⑨
支払利息	146,975	119,146	△ 27,829	⑩
一般管理費	1,930	1,638	△ 293	⑪
人件費	5,889	5,929	40	⑫
その他支出	489,933	500,323	10,390	⑬
計	4,236,575	3,496,332	△ 740,243	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 補助金受入の増
- ② 借入金の増
- ③ 債券発行額の減
- ④ 買取債権回収金の減
- ⑤ 買取債権利息の減等
- ⑥ 金銭の信託の減少による収入の増等
- ⑦ 債券発行費用の減等
- ⑧ 買取債権の取得の減
- ⑨ 債券の償還の増
- ⑩ 債券利息の減等
- ⑪ 管理諸費の減等
- ⑫ 人件費の増
- ⑬ 国庫補助金の精算による返還金の増等

別表1 令和4年度予算

【住宅融資保険勘定】（住宅融資保険等事業）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	-	-	-	
住宅金融支援機構債券	-	-	-	
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	-	-	-	
業務収入	9,381	7,373	△ 2,008	①
その他収入	19,349	19,347	△ 1	
計	28,730	26,720	△ 2,010	
支 出				
業務経費	3,390	3,215	△ 176	②
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険等業務関係経費	3,390	3,215	△ 176	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	-	-	-	
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	-	-	-	
支払利息	-	-	-	
一般管理費	297	260	△ 37	③
人件費	759	743	△ 16	④
その他支出	24,393	21,529	△ 2,864	⑤
計	28,840	25,747	△ 3,093	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 保険料収入の減等
- ② 保険金支出の減等
- ③ 管理諸費の減等
- ④ 人件費の減
- ⑤ 他勘定長期貸付金の減等

別表 1 令和 4 年度予算

(住宅資金融通等事業)

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府出資金	1,000	1,000	-	
財政融資資金借入金	34,900	12,300	△ 22,600	①
民間借入金	126,400	27,600	△ 98,800	②
住宅金融支援機構債券	204,771	128,300	△ 76,471	③
住宅金融支援機構財形住宅債券	28,500	12,460	△ 16,040	④
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	685,554	713,730	28,176	⑤
業務収入	261,832	257,768	△ 4,064	⑥
その他収入	32,807	44,030	11,223	⑦
計	1,375,764	1,197,189	△ 178,575	
支 出				
業務経費	107,292	109,209	1,916	⑧
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	404	342	△ 62	
住宅資金貸付等業務関係経費	96,530	99,422	2,892	
既往債権管理業務関係経費	10,358	9,445	△ 913	
買取債権	-	-	-	
貸付金	195,246	121,523	△ 73,723	⑨
借入金等償還	1,150,279	1,116,572	△ 33,706	⑩
支払利息	37,775	36,940	△ 835	⑪
一般管理費	1,637	1,455	△ 182	⑫
人件費	4,154	4,162	8	
その他支出	120,685	130,653	9,968	⑬
計	1,617,069	1,520,513	△ 96,555	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 借入金の減
- ② 借入金の減
- ③ 債券発行額の減
- ④ 債券発行額の減
- ⑤ 貸付回収金の増
- ⑥ 団信保険金収入の減等
- ⑦ 他勘定長期借入金の増等
- ⑧ 団信保険料支出の増等
- ⑨ 貸付金の減
- ⑩ 債券の償還の減等
- ⑪ 借入金利息の減等
- ⑫ 管理諸費の減等
- ⑬ 他勘定長期貸付金の増等

別表 1 令和 4 年度予算

【財形住宅資金貸付勘定】（住宅資金融通等事業のうち、財形住宅資金貸付業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	26,400	22,600	△ 3,800	①
住宅金融支援機構債券	-	-	-	
住宅金融支援機構財形住宅債券	28,500	12,460	△ 16,040	②
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	25,267	24,474	△ 793	③
業務収入	1,160	1,142	△ 18	④
その他収入	800	2	△ 798	⑤
計	82,127	60,679	△ 21,449	
支 出				
業務経費	404	342	△ 62	⑥
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	404	342	△ 62	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	-	-	-	
貸付金	2,000	36	△ 1,964	⑦
借入金等償還	78,700	78,600	△ 100	⑧
支払利息	720	453	△ 267	⑨
一般管理費	69	62	△ 7	⑩
人件費	167	170	4	
その他支出	50	51	1	
計	82,110	79,714	△ 2,396	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 借入金の減
- ② 債券発行額の減
- ③ 貸付回収金の減
- ④ 貸付金利息の減等
- ⑤ 有価証券（譲渡性預金）の償還による収入の減等
- ⑥ 業務諸費の減等
- ⑦ 貸付金の減
- ⑧ 借入金の償還の減
- ⑨ 借入金利息の減等
- ⑩ 管理諸費の減等

別表 1 令和 4 年度予算

【住宅資金貸付等勘定】（住宅資金融通等事業のうち、住宅資金貸付等業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府出資金	1,000	1,000	-	
財政融資資金借入金	34,900	12,300	△ 22,600	①
民間借入金	-	5,000	5,000	②
住宅金融支援機構債券	154,771	128,300	△ 26,471	③
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	127,380	120,401	△ 6,979	④
業務収入	143,676	143,952	276	⑤
その他収入	32,654	43,941	11,287	⑥
計	494,381	454,894	△ 39,487	
支 出				
業務経費	113,510	124,706	11,196	⑦
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	113,510	124,706	11,196	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	-	-	-	
貸付金	193,246	121,487	△ 71,759	⑧
借入金等償還	53,026	48,107	△ 4,919	⑨
支払利息	10,087	9,517	△ 570	⑩
一般管理費	894	796	△ 98	⑪
人件費	2,265	2,260	△ 6	
その他支出	120,680	172,681	52,001	⑫
計	493,708	479,553	△ 14,155	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 借入金の減
- ② 借入金の増
- ③ 債券発行額の減
- ④ 貸付回収金の減
- ⑤ 団信配当金の受取額の増等
- ⑥ 他勘定長期借入金の増等
- ⑦ 団信保険料支出の増等
- ⑧ 貸付金の減
- ⑨ 借入金の償還の減等
- ⑩ 借入金利息の減等
- ⑪ 管理諸費の減等
- ⑫ 他勘定長期貸付金の増等

別表 1 令和 4 年度予算

【既往債権管理勘定】（住宅資金融通等事業のうち、既往債権管理業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	100,000	-	△ 100,000	①
住宅金融支援機構債券	50,000	-	△ 50,000	②
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	532,907	568,855	35,948	③
業務収入	133,984	137,958	3,974	④
その他収入	152	60,095	59,942	⑤
計	817,043	766,908	△ 50,136	
支 出				
業務経費	10,358	9,445	△ 913	⑥
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	10,358	9,445	△ 913	
買取債権	-	-	-	
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	1,018,553	989,866	△ 28,687	⑦
支払利息	26,969	26,971	2	
一般管理費	674	597	△ 77	⑧
人件費	1,722	1,732	10	
その他支出	762	17,928	17,165	⑨
計	1,059,039	1,046,538	△ 12,500	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 借入金の減
- ② 債券発行額の減
- ③ 貸付回収金の増
- ④ 償却債権取立益の増等
- ⑤ 有価証券（譲渡性預金）の償還による収入の増等
- ⑥ 業務諸費の減等
- ⑦ 債券の償還の減
- ⑧ 管理諸費の減等
- ⑨ 国庫納付金の支払額の増等

別表 2 令和 4 年度収支計画

【法人単位】

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	533, 515	507, 970	△ 25, 546	
経常収益	533, 515	507, 970	△ 25, 546	
資金運用収益	419, 696	395, 470	△ 24, 226	
保険引受収益	45, 907	63, 241	17, 334	
役務取引等収益	581	502	△ 79	
補助金等収益	44, 635	43, 511	△ 1, 124	
その他業務収益	55	40	△ 15	
その他経常収益	22, 643	5, 206	△ 17, 436	
特別利益	-	-	-	
費用の部	315, 105	297, 867	△ 17, 238	
経常費用	315, 105	297, 867	△ 17, 238	
資金調達費用	180, 949	150, 044	△ 30, 906	
保険引受費用	61, 619	76, 622	15, 003	
役務取引等費用	26, 939	25, 043	△ 1, 896	
その他業務費用	9, 806	6, 938	△ 2, 868	
営業経費	34, 365	30, 567	△ 3, 798	
その他経常費用	1, 427	8, 653	7, 226	
特別損失	-	-	-	
純利益	218, 410	210, 103	△ 8, 307	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2, 282	2, 422	140	
総利益	220, 692	212, 525	△ 8, 167	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

別表 2 令和 4 年度収支計画

【証券化支援勘定】（証券化支援事業）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	305,261	281,288	△ 23,973	
経常収益	305,261	281,288	△ 23,973	
資金運用収益	263,793	240,992	△ 22,801	
保険引受収益	111	137	26	①
役務取引等収益	153	146	△ 8	
補助金等収益	40,191	39,466	△ 725	
その他業務収益	55	40	△ 15	②
その他経常収益	957	506	△ 451	③
特別利益	-	-	-	
費用の部	223,798	194,552	△ 29,245	
経常費用	223,798	194,552	△ 29,245	
資金調達費用	148,066	118,385	△ 29,681	④
保険引受費用	2,381	1,520	△ 861	⑤
役務取引等費用	18,153	17,283	△ 870	
その他業務費用	9,155	6,522	△ 2,633	⑥
営業経費	15,920	14,380	△ 1,540	
その他経常費用	30,123	36,462	6,339	⑦
特別損失	-	-	-	
純利益	81,463	86,736	5,272	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,180	1,320	140	
総利益	82,643	88,056	5,413	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 正味収入保険料の増
- ② 委託解除手数料の減
- ③ 貸倒引当金戻入額の減等
- ④ 債券利息の減等
- ⑤ 正味支払保険金の減等
- ⑥ 債券発行費償却の減等
- ⑦ 貸倒引当金繰入額の増等

別表2 令和4年度収支計画

【住宅融資保険勘定】（住宅融資保険等事業）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	12,341	12,262	△ 79	
経常収益	12,341	12,262	△ 79	
資金運用収益	1,907	1,880	△ 27	
保険引受収益	10,421	10,340	△ 82	
役務取引等収益	-	-	-	
補助金等収益	-	-	-	
その他業務収益	-	-	-	
その他経常収益	13	43	29	①
特別利益	-	-	-	
費用の部	4,759	4,512	△ 247	
経常費用	4,759	4,512	△ 247	
資金調達費用	-	-	-	
保険引受費用	2,138	2,074	△ 64	
役務取引等費用	44	25	△ 19	②
その他業務費用	-	-	-	
営業経費	2,578	2,402	△ 176	
その他経常費用	-	12	12	③
特別損失	-	-	-	
純利益	7,582	7,750	168	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	267	267	0	
総利益	7,849	8,017	168	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 勘定間異動に伴う退職給付引当金戻入額の増等
- ② サービサー委託手数料の減等
- ③ 出資金運用益調整金の増等

別表 2 令和 4 年度収支計画

(住宅資金融通等事業)

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	281,357	268,141	△ 13,217	
經常収益	281,357	268,141	△ 13,217	
資金運用収益	158,095	156,582	△ 1,513	
保険引受収益	96,044	101,257	5,213	
役務取引等収益	427	356	△ 71	①
補助金等収益	4,443	4,045	△ 399	
その他業務収益	-	-	-	
その他經常収益	22,347	5,900	△ 16,446	②
特別利益	-	-	-	
費用の部	151,993	152,523	531	
經常費用	151,993	152,523	531	
資金調達費用	36,736	35,612	△ 1,124	
保険引受費用	89,514	94,490	4,976	
役務取引等費用	8,742	7,735	△ 1,007	③
その他業務費用	818	558	△ 260	④
営業経費	16,183	14,123	△ 2,060	⑤
その他經常費用	-	5	5	⑥
特別損失	-	-	-	
純利益	129,365	115,617	△ 13,747	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	835	835	△ 0	
総利益	130,200	116,452	△ 13,747	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 勤退受託手数料の減等
- ② 貸倒引当金戻入額の減等
- ③ 金融機関手数料の減等
- ④ 債券発行費償却の減
- ⑤ 業務諸費の減等
- ⑥ 出資金運用益調整金の増等

別表 2 令和 4 年度収支計画

【財形住宅資金貸付勘定】（住宅資金融通等事業のうち、財形住宅資金貸付業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	1,483	1,223	△ 260	
経常収益	1,483	1,223	△ 260	
資金運用収益	1,158	1,125	△ 34	
保険引受収益	-	-	-	
役務取引等収益	-	0	0	①
補助金等収益	0	-	△ 0	②
その他業務収益	-	-	-	
その他経常収益	324	98	△ 226	③
特別利益	-	-	-	
費用の部	1,412	1,077	△ 336	
経常費用	1,412	1,077	△ 336	
資金調達費用	724	455	△ 268	④
保険引受費用	-	-	-	
役務取引等費用	204	180	△ 24	⑤
その他業務費用	12	12	△ 0	
営業経費	463	430	△ 33	
その他経常費用	10	0	△ 10	⑥
特別損失	-	-	-	
純利益	71	147	76	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	44	44	0	
総利益	115	191	76	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 信用補完料の増
- ② 災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益の減
- ③ 貸倒引当金戻入額の減等
- ④ 借入金利息の減等
- ⑤ 金融機関手数料の減等
- ⑥ 支払団信特約料の減等

別表2 令和4年度収支計画

【住宅資金貸付等勘定】（住宅資金融通等事業のうち、住宅資金貸付等業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	143,379	155,476	12,097	
経常収益	143,379	155,476	12,097	
資金運用収益	24,978	23,283	△ 1,695	
保険引受収益	112,500	126,273	13,772	①
役務取引等収益	427	356	△ 71	②
補助金等収益	4,442	4,045	△ 398	
その他業務収益	-	-	-	
その他経常収益	1,031	1,520	489	③
特別利益	-	-	-	
費用の部	127,879	139,415	11,536	
経常費用	127,879	139,415	11,536	
資金調達費用	10,499	9,695	△ 804	
保険引受費用	106,089	119,811	13,722	④
役務取引等費用	1,773	1,254	△ 519	⑤
その他業務費用	680	547	△ 133	⑥
営業経費	8,839	7,350	△ 1,489	⑦
その他経常費用	-	759	759	⑧
特別損失	-	-	-	
純利益	15,499	16,061	562	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	791	791	△ 0	
総利益	16,290	16,852	562	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 団信配当金の増等
- ② 勤退受託手数料の減等
- ③ 償却債権取立益の増等
- ④ 団信支払保険料の増等
- ⑤ 金融機関手数料の減等
- ⑥ 債券発行費償却の減等
- ⑦ 業務諸費の減等
- ⑧ 貸倒引当金繰入額の増等

別表 2 令和 4 年度収支計画

【既往債権管理勘定】（住宅資金融通等事業のうち、既往債権管理業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	153,084	137,560	△ 15,524	
経常収益	153,084	137,560	△ 15,524	
資金運用収益	132,085	132,414	329	
保険引受収益	-	-	-	
役務取引等収益	-	0	0	①
補助金等収益	1	0	△ 1	②
その他業務収益	-	-	-	
その他経常収益	20,998	5,146	△ 15,852	③
特別利益	-	-	-	
費用の部	39,289	38,151	△ 1,139	
経常費用	39,289	38,151	△ 1,139	
資金調達費用	25,514	25,462	△ 52	
保険引受費用	-	-	-	
役務取引等費用	6,765	6,301	△ 464	
その他業務費用	129	3	△ 126	④
営業経費	6,881	6,344	△ 537	
その他経常費用	-	41	41	⑤
特別損失	-	-	-	
純利益	113,795	99,410	△ 14,385	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	
総利益	113,795	99,410	△ 14,385	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 信用補完料の増
- ② 災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益の減
- ③ 貸倒引当金戻入額の減等
- ④ 債券発行費償却の減
- ⑤ 勘定間異動に伴う退職給付引当金繰入額の増

別表3 令和4年度資金計画

【法人単位】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 294,840	483,535	778,375	
業務活動による支出	△ 2,791,791	△ 1,980,001	811,790	
買取債権の取得による支出	△ 2,296,239	△ 1,551,647	744,592	
貸付けによる支出	△ 195,246	△ 121,523	73,723	
人件費支出	△ 10,802	△ 10,833	△32	
その他業務支出	△ 108,607	△ 117,523	△8,916	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△ 9,005	△9,005	
その他支出	△ 180,897	△ 169,470	11,427	
業務活動による収入	2,496,951	2,463,536	△33,415	
買取債権の回収による収入	1,310,109	1,258,342	△51,767	
貸付金の回収による収入	685,554	713,730	28,176	
買取債権利息収入	254,810	237,698	△17,112	
貸付金利息収入	155,394	153,890	△1,503	
その他業務収入	59,373	67,813	8,440	
国庫補助金収入	26,977	26,993	16	
その他収入	4,734	5,069	335	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 484,221	△ 433,696	50,525	
投資活動による支出	△ 584,499	△ 553,810	30,688	
投資活動による収入	100,277	120,114	19,837	
財務活動によるキャッシュ・フロー	537,671	△ 562,337	△1,100,008	
財務活動による支出	△ 2,410,908	△ 2,409,816	1,092	
民間長期借入金の返済による支出	△ 32,600	△ 32,500	100	
債券の償還による支出	△ 1,777,933	△ 1,774,982	2,952	
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 600,269	△ 597,758	2,511	
リース債務の支払いによる支出	△ 106	△ 65	41	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	△ 4,511	△4,511	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
財務活動による収入	2,948,579	1,847,479	△1,101,100	
民間長期借入金の借入れによる収入	126,400	42,600	△83,800	
債券の発行による収入	2,786,279	1,791,579	△994,700	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	34,900	12,300	△22,600	
政府出資金収入	1,000	1,000	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
資金減少額（△）	△ 241,390	△ 512,498	△271,108	
資金期首残高	1,154,868	1,133,105	△21,763	
資金期末残高	913,479	620,607	△292,872	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

別表3 令和4年度資金計画

【証券化支援勘定】（証券化支援事業）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 910,408	△ 210,640	699,768	
業務活動による支出	△ 2,506,478	△ 1,738,065	768,413	
買取債権の取得による支出	△ 2,296,239	△ 1,551,647	744,592	①
貸付けによる支出	-	-	-	
人件費支出	△ 5,889	△ 5,929	△40	
その他業務支出	△ 57,376	△ 52,351	5,024	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△ 8,993	△8,993	②
その他支出	△ 146,975	△ 119,146	27,829	③
業務活動による収入	1,596,070	1,527,425	△68,645	
買取債権の回収による収入	1,310,109	1,258,342	△51,767	
貸付金の回収による収入	-	-	-	
買取債権利息収入	255,067	237,730	△17,338	
貸付金利息収入	-	-	-	
その他業務収入	728	870	142	④
国庫補助金収入	26,977	26,993	16	
その他収入	3,188	3,490	302	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 381,420	△ 364,816	16,605	
投資活動による支出	△ 449,980	△ 448,218	1,761	
投資活動による収入	68,559	83,403	14,843	⑤
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,291,853	385,309	△906,544	
財務活動による支出	△ 1,271,973	△ 1,304,577	△32,603	
民間長期借入金の返済による支出	△ 1,700	△ 1,700	-	
債券の償還による支出	△ 1,258,823	△ 1,286,967	△28,144	
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	△ 106	△ 65	41	⑥
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	△ 4,500	△4,500	⑦
他勘定長期借入金の返済による支出	△ 11,345	△ 11,345	-	
財務活動による収入	2,563,826	1,689,886	△873,940	
民間長期借入金の借入れによる収入	-	15,000	15,000	⑧
債券の発行による収入	2,553,826	1,651,386	△902,440	⑨
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	10,000	23,500	13,500	⑩
資金増加額又は減少額（△）	25	△ 190,146	△190,171	
資金期首残高	458,534	565,067	106,533	
資金期末残高	458,559	374,921	△83,638	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 買取債権の取得の減
- ② 国庫補助金の精算による返還金の支出の増
- ③ 債券利息の減等
- ④ 償却債権取立益の増等
- ⑤ 金銭の信託の減少による収入の増
- ⑥ リース債務の支払いによる支出の減
- ⑦ 不要財産に係る国庫納付等による支出の増
- ⑧ 借入金の増
- ⑨ 債券発行額の減等
- ⑩ 他勘定長期借入金の増

別表3 令和4年度資金計画

【住宅融資保険勘定】（住宅融資保険等事業）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
業務活動によるキャッシュ・フロー	6,909	5,126	△ 1,783	
業務活動による支出	△ 4,446	△ 4,220	226	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	-	-	-	
人件費支出	△ 759	△ 743	16	
その他業務支出	△ 3,687	△ 3,477	210	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	
その他支出	-	-	-	
業務活動による収入	11,356	9,346	△2,010	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	-	-	-	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	-	-	-	
その他業務収入	9,381	7,376	△2,005	①
国庫補助金収入	-	-	-	
その他収入	1,975	1,969	△5	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,019	△ 4,146	2,873	
投資活動による支出	△ 24,393	△ 21,520	2,873	②
投資活動による収入	17,374	17,374	-	
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	△ 7	△7	
財務活動による支出	-	△ 7	△7	
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	
債券の償還による支出	-	-	-	
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	△ 7	△7	③
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
債券の発行による収入	-	-	-	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
資金増加額又は減少額（△）	△ 110	973	1,083	
資金期首残高	20,038	19,914	△124	
資金期末残高	19,928	20,887	959	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 保険料収入の減等
- ② 他勘定長期貸付金の減等
- ③ 不要財産に係る国庫納付等による支出の増

別表3 令和4年度資金計画

(住宅資金融通等事業)

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
業務活動によるキャッシュ・フロー	608,659	689,049	80,390	
業務活動による支出	△ 345,846	△ 290,797	55,049	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	△ 195,246	△ 121,523	73,723	①
人件費支出	△ 4,154	△ 4,162	△ 8	
その他業務支出	△ 108,671	△ 110,760	△ 2,089	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△ 13	△ 13	②
その他支出	△ 37,775	△ 54,340	△ 16,565	③
業務活動による収入	954,505	979,846	25,341	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	685,554	713,730	28,176	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	155,394	153,890	△ 1,503	
その他業務収入	110,133	108,600	△ 1,533	
国庫補助金収入	-	-	-	
その他収入	3,423	3,626	202	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 94,437	△ 81,890	12,547	
投資活動による支出	△ 120,126	△ 112,572	7,554	
投資活動による収入	25,689	30,682	4,994	④
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 755,526	△ 930,484	△ 174,958	
財務活動による支出	△ 1,150,279	△ 1,116,576	33,703	
民間長期借入金の返済による支出	△ 30,900	△ 30,800	100	
債券の償還による支出	△ 519,110	△ 488,014	31,096	
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 600,269	△ 597,758	2,511	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	△ 4	△ 4	⑤
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
財務活動による収入	394,753	186,092	△ 208,660	
民間長期借入金の借入れによる収入	126,400	27,600	△ 98,800	⑥
債券の発行による収入	232,453	140,192	△ 92,260	⑦
財政融資資金借入金の借入れによる収入	34,900	12,300	△ 22,600	⑧
政府出資金収入	1,000	1,000	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	5,000	5,000	⑨
資金減少額(△)	△ 241,304	△ 323,325	△ 82,020	
資金期首残高	676,297	548,124	△ 128,173	
資金期末残高	434,992	224,799	△ 210,193	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 貸付金の減
- ② 国庫補助金の精算による返還金の支出の増
- ③ 国庫納付金の増等
- ④ 金銭の信託の減少による収入の増等
- ⑤ 不要財産に係る国庫納付等による支出の増
- ⑥ 借入金の減
- ⑦ 債券発行額の減等
- ⑧ 借入金の減
- ⑨ 他勘定長期借入金の増

別表3 令和4年度資金計画

【財形住宅資金貸付勘定】（住宅資金融通等事業のうち、財形住宅資金貸付業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
業務活動によるキャッシュ・フロー	23,073	24,566	1,493	
業務活動による支出	△ 3,355	△ 1,053	2,302	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	△ 2,000	△ 36	1,964	①
人件費支出	△ 167	△ 170	△ 4	
その他業務支出	△ 469	△ 394	75	②
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	
その他支出	△ 720	△ 453	267	③
業務活動による収入	26,427	25,619	△ 809	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	25,267	24,474	△ 793	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	1,158	1,135	△ 23	
その他業務収入	2	9	7	④
国庫補助金収入	-	-	-	
その他収入	-	0	0	⑤
投資活動によるキャッシュ・フロー	757	△ 49	△ 807	
投資活動による支出	△ 43	△ 49	△ 7	⑥
投資活動による収入	800	-	△ 800	⑦
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 23,812	△ 43,552	△ 19,740	
財務活動による支出	△ 78,700	△ 78,600	100	
民間長期借入金の返済による支出	△ 30,900	△ 30,800	100	
債券の償還による支出	△ 47,800	△ 47,800	-	
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
財務活動による収入	54,888	35,048	△ 19,840	
民間長期借入金の借入れによる収入	26,400	22,600	△ 3,800	⑧
債券の発行による収入	28,488	12,448	△ 16,040	⑨
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
資金増加額又は減少額（△）	18	△ 19,035	△ 19,053	
資金期首残高	5,193	26,148	20,955	
資金期末残高	5,211	7,113	1,902	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 貸付金の減
- ② 業務諸費の減等
- ③ 借入金利息の減等
- ④ 償却債権取立益の増等
- ⑤ 利息及び配当金収入の増
- ⑥ 無形固定資産の取得による支出の増
- ⑦ 有価証券（譲渡性預金）の償還による収入の減
- ⑧ 借入金の減
- ⑨ 債券発行額の減等

別表3 令和4年度資金計画

【住宅資金貸付等勘定】（住宅資金融通等事業のうち、住宅資金貸付等業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 41,856	13,747	55,603	
業務活動による支出	△ 319,878	△ 258,865	61,013	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	△ 193,246	△ 121,487	71,759	①
人件費支出	△ 2,265	△ 2,260	6	
その他業務支出	△ 114,280	△ 125,602	△11,322	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	
その他支出	△ 10,087	△ 9,517	570	
業務活動による収入	278,022	272,612	△5,410	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	127,380	120,401	△6,979	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	20,609	18,849	△1,760	
その他業務収入	126,609	129,740	3,131	
国庫補助金収入	-	-	-	
その他収入	3,423	3,622	198	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 94,439	△ 141,343	△46,904	
投資活動による支出	△ 120,128	△ 172,025	△51,897	②
投資活動による収入	25,689	30,682	4,994	③
財務活動によるキャッシュ・フロー	136,968	102,937	△34,032	
財務活動による支出	△ 53,026	△ 48,111	4,915	
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	
債券の償還による支出	△ 25,387	△ 22,979	2,408	
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 27,639	△ 25,128	2,511	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	△ 4	△4	④
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
財務活動による収入	189,994	151,047	△38,947	
民間長期借入金の借入れによる収入	-	5,000	5,000	⑤
債券の発行による収入	154,094	127,747	△26,347	⑥
財政融資資金借入金の借入れによる収入	34,900	12,300	△22,600	⑦
政府出資金収入	1,000	1,000	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	5,000	5,000	⑧
資金増加額又は減少額（△）	673	△ 24,659	△25,332	
資金期首残高	112,371	141,464	29,092	
資金期末残高	113,045	116,805	3,760	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 貸付金の減
- ② 他勘定長期貸付金の増等
- ③ 金銭の信託の減少による収入の増等
- ④ 不要財産に係る国庫納付等による支出の増
- ⑤ 借入金の増
- ⑥ 債券発行額の減等
- ⑦ 借入金の減
- ⑧ 他勘定長期借入金の増

別表3 令和4年度資金計画

【既往債権管理勘定】（住宅資金融通等事業のうち、既往債権管理業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
業務活動によるキャッシュ・フロー	627,442	650,736	23,294	
業務活動による支出	△ 39,601	△ 56,172	△ 16,570	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	-	-	-	
人件費支出	△ 1,722	△ 1,732	△10	
その他業務支出	△ 10,910	△ 10,056	854	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△ 13	△13	①
その他支出	△ 26,969	△ 44,371	△17,402	②
業務活動による収入	667,043	706,908	39,864	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	532,907	568,855	35,948	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	133,763	134,146	383	
その他業務収入	374	3,903	3,530	③
国庫補助金収入	-	-	-	
その他収入	-	4	4	④
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 755	59,502	60,257	
投資活動による支出	△ 755	△ 498	257	⑤
投資活動による収入	-	60,000	60,000	⑥
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 868,682	△ 989,869	△121,187	
財務活動による支出	△ 1,018,553	△ 989,866	28,687	
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	
債券の償還による支出	△ 445,923	△ 417,236	28,687	
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 572,630	△ 572,630	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
財務活動による収入	149,871	△ 3	△149,874	
民間長期借入金の借入れによる収入	100,000	-	△100,000	⑦
債券の発行による収入	49,871	△ 3	△49,874	⑧
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
資金減少額（△）	△ 241,995	△ 279,631	△37,635	
資金期首残高	558,732	380,513	△178,220	
資金期末残高	316,737	100,882	△215,855	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 国庫補助金の精算による返還金の支出の増
- ② 国庫納付金の増等
- ③ 償却債権取立益の増等
- ④ 利息及び配当金収入の増
- ⑤ 無形固定資産の取得による支出の減
- ⑥ 有価証券（譲渡性預金）の償還による収入の増
- ⑦ 借入金の減
- ⑧ 債券発行額の減等